

真、眞、参、参

# 日本民法總論

inches  
cm 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

## Kodak Color Control Patches

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17	18

© Kodak, 2007 TM: Kodak

## Kodak Gray Scale

A	1	2	3	4	5	6	M	8	9	10	11	12	13	14	15	B	17	18	19
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

© Kodak, 2007 TM: Kodak





年月日	受入	價格	冊數	壹部	番號
明治	四十五年	六月二十日	九	冊	浦和第一貳拾番號



東京帝國大學  
法學博士川名兼四郎著  
法科大學教授

# 日本民法總論

東京 金刺芳流堂



東京帝國大學  
法科大學教授  
法學博士  
川名兼四郎著

# 日本民法總論

東京 金刺芳流堂



久保扶桑大人の還曆に  
當り此小著を公にして  
祝意を表す 著者





久保扶桑大人の還曆に  
當り此小著を公にして  
祝意を表す 著者





久保扶桑大人の還曆に  
當り此小著を公にして  
祝意を表す 著者





序

本書は、著者が東京帝國大學法科大學々生の爲めになしたる講話を省約修正したるものにして、其教科の用に充つることを目的とす、故に只原理を示すに止まり他に及ばず、若夫れ本書が一般攻法の士にも亦幾分の資することあらば、著者の満足とするところなり、

明治四十五年二月一日

著

者

識



日本民法總論目次

緒論

第一章	民法	一
第二章	民法ノ沿革及其編別	五
第三章	民法ノ適用範圍	七
第一節	人及場所ニ關スル適用範圍	七
第二節	時ニ關スル適用範圍	一〇
第四章	民法ノ解釋	一二
第五章	民法上ノ權利	一四
第一節	權利ノ本體	一四
第二節	權利ノ分類	一七
第三節	權利ノ行使、實現、主張	二九

目次



目次

第六章 民法上ノ義務……………三二

本論

第一章 人……………三四

  第一節 權利能力……………三四

    第一款 總說……………三四

    第二款 權利能力ノ始終……………三六

    第三款 權利能力ノ範圍……………三八

  第二節 行爲能力……………四一

    第一款 總說……………四一

    第二款 無能力者……………四三

    第一項 未成年者……………四三

    第二項 禁治產者……………四七

第三項 準禁治產者……………五一

第四項 妻……………五五

第五項 無能力者ノ相手方ノ保護……………五七

第三節 住所、居所……………六一

第四節 不在……………六六

第五節 失踪……………七一

第二章 法人……………七九

  第一節 總說……………七九

  第二節 公益法人ノ成立……………八七

  第三節 法人登記……………九六

  第四節 法人ノ住所、財產目錄、社員名簿……………九八

  第五節 權利能力……………九九

  第六節 所爲能力……………一〇一

目次



第七節 不法行為ノ能力……………一〇二

第八節 法人ノ機關……………一〇五

第一款 理事其他ノ代理人……………一〇五

第二款 監事……………一一〇

第三款 社員總會……………一一一

第九節 法人ノ監督……………一一八

第十節 法人ノ消滅……………一二九

第十一節 解散法人ノ監督……………一二八

第十二節 外國法人……………一二八

第三章 物……………一三二

第一節 物ノ意義……………一三二

第二節 物ノ能力……………一三八

第三節 物ノ種類……………一四一

第一款 不動産、動産……………一四一

第二款 主物、從物……………一四四

第三款 元物、果實……………一四六

第四章 法律上ノ效力、法律事實……………一五〇

第一節 法律上ノ效力……………一五〇

第一款 總說……………一五〇

第二款 權利ノ發生消滅變更……………一五一

第二節 法律事實……………一五六

第一款 總說……………一五六

第二款 心裡表示……………一五八

第三款 意思表示……………一六二

第一項 其意義……………一六二

第二項 意思表示ノ種類……………一六八



第三項 意思表示ノ方法……………一七二

第四項 意思表示ノ解釋……………一七四

第五項 意思表示ノ效力發生期……………一七六

第六項 意思表示ノ受領能力……………一八二

第四款 法律行爲……………一八四

第一項 其意義……………一八四

第二項 訴訟行爲……………一八七

第三項 種類……………一八八

第四項 一般有效要件……………一九七

第一目 總說……………一九七

第二目 内容事項カ可能ナルコト……………一九九

第三目 内容事項カ確定シ得ヘキコト……………二〇一

第四目 内容事項カ公ノ秩序又ハ善良ノ風

俗ニ反セサルコト……………二〇二

第五目 内容事項カ強行法規ニ反セサルコト……………二〇六

第六目 意思表示カ眞意ト一致スルコト……………二〇八

一 總說……………二〇八

二 故意ノ不合(心裡留保虚偽ノ意思表示)……………二〇九

三 不慮ノ不合……………二一三

第七目 意思表示ニ瑕疵ナキコト……………二一八

一 詐欺ニ因ル意思表示……………二一八

二 強迫ニ因ル意思表示……………二二二

第五項 代理ニ依ル法律行爲……………二五〇

第六項 條件附法律行爲……………二五〇

第七項 期限附法律行爲……………二六五



第八項 法律行為ノ效力	二七二
第三款 時効	二八二
第一項 總說	二八二
第二項 各種ノ時効	三〇〇
第一目 取得時効	三〇〇
一 所有權ノ取得時効	三〇〇
二 所有以外ノ財產權ノ所得時効	三〇三
第二目 消滅時効	三〇五
第五章 時	三一五

# 日本民法總論

法學博士 川名兼四郎著

## 緒論

### 第一章 民法

一 民法トハ民法法典ヲ謂フ其範圍ハ左ノ如ク之ヲ定ムルコトヲ得ヘシ、

二 民法ハ主トシテ私法的規定ヨリ成ル、法律ヲ理想的ニ分類シテ公法私法トス、私法ハ箇人相互ノ間ヲ規律スル法律ナリ、公法ハ國家其他ノ公團體ヲ規律スル法律ナリ、國家又ハ公團體ト雖モ、民法ノ支配ヲ受クルコト勿論ナルモ、此場合ニ於テハ國家又ハ公團體ハ箇人ト同視セラルヘキモノトス、私法ハ箇人相互ノ間ヲ規律スル法律ナリ、其意味

公法、私法



民事法

ニ於テ民法ハ私法的規定ヨリ成ルモノトス、公法的規定ハ之ヲ民法中ニ收メス、憲法、行政法、刑法、國籍法等ノ公法ニ屬スル規定ハ民法中ニ存セス、民法ノ規定ハ悉ク私法的規定ニアラス、公法的規定ニ屬スルモノ之ナキニアラス、法人ノ理事清算人ニ關スル罰則ノ規定(八二以下)、裁判所ノ裁判ヲ求ムルコトヲ許可スル規定(二五、三七等)ノ如キ、公法的規定ト見ルコトヲ得ヘシ、然シ此等ノ規定ハ、唯附隨的ニ民法中ニ存スルニ止マリ、民法ハ私法的規定ヨリ成ルコトヲ主眼トス、又私法的規定ハ悉ク民法中ニ集メラレタルニハアラス、民法ニ屬セスシテ、私法的規定ヨリ成立スル法律甚タ多シ、民法施行法、年齡ノ計算ニ關スル法律、永代借地權ニ關スル法律、建物保護ニ關スル法律、立木ニ關スル法律、鐵道抵當法、工場抵當法、鑛業抵當法、利息制限法、失火ノ責任ニ關スル法律、著作權法、特許法、意匠法、實用新案法、商法等ノ如シ、主トシテ私法的規定ヨリ成ル法律ヲ民事法ト稱ス、此意味ニ於テ民法ト稱スルコトナキニアラ

一般法、特別法

原則例外

ス(民事訴訟法一九一、二一七、三三六)

三 民法ハ主トシテ一般法的規定ヨリ成ル、法律ヲ理想的ニ分類シテ一般法、普通法トモ云フ、特別法トス、一般法トハ或事項ニ付キテ一般ニ適用セラルル法律ナリ、特別法トハ其同一ノ事項ニ付キテ存スル特別ナル法律ナリ、故ニ特別法ノ存スル範圍ニ於テ、一般法ハ其適用ヲ縮少セラルルモ、苟モ其障害ナキ限りハ、其適用ヲ妨ケラルルコトナシ、民法ハ此意味ニ於テ一般法的規定ヨリ成ル、民法ノ適用ヲ防止シ又ハ其補充ヲ爲スカ爲メニ特別法アリ、特別法ハ(1)民法ニ規定ナキ事項ヲ定ムルコトアリ、商法中商號、商業登記、商業使用人、會社、手形、船舶等ニ關スル規定ノ如シ、(2)民法ノ原則ニ對スル例外ヲ定ムルコトアリ、原則ハ或法律事實ニ對シテ、法律上ノ效果ヲ定ムル本則ナリ、例外ハ原則ニ定メラレタル法律事實ヨリ、原則ニ異ナル法律上ノ效果ノ生スルコトヲ定ムル變則ナリ、商法中商行爲ノ通則、及賣買ノ規定ハ、民法ノ例外ナルコ



實體法、  
手續法、

ト多ク、利息制限法、失火ノ責任ニ關スル法律ノ如キハ、民法ニ對スル特別法ニシテ民法ノ例外ナリ、

四、民法ハ主トシテ實體法ノ規定ヨリ成ル、法律ヲ理想的ニ分類シテ實體法、手續法トス、私法上ノ實體法ハ個人間ニ於ケル權利ノ實體ヲ定ムル法律ナリ、手續法ハ實體法上ノ權利ヲ實現セシムルカ爲メニ、公ノ機關カ繰返シテ爲スヘキ方法ニ關スル法律ナリ、此意味ニ於テ民法ハ私法上ノ實體法ノ規定ヨリ成ルモノトス、然シ民法ノ規定ハ悉ク其規定ヨリ成ルニハアラス、民法第四百十四條ノ規定ノ如キハ、手續法ノ規定ナリ、強制執行ノ方法ニ關スル規定ナルカ故ナリ、民事訴訟法、人事訴訟手續法、非訟事件手續法、不動産登記法、戶籍法、供託法、競賣法ノ如キ主トシテ手續法ノ規定ヨリ成ルモノトス、民法ハ其手續法ト一體ヲ爲シテ、其存在ノ效用ヲ全フス、手續法ナキ民法ハ、其用ヲ爲ササルモノト知ルヘシ、

民法ノ沿革

### 第二章 民法ノ沿革及其編別

一 維新以後ニ於テモ、外國ハ吾國ニ於テ領事裁判權ヲ有シ、自國ノ法律ニ依リテ、自國人關係ノ事件ヲ裁判セリ、其當時ニ於テハ吾國法ノ頗ル不備ナリシニ基クモノナリ、故ニ立法ノ計劃ハ早ク起リ、明治六年政府ハ司法省内ニ民法編纂ノ一課ヲ設ケ、佛人ボアソナード氏ヲシテ民法ヲ起草セシム、同十三年課ヲ擴張シテ局トナシ、ボアソナード氏ノ立案ヲ討議シ、十九年財産編及收得編ノ二編脱稿セラル、同年民法編纂局ヲ廢シ、更ニ外務省内ニ法律取調委員ヲ置キ、從前ノ事業ヲ繼續シ、二十二年七月民法草案ノ全部成リ、法律トシテ公布セラレ、二十六年一月一日ヲ期シテ施行セラルヘキコトトナレリ、今日舊民法ト稱スルモノ即チ是ナリ、先是外國法律ノ研究漸ク盛ト爲リ、特ニ英佛二國ノ法律ヲ攻究スルモノ多カリシ、帝國大學及英吉利法律學校ハ英法ヲ教授シ、司法

舊民法



省法學校ニ於テハ佛法ヲ講述ス、是ニ於テ自ラ英佛二派ヲ生シタリ、偶々舊民法法典ノ施行セラレントスルニ當リ、兩派其意見ヲ異ニシ、實施延期ノ議論甚タ盛ナリシト云フ、佛法派ハ主トシテ實施論、英法派ハ延期論ヲ主張シテ互ニ下ラサリシ、其論爭ハ遂ニ延期論者ノ勝利ニ歸シ、舊民法ハ二十九年十二月三十一日マテ施行ヲ延期セラル、政府ハ二十年三月十五日勅令第一號ニ依リテ、法典調査會ヲ設ケ、諸法典ノ起草セラルルニ際シ、民法法典ハ穗積博士、富井博士、及故梅博士ノ手ニ依リテ修正セラル、二十九年四月總則、物權及ヒ債權ノ三編カ法律トナリテ公布セラレ、三十一年六月親族相續ノ二編カ公布セラレ、全民法法典ハ明治三十一年七月十六日ヨリ實施セラルルニ至レリ、現行ノ民法即チ是ナリ、現行民法ハ舊民法ヲ修正シタルモノナリト稱スルモ、其實更メテ編纂セラレタル新法典ニ外ナラス、其編纂ニ際シ主トシテ參考セラレタル外國民法ハ、佛民法及ヒ獨逸民法第一草案ナリト云フ、

民法ノ編別

二 民法ノ全部ハ五大編ニ分タル、第一編總則、第二編物權、第三編債權、第四編親族、第五編相續是ナリ、獨逸式編別法ニ則リタルモノナリ、其編別法ハ獨逸ノ學者カ所謂近世ローマ法ヲ講述スルニ當リテ、案出シタルモノナリ、物權編ハ物權ニ特有ナル規定、債權編ハ債權ニ特有ナル規定、親族編ハ家及ヒ親族、後見ニ特有ナル規定、相續編ハ相續及ヒ遺言ニ特有ナル規定ヲ收ムルモノナリ、而シテ總則編ハ此等ノ各編ニ共通ナル規定、又ハ其何レニモ收ムルコトヲ得サル規定ヲ集ム、此一編アルカ故ニ同一ノ規定ヲ各處ニ重複規定スル繁ヲ避クルコトヲ得ルノ實益大ナリ、

第三章 民法ノ適用範圍

第一節 人及場所ニ關スル適用範圍

一 法律ノ支配ト法律ノ適用トハ異ナル、法律ノ支配トハ法律カ大前

法律ノ支配、適用

第三章 民法ノ適用範圍



支配適用ノ原理

提ト爲リ、實際ニ生シタル事實カ小前提ト爲リテ、其法律上ノ結果カ當然ニ生スルコトヲ謂フ、法律ノ適用トハ此三段論法ニ依リテ吾人カ其法律上ノ結果ヲ推論スルコトヲ意味ス、故ニ適用ハ法律支配ノ跡ヲ追フテ、其結果ヲ判斷スルコトニ外ナラス、

二 一般ノ原理トシテ、國權ハ其國ノ臣民ニ對シ、又其領土ニ對シテ存ス、臣民ニ對スル作用ヨリ見テ國權ヲ臣民主權ト稱シ、領土ニ對スル作用ヨリ見テ國權ヲ領土主權ト謂フ、一國ニハ此二方面ノ作用ヲ有スル一國權ノ存スルコトヲ要ス、故ニ日本國權ノ作用ハ、外國ニ在ル日本臣民ニモ及フト同時ニ、日本領土内ニ在ル外國人ニモ及フモノトス、從テ法律モ亦外國ニ在ル日本臣民及ヒ日本領土内ニ在ル外國人ヲ支配スルハ當然ナリ、法律ハ國權ハ命令的又ハ許可的規則ナルカ故ナリ、外國ノ法律ハ在日本ノ外國人ヲ支配ス、然シ日本ノ裁判所ハ日本ノ法律ヲ適用スヘク、外國ノ法律ヲ適用スルコトヲ得ス、又外國ニ在ル日本人

民法ニ付外キテノ例

ヲ支配スル日本ノ法律ハ、外國裁判所ニ依リテ適用セラルルコトヲ得ス、法律ノ支配及ヒ適用ニ關スル原則ハ此ノ如キモノトス、

三 民法ハ日本領土内ニ存スル臣民及ヒ外國人ニ適用セラルルコトヲ原則トス、然シ其原則ニ對スル例外ナキニアラス、

(一) 吾領土内ト雖モ、民法ノ適用セラレサルコトアリ、朝鮮ハ吾領土ナルモ民法ノ適用ナシ、

(二) 吾領土内ニ存スル人ニ、民法ノ適用ナキコトアリ、臺灣ニ於テハ、本島人及清國人ノ外ニ關係ナキ事件ニ付キテハ、從來ノ慣例カ適用セラレ、民法ノ適用ナシ(明治三十九年樺太ニ於テモ、土人ノ外ニ關係ナキ事件ニ付キテハ、從來ノ慣例ヲ適用シ、民法ノ適用ナシ、明治四十年法律二十五號)

(三) 國際私法ノ效果トシテ、吾領土内ニ於テモ、民法其他ノ民事法ノ適用ナキコトアリ、國際私法ハ、涉外的私法關係ヲ裁判スルニ當リ、

國際私法



何國ノ法律ヲ適用スヘキカヲ定メタル國內法ナリ、吾國ニ於テハ、  
 法例第三條以下ニ定メラル、涉外的私法關係トハ、内外私法ノ支配  
 ヲ受クヘキ性質ノ私法上ノ關係ヲ意味ス、外國ニ在ル日本人カ日  
 本人又ハ外國人ト契約ヲ結ビ、日本ニ於テ外國人カ外國人又ハ日  
 本人ト契約ヲ結ビタル場合ニハ、其私法上ノ關係ハ涉外的法律關  
 係ナリ、其關係ニ付キテハ國際私法ノ規定ニ從ヒ、吾國ノ裁判所ハ  
 吾民法其他ノ民事法ヲ適用スルコトヲ得スシテ、外國法ヲ適用ス  
 ル場合ヲ生ス、

第二節 時ニ關スル適用範圍

一 法律ハ其成定以前ノ事實ニ適用セラレサルコトヲ原則トス、舊法  
 ノ支配ニ依リテ生シタル法律上ノ效果カ、新法ノ遡及的支配ニ依リテ  
 變更ヲ生スルハ、生活ノ安固ヲ保障スルノ途ニアラス、且新法ハ必スシ

法律不遡  
及ノ原則

民法不遡  
及ノ原則  
及ヒ例外

新舊兩法  
連絡規定

モ舊法時代ノ事情ニ適合スルモノニアラサルカ故ナリ、此原則ヲ名付  
 ケテ法律不遡及ノ原則ト稱ス、法律ハ此原則ニ從フモノト解釋スルヲ  
 當然トス、然シナカラ、法律ヲ其以前ノ事實ニ適用セシムルモ、法律タル  
 ニ妨ケアルコトナシ、法律ハ唯抽象的ノ事實ニ對シテ、抽象的ニ法律上  
 ハ效果ノ生スルコトヲ定ムル規則ナルニ止マリ、其事實發生ノ時期ヲ  
 問ハサルカ故ナリ、從テ必要アル場合ニ於テハ、不遡及ノ原則ニ對スル  
 例外ヲ定ムルモ差支アルコトナシ、

二 民法ハ明治三十一年七月十六日以後ニ生シタル事實ニ適用セラ  
 ルハ、コトヲ原則トス、民法施行法中ニ別段ノ定メアル場合ニ限り例  
 外トシテ遡及シテ適用セララル(民法施行法一)

三 民法不遡及ノ原則ハ、舊法時代ニ於テ生シタル法律上ノ效果ヲ尊  
 重スルニ在リ、其法律上ノ效果ハ、民法時代ニ入りテモ、猶ホ依然トシテ  
 存續ス、故ニ其效果ト民法トノ連結ヲ定メサルヘカラス(民法施行法一三、一七、二九)



三五、三)此連結規定ハ不遑及ノ原則ニ對スル例外規定ニハアラス、  
六等)

### 第四章 民法ノ解釋

民法ノ解  
釋

公解釋  
私解釋

文字解釋  
理論解釋

一 民法ノ解釋トハ、民法法規ノ意義ヲ定ムルコトヲ謂フ。凡ソ法律ノ解釋ヲ公解釋、私解釋トニ分ツテ例トス。甲ハ別ノ法律ニ依リテ、或法律ノ意義ヲ定ムルコトヲ意味シ、乙ハ吾人カ推理ノ方法ニ依リテ、法律ノ意義ヲ定ムルコトヲ謂フ、私解釋ヲ分ツテ、文字解釋、理論解釋トス、

二 文字解釋ハ法規ノ文字ノ意義ノミニ依リテ、法規ノ意義ヲ定ムルコトヲ謂フ、此方法ニ依リテ民法ヲ解釋スヘカラス、理論解釋トハ文字ノ意義ヲ參照シ、苟モ問題トナリタル法規ノ意義ヲ定ムルノ參考トナルヘキ一切ノ事項ヲ引見シ、推理ノ方法ニ依リテ、法規ノ意義ヲ定ムルコトヲ謂フ、其引見スヘキ參考事項カ解釋ニ資スル効力ハ一様ニアラス、民法法規存在ノ理由、民法法規カ民法ト一體ヲ爲スコト、進ンテ民事

類推適用

準用

法ト一體ヲ爲スコト、世間ノ實際ニ適合セサルヘカラサルコトハ、民法法規ノ解釋ニ絶對ノ効力ヲ有ス、反之起草者、議事者ノ意見、學者ノ見解、判例等ハ參考事項ナリト雖モ、絶對ノ効力ヲ有スルモノニアラス、

三 法規ノ解釋ニ似テ非ナルモノアリ、類推適用是ナリ、類推適用ハ立法上ノ理由ヲ同フスルカ爲メニ、法律ニ規定ナキ事項ニ、之ト類似ノ事項ヲ定メタル規定ヲ適用スルコトヲ意味ス、故ニ類推適用ハ、法律ニ規定ナキコトヲ前提トシテ行ハル、從テ法律ノ解釋ニハアラス、而モ猶ホ此適用ヲ許スハ又法律ニ其根據ヲ有スルモノナリ、吾國ニ於テハ、明治八年太政官布告第百三號成文ナキモノハ、慣習ニ依リ、慣習ナキモノハ、慣習ニ依リテ、裁判ヲ爲スコトヲ定ム、今猶ホ現行ノ法律ニ其根據ヲ有ス、然シ此明文ナクモ、類推適用ヲ許スノトシテ存在ス法規ハ、法典中ニ潜在スルモノト見ルヘシ、民法ハ或事項ニ關スル法規ヲ他ノ事項ニ類推適用スヘキ旨ヲ特ニ定ムルコトアリ、此趣旨ヲ示スニ準用ナル文字ヲ以テス、然シ之カ爲メニ、特ニ準用ヲ許ス場合ノ外ハ、



類推適用ヲ許ササルモノト見ルヘカラス、唯特ニ準用スヘキ旨ヲ定メタルトキハ、立法上ノ理由ノ同一ナルコト明カナルモノニシテ、然ラサル場合ニ於テハ、果シテ其理由ヲ同フスルヤ否ヤヲ考ヘサルヘカラス、ルノ差異アルニ過キス、

### 第五章 民法上ノ權利

#### 第一節 權利ノ本體

權利ノ本體

一 權利ハ、或行爲ヲ爲スコトヲ正當トスル特別ナル法律上ノ状態ナリ、事物ノ状態ヲ事實上ノ状態、法律上ノ状態トニ分ツコトヲ得可シ、事實上ノ状態ハ、吾人ノ五官ニ依リテ認識スルコトヲ得ル状態ナリ、雨天、晴天、有臭、無臭、有色、無色、雜踏、閑靜、腕力ノ強弱ノ如シ、法律上ノ状態ハ、吾人カ法律ヲ基礎トシテ、推理スルトコロノ状態ニシテ、唯吾人ノ意識ニ於テ存スルノミ(四章一節一)所有者ハ、其所有物ヲ存分ニ處置スルコ

トヲ、法律ニ許サレタル状態ニアリ、貸主ハ、借主ニ對シテ、貸金ノ返還ヲ請求スルコトヲ、法律ニ許サレタル状態ニアリ、其状態ハ、所有權、債權ナリ、唯吾人カ法律ニ基キ、意識スルトコロノモノタルニ止マル、故ニ權利ハ、法律ニ依リテ生ス、法律以前ニ於テ既ニ權利ハ存在ス、法律ハ、唯其權利ヲ承認スルニ過キストノ議論ニハ、贊成スルコトヲ得ス、

二 權利ナル法律上ノ状態ハ、或行爲ヲ爲スコトヲ正當トスルコトヲ其内容トス、法律上ノ状態ノ内容ハ、一様ナラス、權利能力ノ如ク、唯權利義務ヲ吸收スルコトニ存スルコトアリ、代理權ノ如ク、代理人ノ爲シ又ハ受ケタル意思表示ノ法律上ノ效力ヲ、直接ニ本人ニ於テ生セシムルコトニ存スルコトアリ、或ハ義務ノ如ク、或行爲ヲ爲シ又ハ爲ス可ラサルコトニ存スルコトアリ、而シテ權利ナル法律上ノ状態ノ内容ハ、或行爲ヲ爲スコトヲ正當トスルコトニ存ス、或行爲ヲ爲スコトヲ正當トスルトハ、法律カ其行爲ヲ爲スコトヲ許可スルコトヲ意味ス、故ニ法



權利ノ利益トノ關係

律ノ顧ミサル吾人自由行動ノ範圍ハ、權利ニアラス、許可セラレタルニ  
 ハアラサルカ故ナリ、又吾人ノ爲ササル可ラサルコトハ權利ト爲ラス、  
 法律ノ命令ニシテ許可ニアラサルカ故ナリ、又權利ハ、積極的ニ、或行爲  
 ヲ爲スコトニ付キテ存シ、消極的ニ、或行爲ヲ爲ササルコトニ付キテ存  
 スルコトナシ、又何人ニモ許サレタル状態ハ權利ニアラス、特ニ、或人  
 ニ許サレタルモノナルコトヲ要ス、故ニ何人ト雖モ賣買、贈與ヲ爲スノ  
 權利ヲ有スルコトナシ、或行爲ヲ爲スコトヲ正當トスルト云フ觀念  
 ハ、實際其行爲ヲ爲スト云フ觀念ト同一ニアラサルハ勿論ナリ、現實ニ  
 其行爲ヲ爲スコトヲ得サルモ、其行爲ヲ爲スコトヲ許可セラルルコト  
 ヲ妨ケス、故ニ所謂意思能力ナキ幼者ハ、事實上法律上自ラ行爲ヲ爲ス  
 コトヲ得サルモ、其行爲ヲ爲ス權利ヲ有スコトヲ妨ケス、

三 利益ノ觀念ヲ權利ノ本體ニ加味セス、故ニ權利ハ甲之ヲ有シ  
 其實益ハ乙之ヲ收ムルカ如キハ毫モ奇トスルニ足ラス、眺望權ハ盲人

ニ對シテ、何等ノ利益ヲ與ヘス、而モ盲人カ地役權者トシテ、之ヲ有スル  
 コトヲ妨ケス、樂器ハ聾者ニ取リテ何等ノ利益ナシ、而モ聾者カ其所有  
 權ヲ有スルコトヲ妨ケス、又利益ノ消滅ト共ニ、權利ノ消滅スルコトナ  
 キハ勿論ナリ、又法律ノ保護スル利益ノ存スルトコロニ、權利アリトス  
 可ラス、例ハ道路警察ノ規則ニ於テ、往來ノ妨害ト爲ルヘキ所爲ヲ禁止ス  
 ルハ、全ク各人ノ利益ヲ保護スルニ在リ、而モ各人ハ其妨害ヲ禁止スル  
 ニ付キテ、何等ノ權利ヲ有スルコトナシ、債權讓渡ノ場合ニ於テ、其通知  
 ヲ債務者ニ爲スコトヲ定ムルハ、全ク債務者ノ利益ヲ保護スルニ  
 在リ、而モ債務者ハ其通知ヲ爲サシムルノ權利ヲ有スルコトナシ、權利  
 ハ法律ニ保護セラルル利益ナリトノ見解ノ誤レルコトハ、今日何人モ  
 疑ハサル所ナリ、

第二節 權利ノ分類



一 權利ノ分類ハ、總テノ權利ヲ分類中ノ何レカノ部類ニ屬セシムルコトヲ目的トス、此意味ニ於テ權利ハ、之ヲ公權ト私權トニ分ツコトヲ得可シ、公權ハ公法上ノ許可ニ因リテ生シ、私權ハ私法上ノ許可ニ因リテ生スル權利ナリ、民法ノ取扱フ權利ハ、私權ナルコトヲ本則トスルカ故ニ、以下只私權ノ説明ノミヲ爲ス、以下權利ト云ヘハ、必ス私權ヲ意味スルモノトス、

二 權利ハ相對權、絕對權及ヒ純正當權ノ三ツニ大別スルコトヲ得

(一) 相對權ハ、或特定ノ一人又ハ數人ニ對シテ、爲シ又ハ爲ササルヘキ

コトヲ請求スル權利ナリ、故ニ其特定ノ人ヲシテ、爲シ又ハ爲ササルノ義務ヲ權利者ニ對シテ負擔セシム、

相對權ト請求權トハ之ヲ區別ス可シ、請求權ハ或人カ他人ニ對シ、爲シ又ハ爲ササルヘキコトヲ要望スル權利ナリ、其他人ハ爲シ又ハ爲ササルノ義務ヲ負擔ス、然シナカラ特定スルコトヲ要セス、所

有權ハ所有者カ、所有物ヲ存分ニ處置スルコトヲ正當トトシ、且ツ所有者以外ノ者ニ對シテ、其所有物ニ不當ノ干涉ヲ爲スコトヲ禁止ス、此干涉禁止ハ、所有者以外ノ者ニ對シテ、干涉ヲ爲ス可ラサルコトヲ請求スルコトヲ權利者ニ許スノ意ニ外ナラス、故ニ所有權ハ無數ノ請求權ヲ包含スルモノト見ル可シ、此請求權ニ對スル義務者ハ、特定セサルモノナリ、尤モ所有物ニ干涉セントスル者アル場合ニ於テ、其特定ノ人ニ對シテ初メテ請求權カ生スルカ如ク見ユルモ、其人ハ其以前ニ於テ請求權ニ對スル義務者ナリ、不特定ハ人ニ對スル請求權ハ、獨立ニ存在セサルコトアリ、例ハ所有權中ニ包有セララルカ如シ、獨立ノ存在ヲ有スルコトアリ、例ハ消極的地役權、眺望ヲ害スル建物ヲ建設セシメサル地役ノ如シハ、何等ノ積極的ノ行爲ヲ爲スコトヲ許スモノニアラス、不特定ノ人ニ對スル無數ナル不行爲請求權ノ集合スルノミ、



作為ノ請  
求權  
不作爲ノ  
請求權

絕對權上  
ノ請求權  
權物上請求

故ニ相對權ハ請求權ノ一種ナレトモ總テノ請求權ハ相對權ニア  
 ラス、特定ノ人ニ對スル請求權カ相對權ナリ、其請求權ハ特定ノ人  
 フシテ或行爲ヲ爲サシムルコトヲ請求スルコトニ存スルコトア  
 リ、或ハ或行爲ヲ爲サシメサルコトヲ請求スルコトニ存スルコト  
 アリ、前者ヲ作為ノ請求權、後者ヲ不作爲ノ請求權ト云フ、  
 特定ノ人ニ對スル請求權ハ絕對權ヨリ流出スルコトアリ、絕對權  
 上ノ請求權ト稱セン、其請求權中、物權ヨリ生スル請求權ヲ物上請  
 求權ト稱セン、物權ノ圓滿ナル狀態ヲ回復スルコトヲ請求スル權  
 利ナリ、例ハ所有者カ不當ニ其占有ヲ奪ハレタル場合ニ於テ、其返  
 還ヲ請求スル權利ノ如シ、所有權ノ當然ノ效力トシテ作用トシテ  
 ハ、此如キ積極的ノ所爲ヲ他人ニ請求スルコトヲ得ス、民法カ別ニ  
 所有權ヲ基礎トシテ、此特別ノ請求權ヲ認ムルモノト見サルヘカ  
 ラス、他ノ絕對權上ノ請求權モ之ニ類推シテ考フ可シ、

親族法上  
ノ請求權

債權

支配權  
獨專權

特定ノ人ニ對スル請求權ハ、財產權ナルコトアリ、然ラサルコトア  
 リ、私生子カ其父ニ對シテ、認知ヲ請求スル權利ハ、親族法上ノ請求  
 權ナリ、扶養ヲ受クル權利モ、或ル範圍ニ於テ、親族法上ノ請求權ナ  
 リ、此請求權カ財產權ナルトキハ、其請求權ヲ債權ト稱ス、  
 (二) 絕對權ハ不特定ノ人ニ對スル、無數ナル不作爲ノ請求權ヲ包有ス  
 ル權利ナリ、禁止權ヲ包有スル權利ナリ、法律ハ(1) 請求以外ノ或行  
 爲ヲ爲スコトヲ許スト同時ニ其行爲ノ妨害ト爲ル可キコトヲ禁  
 止スルコトヲ許スコトアリ、之ヲ通常トス、此場合ニ於テ、權利者ハ、  
 積極的ニ或行爲ヲ爲スノ權利ヲ有シ、同時ニ無數ナル不作爲ノ請  
 求權ヲ有ス、其全體カ一絕對權ヲ爲スモノトス、其行爲ヲ爲スノ權  
 利アルカ故ニ此絕對權ヲ支配權ト稱シ、禁止權アルカ故ヲ以テ、排  
 他的權利又ハ獨專權トモ稱ス、物權ノ如キハ支配權ナルコトヲ原  
 則トス、(2) 只無數ナル禁止的請求權ノミヨリ成ルコトナキニアラ



物權

ス、不作爲ノ地役權、占有權ノ如シ、此權利ハ物權ナリト雖トモ、支配權ヲ包有セス、只不作爲ノ請求權ノ集合シタル全體ナリ、相對權ト雖モ、無數ノ禁止的請求權ヲ生セシムルコト、全クナキニアラス、權利者以外ノ者カ、權利ヲ侵害ス可ラサル義務ヲ負擔スルコトナキニアラス、此禁止的請求權ハ、相對權アルノ結果トシテ生シ、之ニ隨伴ス、其外ニ存スル絕對權ナリ、反之絕對權ノ禁止的請求權ハ、絕對權ソノモノノ内容ヲ爲ス、

絕對權ハ(1)物ニ付キテ存スルコトアリ、其絕對權ヲ物權ト稱ス、所有權、占有權、地上權ノ如シ、物ニ付キテ存セサル權利ハ物權ニアラス、權利質、鐵道財團、工場財團及ヒ鑛業財團ニ付キテ存スル所有權、及ヒ抵當權ハ物權ニアラス、只物權ナル所有權、抵當權ト同一視セララルモノタルニスキス、(2)他人ニ付キテ存スルコトアリ、親權ノ如シ、(3)自己ニ付キテ存スルコトアリ、生命、身體、自由、名譽ニ付キテ、

個人權、  
人格權、  
氏名權、  
無形財產  
權

純正當權

之ヲ 害セシメサル權利成立ス、此等ノ權利ハ、無數ナル不可侵害ノ請求權ノ集合ナリ、故ニ不特定ノ人ニ對スル獨立ノ請求權ナリ、此權利ヲ個人權又ハ人格權ト稱ス、氏名權ハ、吾民法ニ於テモ、解釋上存在スルモノト認ム、然シナカラ人格權ニ屬セス、(4)無形ノ財物ニ付キテ存スルコトアリ、之ヲ無形財產權ト稱ス、著作權、特許權、意匠權、實用新案權、商標權、商號專用權ノ如シ、(5)他ノ權利ニ付キテ存スルコトアリ、權利質權(三六二)地上權、永小作權ニ付キテ存スル抵當權ノ如シ(三六九)

(三)純正當權ハ單ニ或行爲ヲ爲スコトヲ、正當トスルコトノミニ存シ、之ニ對スル義務ヲ包有セサルモノナリ、取消權、正當防衛權ノ如シ、此種ノ權利ハ、近頃ニ至リテ、漸ク權利ノ伍伴ニ列スルコトヲ認メラル、故ニ尙ホ此權利ヲ認メサル者モ亦ナキニアラス、此權利ハ法律上ノ關係ヲ生セシムルコトニ存スルコトアリ、無權代理人ノ



行為ニ對スル本人ノ追認權(一一六)、私生子、認知權(八二七)ノ如シ、或ハ法律上ノ關係ノ變更ヲ來サシムルコトニ存スルコトアリ、選擇債務ニ於ケル選擇權(四〇六)利息ヲ元本ニ組入ルル權利(四〇五)ノ如シ、或ハ法律上ノ關係ノ消滅ヲ來サシムルコトニ存スルコトアリ、取消權(四二四)相殺權(五〇五)解除權(五四〇)相續ノ拋棄又ハ承認權(一七〇)離婚又ハ離縁ノ權利(八六三)ノ如シ、或ハ正當防衛權(七二〇)ノ如ク他人ノ不法行為ヲ防禦スルコトニ存スルコトアリ、管理權ノ如キモノアリ、抗辯權ノ如キモノモアリ、類推シテ考フヘシ

抗辯權ハ請求權ニ對スル反抗權ニシテ、請求セラレタル給付ヲ拒絕スル權利ナリ、法律上ノ理由ナキ請求ヲ否定スル意味ニ於ケル抗辯ト異ナル、之ヲ異議ト稱ス、借金ヲセサルニ拘ハラヌ、又ハ既ニ辯濟ヲ爲シタルニ拘ハラヌ、返金ヲ請求シ來リタル場合ニ於テ、請

抗辯權

財產權  
非財產權

求權ヲ否定スルカ如シ、抗辯權ハ(1)只一時請求ヲ抑制スルコトニ存スルコトアリ、同時履行ノ抗辯權(五三三)保證人ノ有スル抗辯權(四五二)ノ如シ、一時抗辯權ト稱セン、此抗辯權ハ請求抑制ノ事情カ消滅スルニ依リテ消滅ス、又一度ノ抗辯ニ因リテ消滅ス可シ、其後ニ於テ請求ヲ拒絕スルハ、異議ニシテ抗辯ニアラス、(2)此抗辯權ハ永久ニ請求ヲ抑制スルコトニ存スルコトアリ、之ヲ永久抗辯權ト稱セン、此抗辯ニ因リテ請求權ハ消滅スルモノト見ルヘシ、吾民法上ニ於テ其例ヲ見出サス、然シ此觀念アルコトヲ知ラサルヘカラス、抗辯權ハ裁判上又ハ裁判外ニ於テ之ヲ行フコトヲ得ヘシ、裁判外ノ抗辯ハ何等ノ效力ナシトスル學說ニ贊セス、

三 權利ハ財產權、非財產權ニ分類スルコトヲ得ヘシ、  
財產權ノ意義ハ、之ヲ積極的ニ定ムルコト能ハサルモノト考フ、非財產權ヲ定メ、之ニ屬セサルモノ即チ財產權ナリトスルヲ適當トス、非財



非財產權  
ナルト同  
時ニ財產

產權ハ人格權、親族權ヲ總稱ス、親族權ハ親族法上ノ身分ト、終始スル  
權利ヲ云フ、親族法上ノ身分トハ、民法親族篇ニ定メラレタル權利義務  
ヲ、吸收スルニ適スル法律上ノ狀態ナリ、親子、夫妻、兄弟姊妹、後見人、戶主  
家族ト云フハ身分ナリ、親族法上ノ權利ハ、此身分アル者ニ附著ス、其權  
利中此身分ト終始スル權利ヲ、親族權ト稱ス、戶主ノ居所指定權(七四九)  
同意權(七五五)離婚又ハ離縁ヲ爲スノ權利(八一三、八六六)夫又ハ女戶主カ配遇  
者ノ財產ニ對シテ有スル使用及ヒ收益權(七九九)扶養ノ請求權(九五四)  
ノ如シ、人格權及ヒ親族權ニ屬セサル權利ヲ財產權トス、金錢上ノ價  
値ヲ有スルモノ多シ、然シナカラ全ク其價值ヲ有セサルモノアリ、吾民  
法ニ於テハ金錢上ノ價值ナキ債權アルコトヲ認ム(三九九)尙ホ其財產  
權タルコトヲ妨ケス、

財產權、非財產權ハ兩々相對スル權利ナリ、然シナカラ或、權利ハ、財產權  
ナルト同時ニ非財產權ナルコトアリ、扶養ヲ請求スル權利ハ、延滯セル

主體ナキ  
權利アル  
主體アル

所謂胎兒  
ノ權利

ル扶養料ヲ請求スル範圍ニ於テハ、財產權ナリ、此場合ニ於テ、別ニ其部  
分ノ扶養料ヲ請求スル、別箇ノ權利カ分出スルニアラス、只一箇ノ扶養  
請求權アルノミ、

三 權利ヲ主體アル權利ト、主體ナキ權利トニ分類スルコトニ賛セス、  
權利ハ或行爲ヲ爲スコトヲ許サルルコトニ存ス、故ニ其許サルル主乃  
チ主體アルコトヲ要スルカ故ナリ、尤モ主體ナキ權利ヲ認ムルノ必要  
アルカ如キ場合ナキニアラス、(1)吾民法上家督相續ノ開始後ニ於テ、  
相續人ナキ場合ヲ生ス(九八五)故ニ相續人カ選定セラレルマテノ間ニ  
於テハ、被相續人ニ屬セシ權利義務ハ何人ニモ屬セスシテ存在スルノ  
觀アリ、然シ此場合ニ於テモ、此等ノ權利義務ハ、選定セラレル可キ相續  
人ニ付キテ蘇生スヘキ傾向ニ於テ消滅スルモノト見サルヘカラス、  
(2)胎兒カ權利ヲ有スルカ如キ場合アリ、胎兒ハ損害賠償ノ請求ニ付キ  
テハ既ニ生シタルモノト看做サル(七二)故ニ胎兒カ此請求權ノ主タ



ルカ如シ、胎兒ハ權利主體タルニ適セサルヲ以テ、其請求權ハ主體ナクシテ存スルカ如ク見ユ、然シナカラ此場合ニ於テモ、唯賠償ノ請求權ヲ發生ス可キ準備アルニ過スシテ、其發生カ停止セラルモノト考フヘシ、其權利ノ主體トナルヘキモノナキカ故ナリ、從テ胎兒カ生キテ生ルルトキハ、其時ニ於テ請求權カ發生ス、故ニ請求權カ主體ナクシテ存スルノ餘地ナキモノト云フヘシ、相續ニ付キテ胎兒カ生レタルモノト看做サルル場合アリ、(九六八、九六九)此場合ニ於テモ、胎兒ハ現實ニ相續人ト爲ルニアラス、相續人ト爲ルノ準備初マリ、之カ爲メニ他人カ相續人ト爲ルコトヲ得サルノミ、胎兒カ生キテ生マレタル時ニ於テ、相續人ト爲ルヘキモノトス、其時マテハ、被相續人ニ屬セシ權利義務ハ、相續人ニ於テ蘇生スヘキ傾向ヲ爲シテ消滅ス、只此法律上ノ傾向カ殘存スルモノトス、(3)無記名證券ノ所有者カ、其證券ノ所有權ヲ拋棄シ未タ其所有者ナキ場合ニ於テ、其證券上ノ權利ハ、何人ニモ屬セスシテ存在スルノ觀アリ、

然シ此場合ニ於テモ、權利ハ存在セス、只其證券ノ所有者ニ於テ、蘇生スヘキ法律上ノ傾向カ殘存スルノミ、要之主體ナキ權利ハ之ヲ認ムルコト能ハス、

### 第三節 權利ノ行使、實現、主張

權利ノ行使

一 權利ノ行使トハ、權利ノ正當トスルトコロノ行爲ヲ爲スコトヲ謂フ、其行爲ハ法律行爲ナルコトアリ、相殺、取消ハ、相殺權、取消權ノ行使ニシテ、法律行爲ナルカ如シ、又其行爲ハ事實上ノ行爲ナルコトアリ、所有者カ其目的物ヲ存分ニ處置スルハ、所有權ノ行使ニシテ、事實上ノ行爲ナリ、他人カ自己ヲ殺サントスル者ニ反抗スルハ、正當防衛權ノ行使ニシテ、事實上ノ所爲ナルカ如シ、權利行使ト其準備行爲トヲ混同スルコトナキヲ要ス、(五九一、一) 權利ヲ行使スルト否トハ、權利者ノ自由ナルコトヲ原則トス、但シ例外ナキニアラス、(1)間接ニ其行使ヲ強制セラル



權利濫用

ル場合アリ、一定ノ期間内ニ之ヲ行ハサルトキハ、權利ノ消滅ヲ來スカ  
 如シ、(2)又權利ヲ行使ス可キ義務ヲ伴フコトアリ、其義務ハ、當事者ノ約  
 束ニ因リ、又ハ直接ニ法律ノ規定ニ因リテ生ス、(八七九)、權利ハ他人ノ  
 損害ニ於テ、之ヲ行使スルコトヲ得、但シ公益ヲ害シ善良ノ風俗ニ反ス  
 ル方法ニ於テ、之ヲ行使スルコト(權利ノ濫用)ヲ得ス、實ハ其範圍ニ於テ  
 ハ、權利ナキモノト考フ可シ、權利ノ職分ハ、法律ノ職分ト一致シ、公益ヲ  
 害シ、善良ノ風俗ヲ亂ルヘキコトヲ、排斥スルニ在ルカ故ナリ、從テ只隣  
 地ノ竹木ヲ、枯ラサシメンカ爲メノミニ、其根ヲ截取スルハ、截取權(三三)  
 ノ行使ニアラス、之ニ因リテ生スル損害ヲ、賠償スルコトヲ要ス、飛行機  
 飛行船ニ依リテ、土地ノ所有者ニ取リテ何等ノ實益ナキ高サヲ飛行ス  
 ルモノアルモ、所有者ハ、之ヲ禁止スルコトヲ得サルヘシ、權利ハ裁判  
 上ト裁判外トヲ問ハス、之ヲ行使スルコトヲ得ルヲ原則トス、然シ只訴  
 ノ方法ニヨリテノミ、之ヲ行使スルコトヲ得ルモノナキニアラス、債權

權利實現

者ノ取消權(四二四)離婚又ハ離縁ノ權利(八一三)ノ如シ、  
 二 權利ノ實現トハ、權利存在ノ目的カ達セラルルコトヲ謂フ、債權  
 ハ履行ニ依リ、所有權ハ目的物ヲ使用シ收益シ又ハ處分セラルルニ依  
 リテ、實現セラレ、又取消權ハ法律行爲ヲ無效タラシムルト同一ノ結果  
 ヲ生スルニ依リテ實現セラレ、此意味ニ於ケル權利ノ實現ハ、(1)或ハ權  
 利ノ行使ニ因リテ生スルコトアリ、所有權、取消權ノ如シ、(2)或ハ權利  
 ノ行使ニ因リテ、生セサルコトアリ、債權ハ履行ニ依リテ實現セラレ、請  
 求ニ因リテ實現セラレサルカ如シ、(3)或ハ權利ノ行使ニ、他ノ事實ノ  
 加ハルニ依リテ、權利カ實現セララルコトアリ、債權者ノ取消權(四二四)  
 離婚、離縁ノ權利、(八六三)ノ如キハ、權利ノ行使ノ外ニ、裁判アルコトヲ  
 要ス、

權利ノ主張

三 權利ノ主張ハ、權利ノ存在ヲ前提トスル行爲ヲ爲スコトヲ謂フ、  
 其意味ニ於ケル權利ノ主張ハ、權利ノ行使ヲ包含ス、然シ確認ノ訴ヲ起



シ、又ハ權利者カ其權利ヲ讓渡スハ、權利ノ行使ニアラサルモ、權利ノ主張ナリ、

### 第六章 民法上ノ義務

義務

權利ト義務トノ關係

- 一 義務ハ、或行爲ヲ爲スコト、又ハ爲ササルコトヲ不當トスル法律上ノ狀態ナリ、爲ササルコトヲ不當トスルトキハ、其行爲ヲ爲スヘキ義務アリ、爲スコトヲ不當トスルトキハ、其行爲ヲ爲ササルヘキ義務アリト稱ス、甲ハ積極的ノ義務ニシテ、乙ハ消極的ノ義務ナリ、爲シ又ハ爲ササルコトヲ不當トスルト云フハ、法律カ爲シ又ハ爲ササルコトヲ命スルコトヲ意味ス、故ニ法律ノ許ストコロト正反對ナリ、公法上ノ義務ハ、公法ノ命令ニ依リテ生シ、私法上ノ義務ハ、私法ノ命令ニ依リテ生ス、以下義務ト云フトキハ、私法上ノ義務ノミヲ意味スルモノト知ルヘシ、
- 二 一方ニ權利アレハ、他方ニ義務カ必ス對立スルモノト速斷スヘカ

ラス、對立スルコトアリ、セサルコトアリ、絶對權、相對權ニ於テハ、必ス對立義務存ス、債權ノ對立義務ハ、特ニ債務ト稱ス、純正當權ニアリテハ、何等ノ對立義務ナシ、只權利アルノミ、又義務ノミアリテ、之ニ對立スル權利ナキコトモアリ、登記義務(四八五)、公告義務(七九)ノ如シ、權利ハ對立義務ニアラサル別異ノ義務ト、相俟チテ存スルコトアリ、永小作權ハ、必ス小作料ヲ支拂フヘキ義務ト、相俟チテ存スルカ如シ(二七〇)



# 本論

## 第一章 人

### 第一節 權利能力

#### 第一款 總說

人ノ意義  
權利能力

一 吾民法ニ於テ、人トハ權利能力ヲ有スル人間ヲ意味ス、權利能力ハ權利義務ヲ吸收保有スルコトヲ本職トスル法律上ノ狀態ナリ、權利義務ヲ鐵片ニ譬フルコトヲ得ハ、權利能力ハ猶ホ磁石ノ如シ、此磁石アルカ故ニ、鐵片ハ吸收セラレ保有セラル、權利能力アルカ故ニ、權利義務カ吸收セラレ、且ツ保有セラルルモノナリ、故ニ權利能力ハ權利ニアラサルコト明白ナルヘシ、

二 權利能力ハ、法律上ノ狀態ナルカ故ニ、法律ノ創作スルモノナリ、天

自然人  
法人

然自然ニ生スルモノニアラス、今日ニ於テ、法律ハ總テノ人間ニ之ヲ附與ス、固ヨリ特ニ之ヲ附與スル明文ハナキモ、之ヲ附與スルコトヲ前提トスルニアラサレハ、法律ヲ解スルコトヲ得サルナリ、又權利ヲ吸收保有スルノ能力、義務ヲ吸收保有スル能力、ノ二箇ノ能力ヲ別々ニ附與スルニアラスシテ、只權利義務ヲ吸收保有スルコトヲ職分トスル、一箇ノ能力ヲ附與スルノミ、

三 人間ハ法律ノ定ムルトコロノモノニアラス、出生ニ依リテ人間ヲ生スルヤ否ヤハ、法律ノ答フヘキ問題ニアラス、只民法ハ人間カ生キテ生レタルトキハ、其時ニ於テ、權利能力ヲ有スルモノトス、而シテ民法ニ謂フ所ノ人トハ、權利能力ヲ有スル人間ヲ意味スルモノトス、之ヲ自然人ト稱ス、自然人ニアラス、而モ法律ニ依リテ權利能力ヲ附與セララルモノアリ、之ヲ法人ト稱ス、外國ノ民法ニ於テハ、權利能力ヲ有スルモノヲ、人ト稱シ、分ツテ自然人、法人ト爲スモノアリ、論理正確ナリ、吾民法



ニ於ケル人ト法人トノ區別ハ、全民法ヲ通シテ貫徹シタルモノト云フ  
コトヲ得ス、民法カ他人、本人、何人、數人、一人、隣人、永小作人、賃借人ト云フ  
場合ニ於テ、其人ハ、法人ヲ包含スルコト勿論ナルカ故ナリ、

第二款 權利能力ノ始終

一 人間ノ權利能力ハ、人間カ生キテ出生シタル時ニ始マル、(一) 死體  
ニテ出生スルモ、權利能力ノ生スルコトナキハ當然ナリ、出生ハ、人間  
カ母體ヲ分離シ、母體ニ依ラスシテ生存スルコトヲ得ヘキニ至リタル  
コトヲ意味ス、故ニ臍帶ノ分離ハ必要ニアラス、母體ヲ分離スルニ際シ  
テ、死亡スルトキハ、死體ニテ出生シタルモノナリ、權利能力ヲ有スル瞬  
間ナカリシナリ、反之分離後即時ニ死亡スルモ、權利能力ヲ有スル瞬間  
アリテ、死亡シタルモノナリ、其何レニ屬スルヤハ、實際ニ於テ甚タ知リ  
易カラサルモノアラン、發聲、開目ノ有無、生存機能ノ整否、呼吸ノ有無等  
之ヲ決スルノ證據トシテ有力ナルヘシ、  
二 子三子ハ、出生ノ前後ニ依

權利能力  
ノ始胎

胎兒ニ權  
利能力ナ  
シ

リテ、年長者ヲ決スヘク、二 子ノ接合兒ニ付キテモ亦同一ナリ、胎兒ハ、母  
體ノ一部ヲ爲スモノ、權利能力ヲ有スルコトナシ、不法行爲ニ基ク損害  
賠償ノ請求權、相續及ヒ遺贈ニ付キテハ、胎兒ハ既ニ生シタモノト看做  
サルルモ、(七二、一、九六八、九) 此點ニ付キテ、胎兒カ權利能力ヲ有スルモノ  
ト解スヘカラス、

權利能力  
ノ拋棄

二 出生ト共ニ取得セラレタル權利能力ハ、其消滅原因ノ生スルマテ、  
保有セラルヘキハ當然ナリ、法律ハ之ヲ拋棄シテ、權利能力ヲ有セサル  
人間ヲ生スルコトヲ認メサルカ故ナリ、

權利能力  
ノ終

三 人間ノ權利能力ハ、死亡ニ因リテ消滅ス、其他ノ原因ニ因リテ消  
滅スルコトナシ、失踪ノ宣告ハ、權利能力消滅ノ原因ニアラス、(三一)  
四 出生及ヒ死亡ノ時期ハ、法律上重大ノ意味ヲ有ス、相續法上ニ於ケ  
ル其意味ノ大ナル一事ヲ以テモ、之ヲ知ルコトヲ得ヘシ、故ニ人間ノ出  
生、死亡ハ其年月日時ヲ示シテ、戶籍吏ニ届出ツルコトヲ要ス、(戶籍法六  
八一、二五)



出生死亡ノ時期ニ付キテ法律上ノ推定ナシ

五 出生又ハ死亡ノ事實ハ、之ニ因リテ生スル法律上ノ效力ヲ收メントスル者カ、之ヲ證明セサルヘカラス、吾民法ニ於テハ、生存又ハ死亡ニ付キテ、法律上ノ推測ヲ設ケス、故ニ其事實ヲ證明スルコト頗ル困難ナル場合ヲ生スヘシ、出生又ハ死亡ノ時期モ、其時期ニ於テ法律上ノ效力ヲ收メントスル者ニ於テ、之ヲ證明スヘシ吾民法ニ於テハ、其時期ニ付キテ、法律上ノ推定ヲ設ケス、故ニ特ニ雙子ノ出生ノ前後、同一ノ危難ニ遭遇シタル親子ノ死亡ノ前後ハ、之ヲ證明スルコト能ハサル場合ヲ生スヘシ、戸籍簿ノ證據力ニ付キテハ、何等ノ明文ナシト雖モ、反證アルマテハ、登錄セラレタル事實ヲ、真ナリトスル法律上ノ推定アルモノト見ルヘシ、

第三款 權利能力ノ範圍

一 人間ノ權利能力ハ、平等ナルコトヲ原則トス、乃チ各人ノ權利能力ノ吸收スヘキ權利義務ニ、差等ナキコトヲ原則トス、男女ノ別、老弱ノ

權利能力ノ平等ノ原則

男女ノ別ニ因ル例

内外國人ニ因ル例

差、社會上ノ地位、宗教ノ相違、又ハ内外國人ノ差異ハ、其權利能力ニ差等ヲ生セシメサルヲ原則トス、然シナカラ例外トシテ、或人ノ權利能力ハ、或權利義務ヲ吸收スルニ適セサルコトアリ、

二 男女ノ別ハ、例外トシテ其權利能力ニ差等ヲ生スルコトナキヲ得ス、男子ハ夫權ヲ有シ得ルモ、女子ハ之ヲ有スルコト能ハサルカ如シ、男女兩性ヲ平等ニ具フル者ハ、權利能力ヲ有スルコト勿論ナルモ、男女何レカノ性ニ屬スルコトヲ前提トシテ、定メラレタル規定ノ適用ヲ受クルコト能ハス、

三 内外國人ノ差異ハ、例外トシテ、其權利能力ニ差等ヲ生スルコトナキヲ得ス、外國人ハ日本人ニアラサル人間ヲ謂フ、故ニ或外國ノミニ於テ國籍ヲ有スル者、及ヒ無籍國人ヲ包含ス、日本ニ國籍ヲ有スル者ハ、尙ホ外國ニ國籍ヲ有スル者ト雖モ、日本人ニシテ外國人ニアラス、日本人タルノ要件ハ、國籍法ニ依リテ定マル、外國人ハ、例外トシテ、(1)條







行為能力ノ意義

一 行為能力ハ、自ラ獨斷ニテ爲シタル法律行為ヲ、有效ナラシムルコトヲ職分トスル、法律上ノ狀態ナリ、法律上ノ狀態ナルノ點ニ於テハ、權利能力ト同シ、然シニ二者其職分ヲ異ニス、一ハ權利義務ヲ吸收シ保有スルコトヲ職分トシ、一ハ獨斷ノ法律行為ヲ有效ナラシムルコトヲ職分トス、故ニ權利能力ナキトコロニ、行為能力アルコトヲ想像スルコトヲ得スト雖モ、行為能力ナキ者ハ權利能力ナシトスヘカラス、行為能力ハ、意思能力ト區別セサルヘカラス、意思能力ハ、事物ヲ合理的ニ判斷スル腦力ヲ謂フ、精神狀態ナリ、意思無能力ハ、合理的判斷腦力ナキ精神狀態ナリ、一般意思無能力、特別意思無能力トニ區別スヘシ、甲ハ一般ニ判斷腦力ヲ缺キ、乙ハ特別ノ場合ニ際シテ其腦力ヲ缺クコトヲ意味ス、泥酔、人事不省ノ場合ノ如シ、一般意思無能力者ハ、又行為能力ヲ有スルコト能ハスト雖モ、行為無能力者ハ、意思能力ヲ有スルコト能ハサルニアラス、妻ノ如キ無能力者ナリ、而モ意思能力者タルコトヲ妨ケス、意思

意思能力ノ意義

能力ハ、權利能力ノ要件ニアラス、意思能力ナキ者ト雖モ、權利能力ヲ有スルコトヲ認ム、

二 行為能力ヲ有セサル人間ヲ、無能力者ト稱ス、意思能力ヲ有スルモノアリ、又之ヲ有セサルモノアリ、其有無ハ事實ニ依リテ之ヲ定メサルヘカラス、吾民法上ノ無能力者ハ、行為無能力者ヲ意味スルヲ例トス、未成年者禁治產者、準禁治產者、及ビ妻ヲ總稱ス、然シナカラ異例トシテ、無能力者タリシ者ヲ指スコトアリ、(一九、一)或ハ不法行為上ノ責任ヲ負擔スル能力ナキモノヲ意味スルコトアリ、(七一、四)

第二款 無能力者

第一項 未成年者

一 未成年者ハ、滿二十年ニ達セサル者ヲ謂フ、(三、四) 其年齡ニ達シタル者ヲ成年者ト稱ス、(三) 出生ノ日ヨリ起算シ、曆ニ從ツテ算上シ、二十日目ノ起算日ニ應當スル日ノ、前日ノ終了ヲ以テ滿二十年トス、(明治三十五年)

成年者

未成年者



無能力ノ  
範圍

第一月日法律) 人間カ、事物ヲ合理的ニ判斷スルノ能力ハ、一定ノ年齢ニ達スルニアラサレハ成熟セス、其未成熟ナル間ハ、其足ラサルトコロヲ補足セシムルノ必要アルヘシ、未成年者ヲ無能力者ト爲ス所以ナリ、

二 未成年者ノ無能力ノ範圍ハ、廣汎ナリ、未成年者ハ獨斷ニテ自ラ法律行爲(賣買、贈與等)ヲ有效ニ爲スコトヲ得ス、有效ニ其行爲ヲ爲スニハ、法定代理人ノ同意ヲ要ス(四)其同意ナキ法律行爲ハ、無効ニハアラサルモ取消シ得ヘキモノト爲ル(四二) 但シ意思能力ナキ未成年者ノ行爲ハ、成立スルコトヲ得サルハ勿論ナリ、未成年者ノ法定代理人ハ、主トシテ親權者及ヒ後見人ヲ總稱ス(八八、八九條ノ特別代理者蓋シ此等ノ者ハ、未成年者ノ代理人(九二、九三)ニシテ、未成年者本人ヨリ選定セラレタルモノニアラサルカ故ナリ、同意ハ、未成年者ノ未熟ナル思慮ヲ補足スルノ目的ヲ有シ、未成年者ノ行爲ヲ有效ナラシメント欲スル意思表示ナリ、未成年者又ハ其相手方ニ對シテ之ヲ爲スヘシ、行爲ノ後ニ於ケル同

同意ノ性  
質

包括的ノ  
同意

意ハ、追認ト爲ル(四章二節四款) 同意ハ、各別ノ行爲ニ付キテ、各別ニ之ヲ爲スコトヲ要ス、包括的ノ同意ハ、目的ヲ定メ、又ハ定メスシテ、一定ノ財産ノ處分ヲ許ス方法ニ於テ、之ヲ與フルコトヲ得ルノミ(五)此場合ニ於テハ、其許サレタル處分ニ屬スル一切ノ行爲ニ付キテ包括的ニ同意ヲ與フルモノト見ルヘシ、學資トシテ又ハ小遣トシテ若干ノ金錢ヲ使用スルコトヲ許サレタル場合ノ如シ、

三 此原則ノ例外トシテ、未成年者カ、獨斷ニテ爲シタル行爲ノ、有效ナルコトヲ妨ケサル場合アリ、

(一) 未成年者モ單ニ權利ヲ得、又ハ單ニ義務ヲ免ルヘキ性質ノ行爲ハ、獨斷ニテ之ヲ爲スコトヲ得(四、但書)未成年者カ受贈者トナリテ贈與ヲ締結スルハ、甲ノ行爲ニ屬ス、若シ債務ノ免除カ契約ナレハ、未成年者カ債務者トシテ、免除ヲ締結スルハ、乙ノ行爲ニ屬スヘシト雖モ、吾民法上免除ハ、單獨行爲ナルカ故ニ(五一、九)之ニ屬セス、從テ



營業許可

乙ノ行爲ニ屬スル適例ヲ見出スニ苦シム、  
 (二) 隱居(七五六)婚姻(七六五)私生子ノ認知(八二八)遺言(六一〇)ニ付キテハ  
 例外規定アリ、

營業

(三) 營業ノ許可ハ其營業ニ關シテハ、未成年者ニ成年者ト同一ノ能力  
 ヲ附與ス(六) 故ニ其營業ニ關スル行爲ハ、未成年者獨斷ニテ爲ス  
 コトヲ得ヘシ、營業ハ獨立シテ營利的行爲ヲ業トスルコトヲ謂  
 フ、商業(商五、非訟事件一六六)農業ハ勿論、學術上ノ技能ヲ應用スル場合モ  
 亦營業タルコトヲ得、辯護士、醫者ノ業ノ如シ、許可スヘキ營業ハ、  
 一種タルト數種タルトヲ問ハズ、唯之ヲ特定スルコトヲ要ス、營  
 業ノ許可ハ其營業ニ關スル無數ノ行爲ヲ包括的ニ同意スルニハ  
 アラス、其營業ニ關シテ成年者ト同一ノ能力ヲ與フルコトニ在リ、  
 故ニ其範圍ニ於テハ、法定代理人ノ權限(八八四)ハ縮少セラルルモ  
 ハト見ルヘシ、又訴訟能力ヲ有スルニ至ルヘシ、營業ノ許可ハ

禁治產者  
要件  
心神喪失  
ノ常況

之ヲ取消シ又ハ制限スルコトヲ得(六二)取消ハ廢止ヲ意味ス(非訟事件一六八)取消又ハ制限ヲ爲スニハ、未成年者カ未タ其營業ニ堪ヘサル事跡アルコトヲ必要トス、後見人カ法定代理人ナルトキハ、親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス(六一九)

第二項 禁治產者

請求權者

一 禁治產者ハ、裁判所ノ裁判ニ依リテ、禁治產ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ謂フ(七) 裁判所カ此宣告ヲ爲スニハ、二箇ノ要件アリ、  
 (一) 其宣告ヲ受ケヘキ者カ、心神喪失ノ常況ニ在ル者ナルコトヲ要ス、心神喪失ハ、變體ノ精神狀態ニシテ、意思能力ヲ缺クノ意ナリ、癡癲ノ類ハ、其主ナルモノナリ、原則トシテ其狀態ニ在ル者ハ、一時本心ニ復スルコトアル者ト雖モ、禁治產者ト爲スコトヲ得ヘシ  
 (二) 其宣告ヲ請求スル權利アル者カ、其宣告ヲ請求スルコトヲ要ス、



無能力ノ範圍

其請求權ハ公權ナリ、第一ノ要件ノ具ハルニ因リテ生シ、本人(本心ニ復シタル場合ニナス)配遇者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢事ニ屬ス(七)請求權アルカ故ニ、其請求アルトキハ、裁判所ハ其宣告ヲ爲ササルヘカラス、其宣告ハ輕々ニ之ヲ爲スヘカラス、特ニ第一ノ條件具ハラサルニ、具ハリタルカ如ク裝ヒ、禁治産者トナシ、後見人ト爲リテ、私利ヲ營マントスルモノナキニアラサルカ故ナリ、故ニ裁判所カ其宣告ヲ爲スニ當リテハ、第一要件ノ具ハルヤ否ヤニ付キテ、鄭重ナル調査ヲ爲ササルヘカラス(四)人事訴訟手續法

二 禁治産者ノ無能力ノ範圍ハ、未成年者ノヨリモ廣汎ナリ、禁治産者ノ爲シタル法律行爲ハ、單ニ權利ヲ得又ハ義務ヲ免ルヘキ行爲ト雖モ、尙ホ有效ニアラス、取消シ得ヘキモノナリ(九)但シ其本心ニ復セサル時ノ行爲ノ不成立ナルハ勿論ナルヘシ(後見人ノ同意アルモ、其行爲ハ有效ナルコト能ハス、此ノ如ク、其無能力ノ範圍大ナルカ故ニ此點丈ニ

禁治産者ト後見人

例外

モ、禁治産ノ要件ヲ具フル未成年者ヲ禁治産者ト爲ス實益アリ(一)參照(四)後見人ニ其宣告ノ請求權ヲ許シタルモ之カ爲メナリ(七)此場合ニ於テハ、未成年者タルカ故ニ生スル效果ハ、禁治産者タルカ爲メニ生スル效果ニ壓倒セラレ、一時其發現ヲ停止セラレ、モノト見サルヘカラス、準禁治産者ヲ禁治産者ト爲ス場合ニ付キテモ亦同一ナリ、

三 禁治産者ハ、之ヲ後見人ニ附ス(八) 禁治産者ヲ生スルトキハ、當然後見人ヲ生スルコトアリ(九)〇三)又親族會ノ選任ニ因リテ、後見人ヲ生スルコトアリ(九)〇四)何レノ場合ヲ問ハス、後見人ハ禁治産者ノ療養看護ヲカメ(九)〇二)禁治産者ノ財産ヲ管理シ、其代理人トシテ其財産ニ關スル一切ノ法律行爲ヲ爲スコトヲ得(九)二)三)從テ後見人ノ人物ニ依リ、大ナル危険ヲ伴フコトナキニアラスト雖モ、禁治産ノ身體財産ノ安全ヲ保障スルニハ此方法ニ依ルノ外ナシ、

四 以上ノ原則ノ例外トシテ、禁治産カ自ラ爲シタル法律ノ行爲ノ有



效ナルコトヲ妨ケサル場合アリ、婚姻(七七九)私生子ノ認知(八二八)養子縁組(八五二)遺言(六一〇)ノ如キハ、禁治産者カ本心ニ復シタル場合ニ於テ、有效ニ之ヲ爲スコトヲ得ヘシ、

禁治産ノ取消

五 禁治産ノ宣告ハ、裁判所ノ裁判ニ依リテ、之ヲ取消スコトヲ得ヘシ其條件左ノ如シ、(一〇)

要件

(一) 禁治産ノ原因止ミタルコトヲ要ス、故ニ心神喪失ノ狀況カ、全ク平常ニ復シタルカ、又ハ唯異例トシテ心神喪失ノ狀況ニ在ルニ至ルコトヲ要ス、此場合ニ於テモ、當然禁治産ヲ脱スルニアラス、

請求權者

(二) 其宣告取消ノ請求アルコトヲ要ス、第一ノ要件具ハルニ因リテ其請求權ヲ生シ、禁治産ノ宣告ヲ請求スル權利ヲ有スル者ト同人ニ歸ス、此請求ハ請求權ノ行使ナルカ故ニ、裁判所ハ必ラス其宣告ヲ取消サ、ルヘカラス、其手續ハ人事訴訟手續法第四十條以下ニ定メラル、此取消ハ廢止ヲ意味ス、故ニ唯將來ニ向ツテ、禁治産者

ヲ能力者タラシムルニ止マリ、過去ニ及ハス、

第三項 準禁治産者

準禁治産者

一 準禁治産者ハ、裁判所ヨリ、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタル者ヲ謂フ、裁判所カ其宣告ヲ爲スニハ、二箇ノ要件アリ、(一一)

要件

(一) 其宣告ヲ受ケヘキ者カ、心神耗弱者、聾者、啞者、盲者又ハ浪費者ノ何レカ一ニ該當スル者ナルコトヲ要ス、(一二) 心神耗弱者ハ、精神上ノ不具者ニシテ、全ク判斷能力ヲ有セサルニアラサルモ、普通ノ者ニ比シ、其能力ノ薄弱ナルモノヲ謂フ、白痴、老衰者ノ類ノ如シ、浪費者ハ、前後ヲ顧ミス、財産ヲ消費スル性癖アル者ヲ謂フ、聾者、啞者、盲者、讀ンテ字ノ如シ、此等ノ者ハ、身體若シクハ精神上ノ不具者ナルカ、又ハ其浪費心ヲ抑制スルコト能ハサルノ結果、其家族ヲ路頭ニ迷ハシムルノ虞アルモノナリ、之ヲ無能力ト爲スハ偶然ニアラス、



- (二) 其宣告ノ請求アルコトヲ要ス、其請求權ハ第一要件ノ具ハルニ因リテ生シ、本人、配遇者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、又ハ檢事ニ歸ス、(一三、七) 其請求アルトキハ、裁判所ハ必ラス、其宣告ヲ爲ササルヘカラス、其手續ニ付キテハ、人事訴訟法第六十七條ヲ參照スヘシ、
- 二 準禁治產者ノ無能者ノ範圍ハ、廣汎ナラス、只左ニ列記スル行爲ヲ獨斷ニテ爲スコトヲ得サルノミ、
- (1) 元本ヲ領收シ、又ハ之ヲ利用スルコト、
  - (2) 借財(五六七)又ハ保證(四四六)ヲ爲スコト、
  - (3) 不動産又ハ重要ナル動産ニ關スル權利ノ得喪ヲ目的トスル行爲ヲ爲スコト、
  - (4) 訴訟行爲ヲ爲スコト、(四章二節四款二項參照)
  - (5) 贈與(五四九)和解(六九五)又ハ仲裁契約ヲ爲スコト、
  - (6) 相續ヲ承認(一〇〇二五)シ、又ハ之ヲ拋棄(三八〇)スルコト、

- (7) 贈與若クハ遺贈(六一〇)ヲ拒絕シ、又ハ負擔附ノ贈與(一五五)若クハ遺贈(一〇四)ヲ受諾スルコト、
  - (8) 新築、改築、増築又ハ大修繕ヲ爲スコト、
  - (9) 第六百二條ニ定メタル期間ヲ超ユル賃貸借ヲ爲スコト、
- 列記以外ノ行爲モ、亦獨斷ニテ爲スコトヲ得サルモノト爲スコトヲ得ヘシ、然シ裁判所ヨリ特ニ其旨ヲ宣告スル裁判ヲ得サルヘカラス、(一ニ<sup>2</sup>) 準禁治產者カ、以上列記ノ行爲又ハ特ニ裁判所ノ宣告アル行爲ヲ獨斷ニテ爲ストキハ、其行爲ハ無効ニアラサルモ、取消シ得ヘキモノト爲ル、(一ニ<sup>3</sup>) 此ノ如ク準禁治產者ハ、其能力ニ於テ未成年者ト異ナルカ故ニ、未成年者ハ之ヲ準禁治產者ト爲スコトヲ得ス、又禁治產者ハ其宣告ノ取消ト共ニ之ヲ準禁治產者ト爲スコトヲ得ヘシ、有效ニ其行爲ヲ爲スニハ、保佐人ノ同意ヲ要ス、(一ニ) 保佐人ハ、準禁治產者ニ同意ヲ與フルコトヲ職トスルモノナリ、其代理人ニアラス、又財産管理權ヲ



同意

有セス、同意ハ準禁治産者ノ法律行爲ヲ、有效ナラシメント欲スル意思表示ナリ、行爲後ニ於ケル同意ハ、何等ノ效力ヲ生セス、又各別ノ行爲ニ付キテ、各別ニ同意ヲ與ヘサルヘカラス、唯新築、改築、増築、大修繕ヲ爲スコトニ同意シタルトキハ、其中ニ屬スル法律行爲ニ付キテ、包括的ニ同意ヲ與ヘタルモノト見ルヘシ、保佐人ハ當然生スルコトアリ(九九〇〇三九)又ハ親族會ヨリ選定セラルルコトアリ(九九〇九〇五〇)

三 準治産ノ宣告ハ、裁判所ノ裁判ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得(一〇三)其要件左ノ如シ、

包括的同意

準禁治産ノ取消

要件

請求權者

- (一) 準禁治産ノ原因ノ止ムコトヲ要ス、故ニ啞者、盲者カ準禁治産者ナルトキハ、終生其状態ヲ脱スルコト能ハサルヘシ、
- (二) 宣告取消ノ請求アルコトヲ要ス、其請求權ハ、第一要件ノ具ハルニ因リテ生シ、準禁治産宣告ノ請求權ヲ有スルモノニ屬ス、其請求ニシテ理由アラハ、裁判所ハ必ラス宣告ヲ取消ササルヘカラス、

妻

第四項 妻

一 妻ハ婚姻中ニ在ル女ヲ謂フ、妻ヲ無能力者ト爲スハ、夫婦間ノ平和ヲ計ルニ在リ、然シナカラ妻ニ無能力者ナル名稱ヲ附シ、他ノ無能力者ト同列ニ並ヘ、同一ノ規定ヲ以テ律セントスルハ、其當ヲ得タルモノト思ハス、之ニ關スル規定ハ、夫權ノ效力ニ關スル規定中ニ收ムルコトヲ至當トス、

無能力ノ範圍

二 妻ノ無能力ノ範圍ハ、準禁治産者ノソレト同様ナリ、(二四)然シ妻ノ無能力ハ、其利益ノ保護ヲ目的トスルニアラス、夫婦間ノ平和ヲ計ルニ在ルカ故ニ、其無能力ノ範圍ニ付キテモ、全々同一ナラス、左ノ相違アリ、

- (1) 贈與若クハ遺贈ヲ受諾スルコト、
- (2) 身體ニ羈絆ヲ受クヘキ契約ヲ爲スコト、
- (3) 賃貸借ヲ爲スコト、

ニ付キテモ、妻ノ獨斷ヲ許サス、又妻ニ付キテハ特ニ裁判所ノ宣告



許可  
例外

ニ依リテ、獨斷ヲ許ササル行爲ヲ増スコトヲ得ス、此等ノ行爲カ有效ナルニハ、夫ノ許可アルコトヲ要ス、許可ハ妻ニ對スル夫ノ同意ナリ、其許可ナキ行爲ハ、取消シ得ヘキモノト爲ル(一四二)

三 此原則ノ例外トシテ、妻カ獨斷ニテ爲シタル法律行爲ノ、有效ナルコトヲ妨ケサル場合アリ、

營業ノ許可

- (1) 夫ノ生死分明ナラサルトキ、
- (2) 夫カ妻ヲ遺棄シタルトキ、
- (3) 夫カ禁治産者又ハ準禁治産者ナルトキ、
- (4) 夫カ瘋癲ノ爲メ、病院又ハ私宅ニ監置セララルトキ、
- (5) 夫カ禁錮一年以上ノ刑ニ處セラレ、其刑ノ執行中ニ在ルトキ、
- (6) 夫婦ノ利益相反スルトキ、<sup>(一七上)</sup>
- (7) 夫カ妻ニ營業ノ許可ヲ與エタル場合ニ於テハ、其營業ニ關シ、妻ハ獨立人ト同一ノ能力ヲ有ス、<sup>(一五)</sup>故ニ其範圍ニ屬スル法律行爲ニ

未成年ノ夫ノ許可

付キ、一々夫ノ許可ヲ得ルヲ要セス、營業ノ許可ハ、其營業ニ屬スル個々ノ行爲ヲ包括的ニ許可スルニアラス、其營業ニ關シテハ、能力者ト爲スコトヲ其實質トス、<sup>(三)</sup>未成年者<sup>(參照)</sup> 夫ハ無條件ニテ此許可ヲ取消シ、廢止ノ意又ハ制限スルコトヲ得、但シ其事實ヲ知ラサル第三者ニ對シテハ取消又ハ制限ノ效ナシ、<sup>(一六)</sup>

- (8) 遺言ヲ爲ストキ、<sup>(六一)</sup>
- (9) 商法六條

四 夫カ未成年者ナルトキハ、妻ニ對スル許可ハ、法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス、<sup>(一八)</sup>各別ノ行爲ニ對スル許可ナルト、營業ノ許可ナルトヲ問ハス、其同意ナキ許可ハ無効ナリ、故ニ妻ノ其行爲ハ當然取消シ得ベキモノト爲ル、營業許可ノ取消又ハ制限ヲ爲ス場合ニ付キテハ、未成年ノ夫ハ、法定代理人ノ同意ヲ要セス、

第五項 無能力者ノ相手方ノ保護



無能力者  
ノ相手方  
ハ催告權  
ヲ有ス

一 無能力者ノ取消シ得ヘキ行爲ノ相手方ハ其行爲ヲ取消スコトヲ得ス、至ク無能力者側ニ於テ、取消スヤ否ヤニ左右セラル、ノ已ムナキ地位ニ在リ、故ニ相手方ハ其地位カ、早ク確定スルコトヲ希望スルハ當然ナリ、民法ハ此正當ナル希望ニ應センカ爲メニ、相手方ニ與フルニ催告權ヲ以テシ、其作用ノ發展ニヨリテ、其地位ヲ確定セシム、(一九) 其催告權ハ、取消シ得ヘキ法律行爲ヲ將來取消ササルヤ否ヤ、追認スルヤ否ヤ)ノ確答ヲ求ムルコトヲ職分トス、

二 其催告權ハ、無能力者カ能力者ト爲リタル後ニ於テ、之ヲ行フコトヲ得、此場合ニ於テ相手方ハ、一箇月以上ノ熟考期間ヲ定メ、其期間内ニ追認スルヤ否ヤノ確答ヲ爲スヘキ旨ヲ催告スルコトヲ要ス、此催告ヲ受ケタル者ハ、殆ント其ノ期間ノ終リニ至ルマテ熟考スルコトヲ得、而メ其期間内ニ何レカノ確當ヲ發スルトキハ、其確答ノ到達ト共ニ、其確答ノ趣旨ニ從ヒ、或ハ其行爲ハ取消サレ、又ハ取消シ得ヘカラサルモ

ノト爲ル、反之其期間内ニ確答ヲ發セサルトキハ、其行爲ハ追認セラレタルモノト看做サル、從テ其行爲ハ取消シ得ヘカラサルモノト爲ル、(一九一)

三 無能力者カ未タ能力者ト爲ラサル間ニ於テモ、妻、未成年者又ハ禁治産者ノ相手方ハ、夫又ハ法定代理人ニ對シテ、前同様ノ催告ヲ爲スコトヲ得、此ノ催告ヲ受ケタル者カ、熟考期間内ニ、確答ヲ發セサルトキハ、其ノ行爲ヲ追認シタルモノト看做サル、(一九二) 但シ法定代理人ニ對シテハ、其權限内ノ行爲ニ付キテノミ、此催告ヲ爲スヘキハ當然ナリ、(一九三) 故ニ取消シ得ヘキ行爲カ、之ト利益相反スルモノナルトキハ、親權者ニ對シテ此催告ヲ爲スコトヲ得ス、特別代理人、(八八八)ニ對シテ之ヲ爲スヘキモノトス、第八百九十二條第九百三十六條ノ場合ニ於テハ、親權者又ハ後見人ニ對シテ催告ヲ爲スコトヲ得ス、特別ノ財産管理者ニ對シテ之ヲ爲スヘキモノトス、夫又ハ法定代理人ニ對シテ、此催告ヲ爲



ス場合ニ於テ、其取消シ得ヘキ行爲カ、有效ナルニ特別ノ方式(要件)ヲ必要トスルモノナルトキハ、夫カ未成年者ナルトキハ、其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要シ、(一八)後見人カ親族會ノ同意ヲ得ルコトハ、(九二九)妻又ハ未成年者ノ行爲ヲ有效ナラシムル特別ノ要件ナリ、夫又ハ法定代理人カ熟考期間内ニ、其特別ノ要件ヲ具備セシメタル旨ノ通知ヲ發セサルトキハ、其行爲ヲ取消シタルモノト看做サル、(一九三)蓋シ特別ノ要件ヲ要スル場合ニ於テハ、其行爲ヲ追認スルニモ、亦其特別ノ要件ヲ具フルコトヲ必要トスルカ故ナリ、

四 準禁治産者及ヒ妻ニ對シテハ直接ニ催告ヲ爲スコトヲ得、此場合ニ於テハ、一箇月以上ノ熟考期間ヲ定メ、其期間内ニ保佐人ノ同意又ハ夫ノ許可ヲ得テ、其行爲ヲ追認スヘキ旨ヲ催告スル事ヲ要ス、(一九四)故ニ其追認スルヤ否ヤノ確答ヲ爲スヘキ旨ノ催告ヲ爲スノミニテハ不可ナリ、此場合ニ於テ妻又ハ準禁治産者カ、其期間内ニ右ノ同意又ハ

許可ヲ得タル旨ノ通知ヲ發セサルトキハ、其行爲ヲ取消シタルモノト看做サル、(一九五)

無能力者  
カ能力者  
タルコトヲ  
信セシムル  
爲メ詐術ヲ  
用キタル  
場合

五 無能力者カ、能力者タルコトヲ信セシムル爲メ、詐術ヲ用キタルトキハ、其行爲ハ取消シ得ヘカラサルモノト爲ル、(二〇) 全々無能力者ニアラサル旨ヲ虚示スルト、又無能力者タルコトヲ自白スルモ、或ハ法定代理人ノ同意ヲ得タル旨、又ハ營業ノ許可ヲ得タル旨ヲ、虚示スルトヲ問ハス、詐術ヲ用キルト云フハ、相手方ヲ錯誤ニ陥ラシメ、自己ヲ能力者ト誤信セシムルニ適スル特別ノ手段ヲ盡シタルコトヲ意味ス、此場合ニ於テハ、其無能力者ノミカ取消權ヲ有セサルニアラス、行爲自體カ取消シ得ヘカラサルモノト爲ルモノトス、故ニ妻ノ行爲ニ付キテハ、夫モ亦取消スコトヲ得ス、

### 第三節 住所、居所



住所ノ意  
居住

無住所

一 住所ハ、各人ノ生活上ノ本據ヲナス場所ヲ謂フ、(二)人ノ居住スル場所ニシテ、唯或特定ノ目的ノ爲メノミニ、居住スルニアラサル所ヲ意味ス、居住ハ人カ其生活上ノ設備ヲ有スルコトヲ意味ス、時ノ大部分ヲ其場所ニ過コス事ヲ必要トセス、又必スシモ獨立ノ住家ヲ有スルニ及ハス、特定ノ目的ノ爲メノミニ居住スルトキハ、其目的カ達セラルルニ因リテ、當然其居住ヲ廢スヘキ傾向ヲ帶フ、其場所ハ住所ニアラス、故ニ行商人ノ行ク先ノ定宿ハ、其住所ニアラス、病者兵士ノ收容セラレタル病院、兵營ハ、病者兵士ノ住所ニアラス、監獄モ亦囚人ノ住所ト見ルコトヲ得ス、下宿屋、寄宿舎ハ、學生ノ住所ニアラサルコトヲ通例トス、居住ノ永キニ亘ルト否トハ毫モ問フ所ニアラス、故ニ官吏カ又近ク轉任セラレヘキコトヲ見越シテ、其赴任地ニ居住ヲ爲スモ、其場所カ住所タルニ妨ケアルコトナシ、人ハ住所ヲ有セサルコトアルヘシ、然シ同時ニ二箇ノ住所ヲ有スルコトヲ得ス、或生活上ノ目的ノ爲メニハ、甲所カ住所

數箇ノ住所  
交代ノ住所

任意住所  
法定住所

住所ノ設  
定

住所ノ廢  
止

本籍地

トナリ、他ノ生活上ノ目的ノ爲メニハ、乙所カ住所ト爲ルコトヲ認メス、住所ハ全生活上ノ關係ニ於テ之ヲ定メ、其本據ヲナス場所ヲ以テ住所ト爲スカ故ナリ、又甲乙兩所カ交代ニ住所トナルコトヲ得ス、此ノ如キ場合ニ於テモ、亦住所ハ其何レカノ一箇所ニ存スヘシ、住所ニ任意住所、法定住所ノ區別ヲ認ムル立法例アリ、任意住所ハ、各人ノ選定ニヨリテ生シ、法定住所ハ、各人ノ意思ヲ顧ミス、法律ノ規定ニヨリテ定メラレタル住所(妻ノ住所ハ、夫ノ住所ニ在リ、子ノ住所ハ親ノ住所ニ在リト云フカ如シ)ヲ謂フ、吾民法ニハ此區別ナシ、住所ノ設定ハ、一ニ或場所カ或人ノ生活ノ本據タルヤ否ヤノ事實ニ依リテ定マルノミニ、意思能力ナキ幼兒ノ住所カ、其親ノ住所ニアルハ、其幼兒ノ生活ノ本據カ親ノ住所ニ在ルカ故ナリ、住所ノ廢止ニ付キテモ、亦同一ナリ、故ニ設定廢止共ニ意思表示ニ依ルニアラス、又法律上ノ意味アル行爲ニ依ルニモアラス、住所ハ本籍地ト異ナル後、後各人ノ戶籍簿ヲ管掌スヘキ戶籍公署ノ



寄留地

存スル場所ヲ謂フ、故ニ二者一致スルコトアルヘシ、セサルコトアルヘシ、住所ハ寄留地ト異ナル、寄留地ハ寄留地トシテ届出テタル場所タルニ止マル、故ニ住所ト一致スルコトアリ、又一一致セサルコトアリ、

住所ノ效力

二 住所ハ法律上重大ノ意味ヲ有ス、其主ナルモノニ付キテ云ヘハ、(1)住所ハ民事訴訟事件、非訟事件ニ付キテ、裁判籍ヲ定ム(民事訴訟法一〇、民事訴訟法一、民事訴訟法二、民事訴訟法三、民事訴訟法四、民事訴訟法五、民事訴訟法六、民事訴訟法七、民事訴訟法八、民事訴訟法九、民事訴訟法一〇、民事訴訟法一一、民事訴訟法一二、民事訴訟法一三、民事訴訟法一四、民事訴訟法一五、民事訴訟法一六、民事訴訟法一七、民事訴訟法一八、民事訴訟法一九、民事訴訟法二〇、民事訴訟法二一、民事訴訟法二二、民事訴訟法二三、民事訴訟法二四、民事訴訟法二五、民事訴訟法二六、民事訴訟法二七、民事訴訟法二八、民事訴訟法二九、民事訴訟法三〇、民事訴訟法三一、民事訴訟法三二、民事訴訟法三三、民事訴訟法三四、民事訴訟法三五、民事訴訟法三六、民事訴訟法三七、民事訴訟法三八、民事訴訟法三九、民事訴訟法四〇、民事訴訟法四一、民事訴訟法四二、民事訴訟法四三、民事訴訟法四四、民事訴訟法四五、民事訴訟法四六、民事訴訟法四七、民事訴訟法四八、民事訴訟法四九、民事訴訟法五〇、民事訴訟法五一、民事訴訟法五二、民事訴訟法五三、民事訴訟法五四、民事訴訟法五五、民事訴訟法五六、民事訴訟法五七、民事訴訟法五八、民事訴訟法五九、民事訴訟法六〇、民事訴訟法六一、民事訴訟法六二、民事訴訟法六三、民事訴訟法六四、民事訴訟法六五、民事訴訟法六六、民事訴訟法六七、民事訴訟法六八、民事訴訟法六九、民事訴訟法七〇、民事訴訟法七一、民事訴訟法七二、民事訴訟法七三、民事訴訟法七四、民事訴訟法七五、民事訴訟法七六、民事訴訟法七七、民事訴訟法七八、民事訴訟法七九、民事訴訟法八〇、民事訴訟法八一、民事訴訟法八二、民事訴訟法八三、民事訴訟法八四、民事訴訟法八五、民事訴訟法八六、民事訴訟法八七、民事訴訟法八八、民事訴訟法八九、民事訴訟法九〇、民事訴訟法九一、民事訴訟法九二、民事訴訟法九三、民事訴訟法九四、民事訴訟法九五、民事訴訟法九六、民事訴訟法九七、民事訴訟法九八、民事訴訟法九九、民事訴訟法一〇〇)(2)債務辨濟ノ場所ヲ定ム(民法二七四、民法二七五、民法二七六、民法二七七、民法二七八、民法二七九、民法二八〇、民法二八一、民法二八二、民法二八三、民法二八四、民法二八五、民法二八六、民法二八七、民法二八八、民法二八九、民法二九〇、民法二九一、民法二九二、民法二九三、民法二九四、民法二九五、民法二九六、民法二九七、民法二九八、民法二九九、民法三〇〇)(3)相續開始ノ地ヲ定ム(民法九六三、民法九六四、民法九六五、民法九六六、民法九六七、民法九六八、民法九六九、民法九七〇、民法九七一、民法九七二、民法九七三、民法九七四、民法九七五、民法九七六、民法九七七、民法九七八、民法九七九、民法九八〇、民法九八一、民法九八二、民法九八三、民法九八四、民法九八五、民法九八六、民法九八七、民法九八八、民法九八九、民法九九〇、民法九九一、民法九九二、民法九九三、民法九九四、民法九九五、民法九九六、民法九九七、民法九九八、民法九九九、民法一〇〇〇)(4)國際私法上適用スヘキ法律ヲ定ム(民法一、民法二、民法三、民法四、民法五、民法六、民法七、民法八、民法九、民法一〇、民法一一、民法一二、民法一三、民法一四、民法一五、民法一六、民法一七、民法一八、民法一九、民法二〇、民法二一、民法二二、民法二三、民法二四、民法二五、民法二六、民法二七、民法二八、民法二九、民法三〇、民法三一、民法三二、民法三三、民法三四、民法三五、民法三六、民法三七、民法三八、民法三九、民法四〇、民法四一、民法四二、民法四三、民法四四、民法四五、民法四六、民法四七、民法四八、民法四九、民法五〇、民法五一、民法五二、民法五三、民法五四、民法五五、民法五六、民法五七、民法五八、民法五九、民法六〇、民法六一、民法六二、民法六三、民法六四、民法六五、民法六六、民法六七、民法六八、民法六九、民法七〇、民法七一、民法七二、民法七三、民法七四、民法七五、民法七六、民法七七、民法七八、民法七九、民法八〇、民法八一、民法八二、民法八三、民法八四、民法八五、民法八六、民法八七、民法八八、民法八九、民法九〇、民法九一、民法九二、民法九三、民法九四、民法九五、民法九六、民法九七、民法九八、民法九九、民法一〇〇)(5)諸種ノ通知書類ノ送達ヲ爲スヘキ場所ヲ定ム、

居所

三 居所ハ各人カ居住スル場所ヲ謂フ、或特定ノ目的ノ爲メニ居住スルト否トヲ問ハス、故ニ住所ハ居所ナリ、然シナカラ居所ハ住所ニアラス、或特定ノ目的ノ爲メニ居住スル所ハ住所ニアラサルカ故ナリ、從テ無住所ノ者モ、居所ハ之ヲ有シ得ヘク、外國ニ住所ヲ有シテ、日本ニ居所ヲ有スルコトモ妨ケサルヤ論ナシ、住所ノ外ニ居所ヲ認ムルノ理

假住所

由ハ(1)住所ノ知レサル場合ニ於テ、居所ヲ住所ト看做シ(二)住所ニ附シタル法律上ノ効力ヲ、居所ニ於テ生セシメントスルニ在リ、住所ノ知レサル場合ハ、住所ノ有無不明ナルカ、又ハ住所ノ所在ノ不明ナル場合ヲ包含ス(2)日本ニ住所ナキ場合ニ於テ、日本ニ於ケル居所ヲ、住所ト看做スニ在リ(三)日本人タルト外國人タルトヲ問ハス、又外國ニ於テ住所ヲ有スルト否トヲ問ハス、唯外國ニ住所ヲ有スル場合ニ於テハ、法律ノ定ムル所ニ從ヒ、其住所ノ法律ニ依ルヘキトキハ、其範圍ニ於テ、日本ノ居所ヲ住所ト看做ササルハ當然ナリ、居所ヲ住所ト看做ス必要ノ度ヲ超ユルカ故ナリ、

四 各人ハ或行爲ニ付キテ、或場所ヲ住所ト同等ノ効力ヲ有スルモノト定ムルコトヲ得、其場所ヲ假住所ト稱ス(二四)故ニ假住所ハ住所ニアラス、唯所定ノ行爲ニ付キテ、住所ト同視セララルルニ過キス、假住所ヲ選定スルトキハ、其行爲ニ付キテ、住所及ヒ假住所ノ二者カ併存スルモ



ノトス、唯選定行爲ノ解釋ニ因リテ所定ノ行爲ニ付キテハ、假住所ノミ存スルモノト同様ノ行動ヲ爲スヘキ債務關係ヲ、當事者間ニ生セシムルモノト見ルヘシ、

第四節 不在

不在ノ意  
不在者

一 不在トハ、或人カ其從來ノ住所又ハ居所ヲ去リ、居所ノミアル場合ニ於テハ、當分ノ間、自ラ其財産ヲ管理スルニ至ルヘキ見込ナキ状態ヲ謂フ、(二五)其状態ニ在ル者ヲ不在者ト稱ス、其生死不明ナルト否ト、又其行方ノ不明ナルト否トヲ問ハサルモノトス、此場合ニ於テハ、其不在者ノ財産ノ減少ヲ防キ、又不在者ニ對シテ權利ヲ有スル者ノ爲メニ、或方法ヲ講スルコトヲ要ス、

二 不在者本人カ其財産管理人ヲ置クコトアルヘシ、又不在者カ未成年者又ハ禁治産者、妻ナルトキハ、其法定代理人又ハ夫(八〇一)カ其財産

財産管理  
ノ方法

ヲ管理スルニ至ル、故ニ是等ノ場合ニ於テハ、別ニ問題ヲ生セズ、反之不在者カ別ニ管理人ヲ定メ置カサルカ、若クハ定メ置キタルモ、其管理人ノ權限カ消滅シタルカ、又ハ不在者無能者ニアラサルトキハ、裁判所カ財産ノ管理ニ干涉ス、

三 裁判所ハ其財産ノ管理ニ付キ、必要ナル處分ヲ命ス(二五)其處分ノ内容ハ、場合ニ應シテ裁判所之ヲ定ム、或ハ財産ヲ封印シ、或ハ其財産ヲ競賣ニ付スルコトアルヘシ、(非訟事件手續法四六五八)或ハ其方法ト共ニ又ハ單ニ財産管理人ヲ選任スルコトアルヘシ、此場合ニ於テハ、裁判所ノ命令ニ因リテ管理人ヲ生ス、又管理人ハ、辭任ヲ裁判所ニ届出ツルニ依リテ、其地位ヲ脱スルコトヲ得、(非訟事件手續法四〇二)此處分ヲ命スルハ、裁判所ノ職權ニ依リテナスニアラス、其處分請求權者ノ請求ヲ俟タサルヘカラス、而シテ其請求アリタルトキハ、裁判所ハ其ノ處分ヲ命スルコトヲ要ス、請求ハ權利ノ行使ナルカ故ナリ、其請求權者ハ不在者ノ財産ニ付キテ、



法律上利害ノ關係ヲ有スル者(相續人タルヘキ者、債權者、保證人ノ類及ヒ檢事ナリ、(二五) 本人カ後日ニ至リテ、管理人ヲ置キタルトキハ、裁判所ハ、其處分命令ヲ取消スコトヲ要ス、(二五二) 其取消ハ廢止ノ意ナリ、其取消モ亦其請求權ヲ有スル者ノ請求ヲ俟タサルヘカラス、請求權者ハ後ニ置カレタル管理人、法律上ノ利害關係人、及ヒ檢事ナリ、(二七二) 不在者カ置キタル管理人ハ、不在者ノ生死不明ト爲リタル場合ニ於テ、裁判所之ヲ解任シ、他人ヲ以テ管理人ト爲スコトヲ得、利害關係人又ハ檢事ノ請求ヲ俟タサルヘカラス、(二六) 不在者ト管理人トノ間ニ成立シタル任命契約ハ、其場合ニ於テ、裁判所之ヲ破壞シ得ルコトニ注意スヘシ、

四 財産管理人ハ、財産ノ管理權ヲ有ス、管理權ハ何等ノ制限ナケレハ、財産ニ關シテ、一切ノ行爲ヲ爲スノ權利ナリ、裁判上ト裁判外トヲ問ハス、又事實上ノ行爲ト、法律上ノ行爲トヲ問ハサルナリ、然シナカラ、裁

財産管理  
人  
管理ノ意  
義

目錄調製  
ノ義務

判所ノ選任シタル財産管理人ノ管理權ハ、唯第百三條ニ定メタル行爲ヲ爲ス事ノミニ制限セラレ、其制限ヲ超ユル必要アル場合ニ於テハ、特ニ裁判所ノ許可ヲ必要トス、不在者ノ置タル管理人カ、其管理權ノ制限ヲ超ユル必要ヲ生シタルトキハ、其不在者ノ生死カ不明ナル場合ニ於テノミ、裁判所ノ許可ヲ得テ其行爲ヲ爲スコトヲ得、(二八) 財産管理人ハ、財産ノ管理ニ付キテ、代理權ヲ有ス、其權限ハ、管理權ニ存スル制限ニ依リテ限定セラレ、(二八) 裁判所ノ選任シタル管理人ハ、其管理ノ初メニ於テ不在者ノ財産ノ目錄ヲ調製スル義務ヲ負フ、然シ此義務ハ唯其管理スヘキ財産ノミニ關ス、(二七) 其調製、保管、閱覽等ニ付テハ、非訟事件手續法第五十五條乃至第五十七條ヲ見ルヘシ、不在者ノ置キタル管理人ハ、當然此義務ヲ負フ可キ筈ナシ、然シ不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ裁判所カ其調製ヲ命シタルトキハ、又其調製ノ義務ヲ負擔ス、其調製ノ命令ハ、法律上ノ利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ之ヲ爲



擔保供與ノ義務

ス(二七二)何レノ場合トヲ問ハス、管理人カ目錄ヲ調製スルニ必要ナル費用ハ、不在者ノ財産ヲ以テ之ヲ支辨スヘキモノトス(二七一)裁判所ノ選任シタル管理人ハ、其他ノ義務ヲ當然ニ負擔スルコトナシ、然シ裁判所カ、不在者ノ財産ノ保存ニ必要ト認ムル處分ヲ命シタルトキハ、其義務ヲ負擔スヘシ(二七三)例ハ財産ノ狀況ヲ報告シ、且管理ノ計算ヲ爲スヘキ義務ヲ負擔スルコトアルヘキカ如シ(非訟事件手続法四一)不在者ノ生死分明ナラサル場合ニ於テ、本人ノ選任シタル管理人モ、亦此義務ヲ負擔スルコトアルヘキハ當然ナリ(二七三)裁判所ノ選任シタル管理人ハ、裁判所ノ命令ニ因リテ、相當ノ擔保、質、抵當保證ヲ供スル義務ヲ負擔ス、(二九)相當ナルヤ否ヤハ、裁判所ノ意見ニヨリテ定ム、尙ホ管理人ハ、後ニ至リ裁判所ノ命令ニ因リ、擔保ノ増減變更ヲ爲スヘキ義務ヲ負擔スルコトアルヘシ、裁判所ヨリ免除ノ命令アリタルトキハ擔保ノ義務ヲ免ル(非訟事件手続法四四)此擔保義務ハ、不在者ニ對スル債務ト見ルヘシ、故ニ其債

報酬ヲ受ケル權利

務ノ履行トシテ、自己カ擔保ヲ供スル場合ニ於テハ、又不在者ノ代理人トシテ其擔保ヲ受ケルコトヲ得ヘシ(但書)其擔保スル債權ハ、財産返還ノ債權及ヒ不在者カ不當ナル管理ニ因リテ受ケタル損害ノ賠償ヲ請求スル債權未來ノ債權ナリ(二九)以上ノ義務ニ依リ、不當ナル管理ヲ防止セントス、裁判所ノ選任シタル管理人ハ、當然ニ報酬ヲ受ケル權利ヲ有スルコトナシ、然シ裁判所カ之ヲ許可スルトキハ、相當ノ報酬ヲ受ケル權利ヲ有ス、其權利ノ許否、報酬ノ額ハ、管理人ト不在者トノ關係其他ノ事情ニ依リテ之ヲ定ム、其權利ハ不在者ニ對スル債權ナリ、尙ホ不在者ト管理人トノ間ニ生スル法律關係ハ、委任ニ關スル六百四十四條、六百四十六條、六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ニ依リテ決スヘシ(非訟事件手続法四三)

第五節 失踪



失踪ノ意  
義  
失踪者

一 失踪トハ、裁判所ヨリ、失踪ト稱スル宣告ヲ受クルニ因リテ或人ニ生スル状態ナリ、其宣告ヲ受ケタル者ヲ、失踪者ト謂フ、裁判所カ其宣告ヲ爲スニハ、三ツノ要件アリ、

要件

(一) 其宣告ヲ受クヘキ者カ、生死不明ナル不在者ナルコトヲ要ス、(三〇) 生死不明トハ、死亡ノ推測ヲ爲スヘキ事情ノ存スルコトヲ意味ス、南洋出稼中ノ人カ、重病ニ罹リタル通知アリ、爾後何等ノ通信ニ接セサルカ如キ場合ニ生ス、

失踪期間

(二) 生死不明ノ状態カ、一定ノ期間繼續スルコトヲ要ス、失踪制度ハ、死亡ノ推測ヲ爲スヘキ不在者ニ關スル法律關係ニ付キテ、法律上ノ利害ノ關係ヲ有スル者ノ地位ヲ確定セシムルコトヲ目的トスルモ、生死不明ノ状態カ、一定ノ期間繼續スルニアラサレハ、失踪ノ效果ヲ生セシムルコトヲ得サルハ當然ナリ、其期間ノ經過スルニヨリテ、最初ノ推測ハ漸ク確實ニ近ツクヘシ、此期間ヲ失踪期間

普通期間

ト稱ス、其期間ノ經過カ、失踪宣告ノ要件ナルカ故ニ、不在者カ其時ニ於テ、若年ナルト、老年ナルトハ、之ヲ問ハサルモノトス、其期間ヲ普通期間、特別期間ニ分ツ、普通ノ期間ハ七年、特別期間ハ三年トス、(三一) 普通期間ハ、一般ノ場合ニ適用セラレモノナリ、七年ノ期間ノ起算點ハ、死亡ノ推測ヲ爲スヘキ事情ノ生シタル時ナリ、例ハ本月一日ニ家出ヲ爲シ、二日ニ投身スヘキ旨ヲ認メタル書面カ十日ニ着シ、爾後永年音信不通ト爲ルトキハ、本月二日カ起算點ト爲ルヘシ、特別期間ハ、死亡ノ原因タルヘキ特別ノ危難ニ遭遇シタル者ノ、生死不明ナル場合ニ適用セラレ、死亡ノ推測ヲ強カラシムルカ故ニ、失踪期間ノ短期ナルヲ以テ足レリトスルナリ、戰地ニ臨ミタル者、戰時失踪、沈没シタル船舶中ニ在リタル者、海事失踪、又ハ飛行機ヨリ落テ、行方不明ト爲リタル者ニ適用セラレルカ如シ、其三年ノ期間ノ起算點ハ、戰爭ノ止ミタル時、又ハ船舶ノ沈没シタ

特別期間



請求權者

ル時、其他危難ノ去リタル時ナリ、故ニ危難カ繼續的ノモノナルトキハ、其初ヨリ起算スルニアラス、

(三) 利害關係人ノ請求アルコトヲ要ス(三〇) 第二ノ要件カ具ハルト

キハ、利害關係人ニ其請求權ヲ生ス、故ニ其請求アルトキハ、裁判所ハ、失踪ノ宣告ヲ爲ササルヘカラス、(人事訴訟法、七〇民事訴訟法、七六五乃至七七五參照)

失踪ノ效力  
看做スノ  
意義

二 失踪宣告ノ效力トシテ、失踪者ハ、死亡シタルモノト看做サル、(三一) 看做ストハ、或事項カ出來得ル範圍ニ於テ、看做サレタル事項ト同一ノ法律上ノ結果ヲ生スル事ヲ意味ス、法律ノ規定ヲ簡明ニスルカ爲メニ、屢々利用セラルル法律語ナリ其看做サレタル事項カ、或事項ト異ナルコト明白ナルトキハ、之ヲ法律ノ擬制ト稱ス、然シナカラ法律上ノ確定推測ト似テ非ナルモノナリ、法律上ノ推測ハ、證據法上ノ觀念ナリ、法律カ推測シタル事實ハ、證明セラレタルモノト同一ナリトナスノ意ナリ、故ニ進ンテ更ニ之ヲ證明スルコトヲ要セス、其反對ノ事實ヲ主張

法律上ノ  
擬制  
推測

法律上ノ  
確定推測  
擬制

失踪ノ取  
消

セントスル者ニ於テ先ツ其反對ノ事實ヲ證明セサルヘカラス、法律上ノ確定推測ハ、此反證ヲ許サレサル推測ナリ、然シ推測ノ性質ヲ失フコトナシ、死亡シタルモノト看做ストハ、出來得ル限りニ於テ、死亡シタルト同一ノ效果カ生スルコトヲ意味シ、死亡シタリト推測スルニハアラズ、故ニ死亡シタル時マテハ生存セシモノト推測モ存セサルモノト知ルヘシ、其死亡シタルモノト看做サルヘキ時期ハ、失踪宣告ノ時ニアラスシテ、失踪期間滿了ノ時ナリトス、(三一) 故ニ失踪ノ宣告ハ、創設的ノ效力ヲ有スルニアラスシテ、認定的ノ效力ヲ有スルモノトス、其時ヨリ法律カ死亡ニ附シタル一切ノ效力ヲ生ス、相續ノ開始、死因贈與、(五五) 婚姻ノ解消、生命保險金ノ請求、皆其時ニ於テ效力ヲ生ス、但シ失踪者カ事實生存スル場合ニ於テ、其權利能力ハ消滅スルニアラス、民法上權利能力ナキ人間ヲ認ムルコトヲ得サルカ故ナリ、

三 失踪ノ宣告ハ、裁判ニ依リテ之ヲ取消スコトヲ得、(三三) 其取消ナキ



要件

間ハ、反對ノ事實明白ナル場合ニ於テモ、依然トシテ失踪者ナリ、其宣告ヲ取消スニハ左ノ要件アリ(三二)

(一) 失踪者ノ生存スルコト、又ハ失踪期間滿了ノ時ト異ナリタル時ニ死亡シタル事實ノ證明アルコトヲ要ス、

(二) 本人又ハ利害關係人ノ請求アルコトヲ要ス、此請求權ハ、第一ノ事實アル時ニ生ス、本人カ生存スル場合ニ於テハ、此請求權ヲ有スルヲ以テ見ルモ、失踪ノ宣告ハ、權利能力ヲ剝奪スルモノニアラサルコト明白ナルヘシ、此請求ハ權利ノ行使ナルカ故ニ、裁判所ハ失踪ノ宣告ヲ取消ササルヘカラス、詳細ノ手續ニ付キテハ、人事訴訟手續法、第七十條乃至八十條ヲ參照スヘシ、

四 失踪ノ宣告ヲ取消シタル效果トシテ、未ダ嘗テ其宣告ナカリシト同一ノ效力ヲ生ス、故ニ失踪ノ宣告ニ因リテ生シタル法律上ノ效力ハ全ク生セサリシコトト爲ルヘシ、之ヲ基礎トシテ、總テノ法律上ノ結果

取消ノ效力

原則

ヲ判斷スヘシ、財産上ノ效力タルト、親族相續法上ノ效力タルトヲ問ハサルモノトス、但シ左ノ制限アリ、(三二)

例外

(一) 失踪ノ宣告後其取消前ニ、他人カ善意ヲ以テ爲シタル法律行為ハ、其效力ヲ變セス、此制限ハ失踪期間滿了ノ時ヨリ、失踪宣告ノ時マテニ、爲シタル行為ニハ適用ナシ、善意ハ失踪者カ生存スルカ、又ハ法定ノ時期ト異ナル時ニ死亡シタル事實ヲ知ラサルコトヲ意味ス、知ルトキハ惡意トナル、契約ナルトキハ、當事者雙方カ善意ナルコトヲ要ス、失踪ノ宣告ニ因リテ、相續ヲ爲シタル者カ、善意ニテ相續財産ヲ處分シタルトキハ、其處分ハ、取消ノ後ト雖モ、有效ナルコトヲ妨ケス、失踪者ノ配遇者カ、他人ト婚姻ヲ爲ストキハ、取消後ニ於テモ、其婚姻ハ有效ナリ、

(二) 失踪ノ宣告ニ因リテ、財産ヲ得タル者ハ、其取消ニ因リテ、權利ヲ失フモ、現ニ利益ヲ受クル限度ニ於テノミ、其財産ヲ返還スル義務ヲ



負フ、(一)ノ制限ハ、法律行為ノ效力ニ關シ、(二)ノ制限ハ、失踪ニ因リテ財產ヲ得タル者カ、其宣告ノ取消ニ因リ、其財產ヲ如何ニ取扱フヘキカニ關ス、二者別方面ノ規定ナルコトヲ注意スヘシ、失踪ノ宣告ニ因リテ、財產ヲ得タル者ハ、其宣告ノ直接ノ結果トシテ、財產ヲ得タル者ヲ意味シ、宣告後法律行為ニ因リテ、財產ヲ得タル者ヲ包含セス、此等ノ者ハ、民法ノ一般ノ原則ニ從ヒ其財產ヲ返還スヘシ、死因贈與ノ履行ニ依リテ、財產ヲ得タル者ハ、除外セラルルカ如シ、此返還義務ハ、現ニ受クル限度ニ於テノミ、利益ヲ返還スルヲ以テ足レリトス、然シナカラ、不當利得(七〇三)ハ、適用トシテハ、債務ニアラズ、特ニ本條ニ依リテ、定メラレタル特別ノ債務ナリ、從テ時効ニ因リテ得タル權利モ、亦之ヲ返還セサルヘカラス、此債權者ハ、失踪者タリシ本人、又ハ其相續人トス、例ハ失踪ノ宣告ニ因リテ、財產ヲ相續シタル者カ、其不動産ヲ善意ニテ、他人ニ讓渡シタル場合

此返還義務ハ、不當利得ノ適用ニハ、ラス

ニ於テ、失踪者カ生存セルカ爲メニ、其宣告ノ取消アリタルトキハ、之ニ因リテ其讓渡カ無効ト爲ルコトナシ、然シ其代金ヲ受取リタル場合ニ於テハ、之ヲ返還セサルヘカラス、又代金ヲ受取ラサルトキハ、其請求權ヲ失踪者タリシ者ニ讓渡ササルヘカラス、

## 第二章 法人

### 第一節 總說

一 法人ハ、自然人ニアラスシテ、權利能力ヲ有スルモノヲ謂フ、法律ハ、人間ノ爲ニ存ス、故ニ人間ヲ權利能力者トスルハ當然ナリ、然シナカラ、法律ハ、人間ニアラサルモノニシテ、權利能力ヲ有スルモノヲ作ラサルヲ得ス、之又人間ノ爲メナルカ故ナリ、從テ自然人ト法人トハ、共ニ法律ニ因リテ權利能力ヲ有スルモノナルコトヲ知ルヘク、甲ハ自然ニ之ヲ有シ、乙ハ法律ニ因リテ之ヲ有スルニハアラス、二者ノ異ナルトコロ

法人ノ本質



ハ、自然人ハ權利能力ヲ有スル人間ナルニ反シ、法人ハ法律ヲ基礎トシテ、吾人カ權利能力ヲ有スルモノナリト意識シタルモノニ止マルノ點ニ在リ、故ニ法人ハ無形人又ハ意識人ト稱スルコトヲ得ヘシ、自然人ハ人間ナリ、法人ハ其成立原因タル法律事實ヨリ生スル法律上ノ效力ナリ、普通ノ法律事實ヨリ生スル普通ノ法律上ノ效力ト異ナルトコロハ、權利能力ヲ有スルモノハ生スルノ點ニ在リ、余ハ法人ノ本質ヲ此ノ如ク簡短ナルモノト考フ、然シ之ヲ以テ法人ヲ法ノ擬制トスルニアラサルコト勿論ナリ、之ヲ擬制ト爲サハ、買賣讓渡ヨリ生スル法律上ノ效力ハ、皆法律ノ擬制ナリト云ハサルヲ得ス、擬制トハ他ニ一定ノ意義ヲ有ス、（二）參照五節法人ヲ擬制ト爲スハ、權利能力者ハ、獨リ自然人ノミニ限ルコトヲ前提トシ、法人ハ自然人ニアラサルモ、尙ホ自然人ト看做スコトヲ意味ス、其誤ハ其前提ニ存ス、故ニ法人ニハ、自然人ノ實體即チ人間ニ相當スルモノナシ、一定ノ組織ヲ有スル社團又ハ財團其他ノ物理

法人ハ法律ノ擬制スニハアラ

法人實在  
法人組織  
體說

公法人  
私法人

上ノ基礎ナキニアラスト雖モ、其基礎カ權利能力ヲ有スルモノニアラス、法人ナル法律上ノ效力ヲ生スルノ原因タル法律事實ト爲ルニ過キサルナリ、故ニ法人ノ本體ハ、自然人ノ本體ノ人間ナルカ如ク、物理上實在スルモノナリトナシ、若シクハ法人ハ組織體ナリトスル見解ハ、右ノ法律事實ソノモノノ説明ニシテ、之ニ因リテ生スル法人ノ本體ノ説明ト爲ラサルモノナリ、法人ハ自然人ニアラスシテ、權利能力ヲ有スルモノナリトスルヲ以テ足レリトス、

二 法人ハ之ヲ分ツテ公法人私法人ト爲ス、（商ニ）公法人ハ、公法ノ定ムル法律事實ニ因リテ生スル法人ナリ、國家、市町村、公共組合ノ如シ、私法人ハ、私法ノ定ムル法律事實ニ因リテ生スル法人ナリ、私法人ハ、民法其他ノ法律ノ規定ニ依ルニアラサレハ、成立スルコトヲ得ス、（三）故ニ命令ノ規定ニ依リテ、法人成立ノ條件ヲ定ムルコトヲ得ス、私法人ハ、社團、法人、財團、法人及ヒ特別法人ニ區別セラル、



社團法人  
營利社團  
法人

三、社團法人ハ、一定ノ組織ヲ有スル社團ヲ成立ノ要件トスル法人ナリ、營利法人公益法人ニ區別セラル、吾國ニ於ケル營利社團法人ハ、營利事業ニ依リテ社員ニ物質上ノ利益ヲ計ルコトヲ目的トスル法人ナリ、故ニ營利事業ヲ爲シ、之ニ依リテ貧民ニ生活上ノ資ヲ給スルコトヲ目的トスルモノハ、營利法人ニアラス、又社員ノ營利ヲ目的トスルモ、其手段トシテ營利事業ヲ爲スニアラス、レハ營利法人ニアラス、商人ノ組合カ各社員ノ財産上ノ利益ノ爲ニ講談會ヲ催シ、顧問ヲ聘シテ其意見ヲ徵スルコトヲ爲スモ、營利法人ト爲ルコトヲ得ス、其事業ハ、第三者ト法律行爲ヲ爲スヲ業トスルコトニ存スル事アリ、商事會社ノ如シ、(四二)然シナカラ之ヲ必要トスルニテアス、相互保險會社ノ如キ又亦營利法人ナリ、然シ其事業ハ營利的ナルコトヲ要ス、換言スレハ少クトモ其事業ノ收益ト支出トカ、相償ヒ得ヘキ性質ノモノタルコトヲ要ス、純益ヲ得ヘキモノタルコトヲ要セス、故

商事社團  
營利社團

ニ仕入代價ヲ以テ、物品ヲ會員ニ分ツコトハ、營利事業ナリ、反之世人ノ寄附ヲ得テ、無代ニテ又ハ名ハカリノ代價ニテ、物品ヲ會員ニ分配スルコトヲ事業トスルハ、營利事業ヲ營ムモノニ非ス、營利社團法人ハ、商事社團、營利社團ニ區別セラル、商事社團ハ、商行爲ヲ業トスル營利法人ナリ、(四二) 營利社團 (三五)ハ、商行爲ヲ業トセスシテ、他ノ營利事業ヲ營ム營利法人ナリ、漁業、農業、鑛業ヲ營ミ、報酬ヲ得テ、他人ニ職業ヲ紹介シ、若シクハ不動産ノ賣賣賃貸借ヲ周旋スル事ヲ業トスル營利法人ノ如キ之ニ屬スヘシ、營利社團ハ、營利ヲ唯一ノ目的トスルコトヲ要セス、之ト同時ニ他ノ目的ヲ有スルコトヲ妨ケス、然シナカラ、商行爲ヲ業トスルト同時ニ、他ノ事業ヲ爲スモノハ、營利社團ニアラスシテ商事社團ナリ、商事社團ハ、商法ノ規定ニ從ヒテ設立セラル、又吾民法ノ規定ニ依レハ、營利社團モ、商事會社設立ノ條件ニ從ヒテ設立セラル、(三五)故ニ合名、合資、株式、株式合資會社ノ組織ニヨリテ、設立セラルルノ外、他ニ



公益社團  
法人

其方法ナシ、而シテ設立セラレタル法人ハ、之ヲ會社ト云フコトヲ得サルモ、(四二一)會社ト看做サレ、之ニ關スル一切ノ規定ノ適用アリ、(四二二)公益社團法人ハ、營利ヲ目的トセス、直接ニ公益ニ影響スト事項ヲ目的トスル法人ナリ、例ハ祭祠、宗教、慈善、學術、技藝ノ領域ニ交渉スル事項ヲ目的トスル法人ノ如シ、(三四)必スシモ此等ノ事項ヲ獎勵スルモノナルコトヲ要セス、敬神信仰ノ是非ヲ研究スルコトヲ目的シ、哲學研究ノ有益ナルヤ否ヤヲ研究スルコトヲ目的トシ、風俗ヲ亂ルヘキ外國流ノ畫法ノ輸入ヲ妨止スルコトヲ目的トスルモ差支ナシ、然シナカラ此等ノ事項ニ關スルモ、直接ニ特定セル人ノ私益ニ關スルニ止マル目的ヲ有スルモノハ、之ヲ公益法人ト稱スルコトヲ得ス、唯特定ノ人ノ技能ヲ發展セシムルコトヲ目的トシ、又ハ特定ノ人ニ一定ノ教育ヲ爲スコトヲ目的トスルカ如キ法人ハ、之ヲ設立スルコトヲ得ス、公益ト關係ナキカ故ナリ、直接ニ公益ニ影響スル事項ヲ目的トスルコトヲ要スルカ

故ニ、唯營利以外ノ事項ヲ目的トスルト異ナルハ勿論ナリ、前示設例ノ目的ノ如シ、特種ノ人々ノ間ノ親睦ヲ計ルコトヲ目的トスル法人ノ如キハ吾民法上設立スルコトヲ許サレス、吾民法ハ、非營利的ノ目的ヲ有スル法人ヲ設立セシムルハ、趣旨ニアラスシテ、公益ニ關スル法人ヲ設立セシムルハ、趣旨ナルカ故ナリ、(三四)公益ニ影響スル目的ヲ達スル手段トシテ營ムヘキ事業ハ、之ヲ問ハス、營利事業ナルモ可ナリ、商業ヲ營ミ純益ヲ貧民ノ救助ニ投スルコトヲ目的トスルモノハ、公益法人ナリ、一方ニ於テ公益ヲ目的トスルト同時ニ、他方ニ於テ營利ヲ目的トスル法人ハ、公益法人ニアラス、商業ヲ營ミ、其純益ノ半額ヲ社員ニ、他ノ半額ヲ貧民救助ニ、充テントスル法人ノ如シ、此法人ハ營利法人ナリ、反之一方ニ於テ公益ヲ目的トスルト同時ニ、他方ニ於テ營利以外ノ私益ヲ目的トスルモノハ、公益法人タルニ妨ケアルコトナシ、法律經濟學ノ素養ヲ有スル人物ヲ養成スルコトヲ目的トシ、同時ニ社員ノ子弟ニ、英



財團法人

語ヲ修養セシメントスル目的ノ學校ハ、之ヲ公益法人ト爲スニ妨ケアルコトナシ、

四 財團法人ハ、寄附行爲ヲ成立ノ要件トスル法人ナリ、(三九) 吾民法ニ於テハ、公益ニ關シ、營利ヲ目的トセサル財團法人ヲ設立スルコトヲ許シ、營利ヲ目的トスルモノハ勿論、公益ニ關セサルモノハ、營利以外ノ私益ヲ目的トスル財團法人ヲモ、設立スルコトヲ許サス、然シ、財團法人ハ性質上、此ノ如キ目的ヲ有スルモノヲ認タルコト能ハサルニアラス、民法ハ之ヲ認ムル必要ナシトシタルニ過キス、商業ヲ營ミ、其收入ヲ貧民ノ救助ニ充ツルコトヲ目的トスル社團法人ヲ許スト同シク、其收入ヲ以テ或一家ノ生計ヲ補助シ、又ハ其子弟ノ教育ヲ爲スコトヲ目的トスル財團法人ヲ許スハ、少クトモ世間ノ一部ノ要求ヲ充スニ足ルヘシ、故ニ歐洲最新ノ立法例ニ於テハ此ノ如キ法人ヲ許スモノアリ、營利ノ目的ノ意味ハ、財團法人ニ付キテハ、社團法人ノ場合ト別ニ定ムヘシ、營

特別法人

利ヲ目的トスルハ、唯社員ノ物質上ノ利益ヲ計ルコトヲ要スルカ故ニ、財團法人ハ營利ヲ目的トスルコト能ハス、從テ其設立ヲ認メスト論スルハ固ヨリ愚ナリ、兎ニ角吾民法ニ於テハ、直接ニ公益ニ影響スル目的ヲ有シ、營利ヲ目的トセサル財團法人ノミヲ認ムルハ疑ナシ、詳細ハ、公益社團法人ニ付キテ述ヘタル所ヲ見ルヘシ、

### 第二節 公益法人ノ成立

日本社團法人ノ成立要件

設立者ノ協定

- 一 社團法人ノ成立原因タル、法律事實ハ、左ノ要件ヨリ成ル、
  - (一) 設立者アルコトヲ要ス、其設立者カ、法人ヲ設立セントスルコトニ付キテ、協定セサルヘカラス、其協定ハ、契約ニアラス、特別ノ法律行爲ナリ、右設立者間ニ於テ、法人設立ノ債務關係ヲ生スルモノニ



アラス唯法人ヲ設立セント欲スル多クノ意思表示ヨリ成立シ、法人成立ノ效果ヲ生セシムルモノナリ、設立者ハ自然人ナルト法人ナルトヲ問ハス二人以上アルコトヲ要ス、法人成立ノ當初ニ於テハ當然社員トナル、

(二) 設立者ハ、定款ヲ作製スルコトヲ要ス、設立者ハ定款ハ草案ヲ作製スルニアラス、確定ノ定款ヲ作製ス(三七)定款ハ法人ノ目的ヲ達スルカ爲メニ、準據スヘキ協定期則ナリ、設立定款ハ、設立者ノ協定ニ依リテ成リ、變更セラルルマテ行ハル、其後ニ於テハ、社員ノ協定ニ依リテ變更セラレ、又ハ改定セラル、其協定ハ契約ニアラス、特別ノ法律行爲ナリ、其行爲ニ基キテ、定款カ法律上ノ效力ヲ有スルモノナリ、其行爲ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スヲ要ス(三七)故ニ口頭ハ協定ハ、唯準備行爲ニシテ、書面上ノ協定カ、定款設定ノ效力アルモノト見ルヘシ、設立定款ニハ(1)目的、(2)名稱、(3)事務所、(4)資産ニ關

定款作製  
定款草案  
定款

定款ニ記  
載スヘキ  
事項

定款ノ變  
更

法人ノ目  
的ノ變  
更

スル規定、(5)理事ノ任免ニ關スル規定、(6)社員タル資格ノ得喪ニ關スル規定ヲ記載スルコトヲ要ス(三七)法人ノ目的ヲ達スルカ爲メニ、必要缺クヘカラサル事項ニシテ、其一ヲ缺クモ、定款タルコトヲ得サルモノトス(必要事項)故ニ設立後、定款變更ノ場合ニ於テモ、亦必要事項ヲ記載スルコトヲ要スルモノト見ルヘシ、其他ノ事項ハ、苟モ法律ノ禁止セサル範圍ニ於テハ、有效ニ之ヲ記載スルコトヲ得ヘシ、然シ記載スルコトヲ要セス(任意事項)、定款ハ之ヲ變更スルコトヲ得ヘシ、總社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス、但シ以上ノ兩點ニ付キ、定款ニ別段ノ定メアルトキハ、其定ムルトコロニ從フ(三八)定款ノ變更ハ、主務官廳ノ認可ニ因リテ、變更ノ效力ヲ生ス(三八)法人ノ目的、モ、亦、之、ヲ、變、更、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、ヘ、シ、(公益ヲ目的トスル範圍内ニ於テ)此場合ニ於テモ、從前ノ法人カ、唯其目的ヲ變更シテ、存續スルモノト見ルヘシ、



(三) 主務官廳ノ許可アルコトヲ要ス、(三四) 設立者カ定款ヲ定ムルトキハ、其法人ノ目的ヲ達スルニ適スル組織アル社團ヲ生ス、吾民法ハ此社團ヲ以テ法人成立ノ唯一ノ條件ト爲サス、之ニ加フルニ主務官廳ノ許可アルコトヲ要ス、主務官廳ハ設立セラルヘキ法人ノ目的タル公益事項ヲ管轄スル中樞ノ官廳ヲ意味ス、祭祠宗教慈善事項ニ付キテハ、内務省、學術、技藝ニ付キテハ、文部省トス、法人ノ目的カ、數箇ノ主務官廳ノ管轄ニ屬スヘキトキハ、其數箇ノ主務官廳ノ許可アルコトヲ要ス、吾赤十字社ノ如シ、主務官廳ハ、地方官廳ニ委任シテ、認可ヲ爲サシムルコトヲ得ス、地方官廳ハ中樞官廳ニアラサルカ故ナリ、

二

財團法人ノ成立原因タル法律事實ハ左ノ如シ、  
 (一) 設立者アルコトヲ要ス、自然人タルト法人タルトヲ問ハス、設立者ト爲ルコトヲ得ヘシ、一人ナルコトアリ又數人ナルコトアリ得

ヘシ

(二) 設立者ハ、法人設立ノ意思ヲ表示シ、且ツ法人ノ目的ヲ達スルカ爲メニ準據スヘキ規則ヲ定メサルヘカラス、之ヲ財團法人設立行爲ト稱ス、尙ホ此外ニ、設立セラルヘキ法人ニ財産ヲ提供スル行爲アルコトヲ要ス、之ヲ財産提供行爲ト稱セン、右二個ノ行爲ノ結合シタル全體ヲ寄附行爲ト稱ス、(三九) 設立行爲ハ、法人ヲ成立セシメント欲スルコト、及ヒ其法人ニ關スル準據ノ規則ヲ定ムルコトヲ内容トス、其定ムヘキ必要事項ハ、(1) 目的、(2) 名稱、(3) 事務所、(4) 資産ニ關スル規定、(5) 理事ノ任免ニ關スル規定ナリ、其事項中、目的、資産ニ關スル規定ヲ定メサルトキハ、寄附行爲ハ成立セズ、又成立スルコト能ハス、反之名稱、事務所、理事ノ任免ニ關スル規定ヲ定メスシテ、設立者カ死亡シタルトキハ、寄附行爲ハ成立セスト、雖トモ成立スルコトヲ得ヘシ、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ因リテ、裁判所(非訟手續)



寄附行為者數人アル場合  
寄附行為カ生前行為ナル場合  
寄附行為カ遺言ナル場合

法三、其缺點ヲ補充スルニ依リテ、成立スルカ故ナリ、(四二)任意事項ハ、法律ノ禁セサル範圍内ニ於テ、有效ニ之ヲ定ムルコトヲ得ルハ勿論ナリ、財産提供行為ハ、設立者カ設立セラルル法人ニ財産ヲ與フル旨ノ意思表示ナリ、設立行為ノ外ノ行為ナルモ、常ニ之ト結合シテ分離スルコトヲ得ス、此行為アルカ故ニ全行為ヲ寄附行為ト名付ケタルモノナルヘシ、寄附行為者數人アルトキハ、數人ノ互ニ連絡セル寄附行為上ノ意思表示アリ、然シ契約ト爲ルニアラスシテ、一ノ寄附行為ト爲リ一方的ノ法律行為ナリ、寄附行為ハ、生前行為ナルコトアリ、此場合ニ於テ寄附行為ハ、贈與ニアラス、又贈與ヲ包含セス、契約ニアラサルカ故ナリ、然シ贈與ノ規定ヲ此場合ニ準用ス、(四一)其一ノ結果トシテ寄附行為ハ、書面ニ依リテ之ヲ爲スニアラサレハ、何時ニテモ之ヲ取消スコトヲ得、(五五〇)寄附行為ハ、遺言ノ方法ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得、(四一)此場合ニ於テ

寄附行為ノ變更

法人ノ目的ノ變更

ハ、一般遺言ニ關スル規定ノ適用セラルヘキハ勿論ナリ、其一ノ結果トシテ、遺言ノ方式ニ依リテ寄附行為ヲ爲ササルヘカラス、又遺言カ效力ヲ生スルマテハ、何時ニ於テモ之ヲ取消スコトヲ得ヘシ、(二四)此場合ニ於テ、寄附行為中ノ財産提供行為ハ、正ニ遺贈ナリ、故ニ其點ニ付キテハ遺贈ニ關スル規定ノ適用アルヘシ、(四一)寄附行為ハ、法人設立後ニ於テハ寄附者ト雖モ、之ヲ變更スルコトヲ得ス、然シナカラ、寄附者カ其行為中ニ之ヲ變更スルコトヲ得ヘキ旨ヲ有效ニ定ムルコトヲ得ヘキハ當然ナリ、寄附者ハ將來ヲ慮リ、寄附行為ニ定メタル事項ヲ適當ニ變更スルコトヲ得ヘキ方法ヲ寄附行為中ニ定ムヘキコトヲ注意スヘシ、法人ノ目的ノ變更モ、爲シ得ル旨ヲ定ムルコトヲ妨ケス、時世ノ推移ニ伴ヒ、寄附財産ヲ利用スルコトヲ必要トスヘシ、此場合ニ於テハ、其變更ニ主務官廳ノ認可ヲ必要トスル理由ナシ、寄附者ノ定ムルトコロニ從ヒテ變更



ヲナシタルニ、主務官廳カ認可ヲ與ヘサル場合ヲ生スルコトヲ得サルカ故ナリ。

(二) 主務官廳ノ許可アルコトヲ要ス、(三四) 寄附行爲ト同等ノ關係ニ

於テ、法人成立ノ要件ヲ爲ス、主務官廳ハ許可ヲ爲スノ義務ヲ有セス、故ニ許可ヲ拒絕スルコトヲ得ヘシ、此場合ニ於テモ寄附行爲ノ效力ニハ影響ナシ、從テ更ニ其許可ヲ申請スルコトヲ得ヘシ、

以上ノ要件ノ具ハルニ因リテ、財團法人成立ス、其代表者ハ、現存スルト、否トヲ問ハサルモノトス、此時ニ於テ、其寄附行爲中ノ財産提供行爲ニ因リテ供與セラレタル財産カ其法人ニ歸屬ス、(四二一) 但シ遺言ノ方法ニ依リテ、寄附行爲ヲ爲シタル場合ニ於テハ、寄附財産ハ、遺言カ其效力ヲ生シタル時ヨリ、法人ニ歸屬シタルト同等ノ結果ヲ生ス、(四二二) 此場合ニ於テハ、寄附者カ死亡シタル時ヨリ、主務官廳ノ許可ニ因リテ法人カ成立スルニ至ルマテノ間ニ於テモ、寄附財産ハ法人ニ屬シタル如ク

主務官廳ノ許可

寄附財産ノ法人ニ歸屬スルニ時期

財産歸屬ノ状態

取扱ハルルモノトス、其財産ノ收益ハ、相續人ニ歸セスシテ、法人ニ歸スルカ如シ、然シ寄附行爲カ生前行爲ナル場合ニ於テハ、寄附者ノ死亡後、法人設立ノ許可アリタルトキモ死亡ノ時ヨリ其時マテノ間ニ於テ、寄附財産ハ法人ニ歸屬シタルモノト看做サルルニアラス、法人成立ノ時ニ於テ、財産カ法人ニ歸屬スル工合ハ一様ニアラス、其工合ハ一ニ財産提供行爲ノ内容ニ依リテ定マル、其内容カ唯財産ヲ法人ニ移轉スヘキ債務ヲ負擔スルニ止マルモノナルトキハ、(例ハ若干ノ金額ヲ寄附シ、特定セサル所有權ヲ寄附シ、特定物ヲ遺贈スルカ如シ) 法人ノ財産ハ、唯其債權ノミニ止マル、反之其内容カ所有權其他ノ權利ヲ法人ニ移轉スルコトニ存スルトキハ、(例ハ特定セル所有權其他ノ權利ヲ寄附シ、又ハ包括的遺贈ヲナシタルカ如シ) 其權利ハ當然ニ法人ニ移轉ス、財産提供行爲ノ内容不明ナル場合ニ於テハ、其内容ハ債務的ニアラスシテ當然法人ニ權利ヲ與フル趣旨ナリト解釋セラル、(四二) 寄附者ノ擔保義務ハ



贈與又ハ遺贈ノ規定ニ依リテ決定セラルヘシ、財産提供行為カ當然ニ權利ヲ法人ニ移轉スルコトヲ内容トスル場合ニ於テハ、其權利ハ法人成立迄ハ相續人ニ屬シ、主體ナキ權利トシテ存スルニアラス、遺言ニ依リテ寄附行為ヲ爲シタル場合ニ於テ、法人成立スルトキハ、其權利ハ相續人ニ屬セサリシト同等ニ取扱ハル、

### 第三節 法人登記

#### 法人登記

一 法人登記ハ法人ノ成立及ヒ存立ニ關シテ、一定ノ事項ヲ公簿ニ登錄スルコトヲ意味ス、之ニ因リテ世人ニ法人ノ狀況ヲ知ルコトヲ得ルノ機會ヲ與ヘ(非訟事件手續法一四五、一四二)法人ノ爲メニ世人カ迷惑ヲ蒙ルコトヲ妨止スルコトヲ得セシム、其登記ハ之ヲ設立登記、變更登記及ヒ解散登記トス、理事又ハ清算人カ此登記ヲ怠リタルトキハ、制裁アリ(八四)

二 設立登記ハ、法人ヲ設立シタルコトノ登記ナリ、法人設立ノ要件ニ

#### 設立登記

#### 設立登記ノ效力

#### 登記事項

#### 變更登記

アラス、然シナカラ主タル事務所ノ所在地ニ於テ此登記ヲ爲スコトハ、法人ノ設立ニ干與セサル者(他人)ニ對シテ法人設立ノ效力ヲ生セシム要件ナリ(四五)故ニ此登記ナキ間ハ、他人ニ對スル關係ニ於テ法人ハ存在セス、登記期間ハ、二週間トシ、主務官廳ノ許可書ノ到達シタル日ヨリ起算ス(四七)主タル事務所ノ所在地ノミナラス、各事務所ノ所在地ニ於テ登記セサルヘカラス設立後、新ニ事務所ヲ設ケタルトキハ、其所在地ニ於テモ登記セサルヘカラス(四五)登記スヘキ事項左ノ加シ、

(1) 目的、(2) 名稱、(3) 事務所、(4) 設立許可ノ年月日、(5) 存立時期ヲ定メタルトキハ、其時期、(6) 資産ノ總額、(7) 出資ノ方法ヲ定メタルトキハ、其方法、(8) 理事ノ氏名、住所

三 登記シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ、其變更ヲ登記スルコトヲ要ス、登記前ニ在リテハ、其變更ハ他人ニ對シテ其効ナシ(四六)其登記期間ハ、登記事項ニ變更ヲ生シタル時ヨリ起算シテ一週間トス、但シ



目的、名稱、事務所ノ如ク、主務官廳ノ許可ヲ要スル事項(三八二)ニ變更ヲ生スルトキハ、其許可書ノ到達シタル時ヨリ、登記期間ヲ起算ス(四七) 法人成立後、事務所ヲ新設スルモ、登記事項ノ變更ニアラス、反之法人カ其事務所ヲ移轉スルトキハ、登記事項ノ變更ナリ、故ニ各事務所ノ所在ニ於テ、其登記ヲ爲ササルヘカラス(四六二) 此外舊所在地ニ於テハ、一週間内ニ移轉ノ登記ヲ爲シ、新所在地ニ於テハ、又一週間内ニ、法定ノ登記事項ヲ登記スルコトヲ要ス(四八一) 同一ノ登記所ノ管轄區域内ニ於テ、事務所ヲ移轉シタルトキハ、唯其移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足レリトスルハ當然ナリ(四八二)

四 法人カ解散ヲ爲ストキハ、清算人ハ其氏名、住所、及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス(七七)

#### 第四節 法人ノ住所、財産目録、社員名簿

法人ノ住所  
主たる事務所

一 法人ノ住所ハ、主たる事務所ノ所在地ニ在リ(五〇) 其場所ニ於テ、住所ノ法律上ノ效力ヲ生ス、主たる事務所トハ、數箇ノ事務所アル場合ニ於テ、其中樞トナル事務所ヲ謂フ、事務所一箇ナルトキハ、其事務所ノ所在地カ住所トナルハ當然ナルヘシ、

法人ノ財産目録

二 法人ハ設立ノ時、及ヒ毎年初メノ三箇月内ニ、財産目録ノ作製ヲ完了シ、常ニ之ヲ事務所ニ備ヘ置クコトヲ要ス(八四二) 財産目録ハ、財産權及ヒ其負擔ヲ記載シタルモノナリ、特ニ事業年度ヲ設クルモノハ、設立ノ時、及ヒ其各年度ノ終ニ於テ、之ヲ作製スルコトヲ要ス、監事又ハ監督官廳ハ、何時ニテモ之ヲ検査シテ、法人ノ財産ノ狀況ヲ知ルコトヲ得ヘシ、

三 社團法人ハ、社員名簿ヲ備ヘ置キ、社員ノ變更アル毎ニ、之ヲ訂正スルコトヲ要ス(八四二)

社員名簿

#### 第五節 權利能力



法人ノ權利能力

一 法人ノ權利能力ハ、人間ヲ要件トセサル總テノ權利義務ヲ享有スルニ適ス、法人ハ意識人ナルカ故ニ、男女ノ性又ハ親族關係ニ基ク權利義務ハ、之ヲ享有スルコトヲ得ス、從テ法人ハ、夫權、親權ヲ有スヘキ筈ナク、又戸主家族トシテノ權利義務ハ、之ヲ享有スルコトヲ得ス、此等ノ權利義務ハ、人間ノミニ附着スルカ故ナリ、生命、身體、自由ヲ侵サシメサル權利ニ付キテモ亦同シ、人間ヲ要件トセサル總テノ權利義務ニ付キテ、法人カ其主トナルコトヲ妨ケス、財産權ハ勿論、占有權ト雖モ、人格權モ亦之ヲ有スヘシ、信用權ヲ有スルコトヲ得ルカ如シ、或人ノ名譽ハ、其人カ自ラ其感覺ヲ有スルコトヲ、其存在ノ要件トスルカ故ニ、法人ニ名譽權ナシ、然シ信用ハ世間ノ尊重ニ依リテ存スルカ故ニ、信用權ハ法人之ヲ有スヘシ、後見人ノ權利義務ハ、法人ト雖モ之ヲ享有スルコトヲ妨ケス、此權利義務ハ人間ヲ要件トスルモノニアラサルカ故ナリ、

民法第四十三條ニ於テ、法人ハ定款又ハ寄附行爲ニ因リテ定マリタル

法人ト其信用權名譽權

法人ノ訴訟當事者能力

目的ノ範圍内ニ於テ、權利ヲ有シ義務ヲ負フトハ、以上ノ意味ニ於テ、之ヲ言フモノト解セサルヘカラス、或目的ノ爲メニ設立セラレタル法人ハ、人間ヲ要件トセサル總テノ權利義務ノ主トナルニ依テ、完全ニ其目的ヲ達スルコトヲ得ヘシ、

二 法人ノ權利能力ハ、法律命令ニ依リテ制限セララルコトアルヘシ、(四二)例ハ法人カ其土地ヲ讓渡スニハ、主務官廳ノ許可ヲ要スト定ムルコトヲ得ヘシ、此場合ニ於テハ、其範圍ニ於テ法人ノ權利能力ニ制限ヲ附セラル、

三 法人ハ權利能力ヲ有スルカ故ニ、當事者能力ヲ有ス、訴訟ノ原告又ハ被告ト爲ルコトヲ得ルコトヲ意味ス、

### 第六節 法人ノ所爲能力

一 行爲能力ハ、唯自然人ニ付キテ之ヲ云フ、法人ニ付キテハ、行爲能力

法人ノ所爲能力



ノ有無ノ問題ヲ生スルコトナシ然シ法人ハ自ラ行爲ヲ爲スノ能力ヲ有スルヤ否ヤ(假リニ所爲能力ト名付ク)ノ問題ハ法人ノ本質ニ對スル見解ノ異ナルニ從ヒテ同シカラス法人ハ實在スル有機體ナリト見ルモノハ、理事ヲ以テ其機關トシ、法人ソノモノノ一部トシ、其意思ハ即チ法人ノ意思ナリ、其行爲ハ法人ノ行爲ナリトス、故ニ法人ハ法律上ノ意思能力ヲ有シ、又所爲能力ヲ有スルモノトス、

二 余輩ハ法人ハ意識人ナリト見ルカ故ニ、法人ニ意思能力ノ有ルヘキ筈ナク、所爲能力ノ存スル理由ナシトス、社團法人ナルト、財團法人ナルトニ依リテ異ナルコトナシ、有機體論者ハ、財團法人ノ説明ニ窮ス、

### 第七節 法人ノ不法行爲ノ能力

一 法人實在説ハ、法人ノ不法行爲ノ能力ヲ認ム、理事ノ不法行爲ハ法人ノ不法行爲ナリトス、法人ヲ意識人ナリトセハ、其能力アルヘキ筈ナ

法人ノ不法行爲ノ能力

法人ノ賠償要件

シ、然シ法人ハ、理事其他ノ代理人カ、他人ニ加ヘタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス、(四四)之法人ニ不法行爲ノ能力アル結果ニアラス、理事其他ノモノカ法人ヲ代表スルノ結果ニ外ナラス、(次節一款)(二參照)

二 法人カ損害ヲ賠償スルニハ、左ノ要件ノ具ハルコトヲ要ス、

- (一) 理事其他ノ代理人カ、加害行爲ヲ爲ササルヘカラス、其加害行爲ハ、必スシモ不法行爲(七〇九)ナルコトヲ要セス、不法行爲ニアラサル加害行爲ニ因リテ、加害者カ損害ヲ賠償スヘキ場合(二〇九、二二二、二二三)
- (二) 法人モ亦賠償ヲ爲ササルヘカラス、

(二) 理事其他ノ代理人カ、其職務ヲ行フニ付キテ、加害行爲ヲ爲ササルヘカラス、即チ法人ノ代表行爲(不行爲モ包含ス)ニ因リテ、他人ニ損害ヲ加ヘサルヘカラス、法律行爲ナルト、事實上ノ行爲ナルトヲ問ハス、理事カ詐欺ヲ行ヒテ契約ヲ締結シ、又ハ法人カ他人ヨリ借用シタル事務所ノ家屋ヲ、約定通り修繕セサルカ爲メニ、損害ヲ加エ



タル場合、理事カ法人ノ事業トスル病人ノ診斷ニ付キテ誤診ヲ爲シ、之ニ因リテ患者ニ損害ヲ加ヘタル場合ノ如シ、反之理事カ相手方ト契約ヲ締結スルニ際シ、其側ニ在リタル相手方ノ品物ヲ竊取スルカ如キハ、代表行爲ニ因リテ、損害ヲ加ヘタルニハアラス、以上ノ要件カ具ハルトキハ、加害行爲ヲ爲シタル理事、其他ノ代理人カ、賠償ノ債務ヲ負擔スルハ勿論、法人モ亦其賠償ノ債務ヲ負擔ス、故ニ連帶債務ヲ生スルモノト見ルヘシ、(四三二)法人カ之ヲ賠償シタルトキハ、加害者ニ對シテ賠償シタル部分ヲ、求償スルコトヲ得ヘシ、第四十四條ノ規定ハ、第七百十五條ノ規定ノ適用ヲ妨グルモノニアラス、

三 理事其他ノ代理人カ、法人ノ代表行爲ニ因ラス、他ノ方法ニ於テ他人ニ損害ヲ加ヘタル場合ニ於テハ、法人ハ賠償ノ責ニ任セス、其理事其他ノ代理人、及ヒ其事項ノ議決ヲ賛成シタル社員、理事、連帶シテ其賠償ノ責ニ任スルモノトス、(四四二)

### 第八節 法人ノ機關

理事

#### 第一款 理事、其他ノ代理人

一 理事ハ法人ノ一切ノ事務ヲ管理シ、法人ノ一切ノ事務ニ付キテ、法人ヲ代表スル者ヲ謂フ、法人ハ存在スレトモ、生存セス、故ニ法人ノ事務ハ、自然人カ之ヲ管理セサルヲ得ス、又法人ノ一切ノ事務ニ付キテ、法人ヲ代表スル自然人ナカルヘカラス、理事ハ必ス之ヲ置クコトヲ要シ、(五二)定款又ハ寄附行爲ヲ以テ、理事ヲ置カサルコトヲ定ムルヲ得ス、

二 法人ノ事務ノ管理トハ、法人ノ爲メニ一切ノ行爲ヲ爲スコトニ外ナラス、法律行爲ヲ爲スコトニ存スルコトアルヘク、又事實上ノ行爲ヲ爲スコトニ存スルコトアルヘシ、其事務ヲ管理スルニ當リテハ、委任ニ關スル規定ニ從フヘシ、

代表ノ觀念ハ、代理ト同シカラス、代理ハ本人ノ爲メニスル意思表示ヲ

法人ノ事務ノ管理



法人ノ事務ニ付キテ代表

爲シ、又ハ之ヲ受クルコトヲ謂フ、(四章二節五)其結果カ本人ニ歸スルト、否トハ代理ノ觀念中ニ入ラス、反之代表ハ、或法律上ノ結果ニ付キテ、或人カ他ノ人ト法律上全々同一視セラルルコトヲ意味ス、其法律上ノ結果ヨリ見レハ、代表者モ本人モ同一人ナリトスルト等シキコトヲ意味ス、故ニ代表ハ、結果カ本人ニ歸スルコトヲ意味スルニ外ナラス、故ニ代理ハ、唯意思表示ニ付キテ存スルコトヲ得ルモ、代表ハ、意思表示ニアラサル一切ノ事項ニ付キテモ尙存スルコトヲ得ヘシ、唯其法律上ノ結果ヨリ之ヲ見ルカ故ナリ、代理人カ代理權ニ基キテ、法律行爲ヲ代理スルトキハ、其法律行爲ニ付キテ代表ヲ生スヘシ、二者相容レサルモノニアラス、一ハ或事項ノ法律上ノ結果カ、本人ニ生スル原因タル事實ヲ謂ヒ、一ハ其結果カ本人ニ歸スル法律上ノ現象ヲ意味ス、故ニ理事ハ、法人ノ代理人ナリ、及法人ノ機關ナリ、機關ハ、法律ノ規定ニ依リ、又ハ定款若シクハ寄附行爲ニ定メラレタル法人ノ役員ヲ謂フ、比喻ヲ以テ之ヲ言

ヘハ、法人ハ人間ノ如ク、機關ハ猶ホ其ノ手足ノ如シ、法人ノ一部ニシテ、別人ニアラサルモノノ如ク見ユ、之唯形容ニ過キス、法律上ニ於テハ、法人ノ一部ナルモノナシ、機關ハ法人ノ外ニ存シ、法人ノ爲メニ行動スル別人ナリ、

代表權限

三 理事ノ代表權ハ、法人ノ一切ノ事務ニ及フ、(五三)故ニ其代理權モ亦法人ノ事務ニ屬スル一切ノ法律行爲ニ及フ、然シ法人ト理事トノ利益相反スル事項ニ付キテハ、理事ハ代理權ヲ有セス、(五七)第百八條ノ適用ト見ルヘシ、法人ハ、事務ニ屬スルト否トハ、法人ノ目的タル事業ト矛盾セサルモノナルヤ否ヤニ依リテ定マル、學校カ商業ヲ讓受クルカ如キハ、法人ノ事務ニ入ラサルモノトス、理事數人アル場合ニ於テハ、法人ノ事務ハ、理事ノ過半数ヲ以テ代表ス、(五二)故ニ各理事ハ別々ニ其代表權ヲ行フコトヲ得ス、故ニ法人側ヨリ意思表示ヲ爲ス場合ハ勿論、法人ニ對シテ意思表示ヲ爲ス場合ニ於テモ、理事ノ過半数ニ於テ、又ハ其



理事ノ選任

過半数ニ對シテ爲ササルヘカラス、但シ定款又ハ寄附行爲ニ於テ、別段ノ定メヲ爲シタルトキハ、其定メニ從フ、(五二)單獨代表又ハ複數代表ノ主義ヲ定ムルコトヲ得ヘシ、此場合ニ於テハ、理事ノ代理權ニ制限ヲ加フルニアラス、理事ノ代理權限ハ法人ノ一切ノ事務ニ及フ、其點ニ付キテハ定款又ハ寄附行爲ニ依リ、社團法人ニアリテハ又總會ノ決議ニ依リテ、制限ヲ爲スコトヲ得ヘシ、其制限ハ法人ト理事トノ間ニ於テハ絶對ノ效力アリ、理事ハ之ニ從フコトヲ要ス、(五三)然シ第三者トノ關係ニ於テハ、其制限ノ效力ハ、善意ノ第三者ニ及ハサルモノトス、(五四)

四 理事選任ノ方法ハ、定款又ハ寄附行爲ニ依リテ定マル、或ハ總會ニ於テ、選任スヘキ旨ヲ定ムルコトアリ、此場合ニ於テモ、社員中ヨリ選任スヘキ旨ヲ定ムルコトアリ、然ラサルコトアリ、或ハ一定ノ條件ヲ附シ又ハ附セスシテ、其選任ヲ第三者ニ委ヌルコトアリ、或ハ一定ノ條件ニ於テ、或人カ當然理事ト爲ルヘキコトカ定メラルルコトアリ、定款又ハ

法人ト理事トノ法律關係

寄附行爲所定ノ方法カ實現スルニ依リテ、理事ヲ生シ、理事ハ遡及シテ、之ヲ拋棄スルコトヲ得ルモノト見ルヘキカ、然ラハ理事ノ承諾ハ、理事選任ノ要件ニアラスシテ、其拋棄ヲ爲ササル旨ヲ表示スルモノト見ルヘシ、此承諾ヲ爲スニ依リ、又同時ニ理事カ法人ニ對シテ、管理代表ヲ爲スヘキ債務ヲ生スルモノト解ス、故ニ法人ト理事トノ間ニ委任ノ關係アルニアラスト雖モ、其關係ニ付キテハ民法ニ規定ナキカ故ニ非訟事件手續法第四十三條ヲ準用シ、委任ノ規定ヲ準用スルノ外ナシ、此等ノ點ハ攻究ヲ要ス、

特定行爲ノ代理人

五 理事ノ外ニ、特定行爲ノ代理人アリ、(五五)又法人ノ機關ナリ、其代理人ハ、理事カ特定ノ行爲ニ付キテ、選任シタル法人ノ複代理人ナリ、(二〇六)理事ハ、定款又ハ寄附行爲又ハ總會ノ決議ニ依リテ禁止セラレタルトキハ複代理人ヲ選任スルコトヲ得ス、(五五)

假理事

六 理事ノ外ニ假理事アリ、(五六)又法人ノ機關ナリ、假理事ハ、理事カ



缺ケタルニヨリ、定式ノ方法ヲ以テ之ヲ選任スルヲ待タハ、遲滯ノ爲メ  
法人ニ損害ヲ生スル虞アル場合ニ於テ、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ  
依リテ裁判所之ヲ選任ス、(非訟事件手續法三五)其權限等ハ、理事ト異ナルコトナ  
シ、然シ理事カ選任セラレタル場合ニ於テハ、當然其地位ヲ失フ、假理事  
ナルカ故ナリ、

特別代理人

七 理事ノ外ニ特別代理人ナルモノアリ(五二)法人ノ機關ナリ、法人  
ト理事トノ利益相反スル事項ニ付キテ、利害關係人又ハ檢事ノ請求ニ  
依リ、裁判所カ選任シタル法人ノ代理人ナリ、

第二款 監事

監事

一 監事ハ、法人ノ爲メニ、監督ヲ爲ス職分ヲ有スル者ヲ謂フ(五九)理  
事ト異ナリ、必スシモ之ヲ置クノ必要ナシ、之ヲ置カントスルトキハ、定  
款寄附行爲又ハ總會ノ決議ヲ以テ、其旨ヲ定ムルコトヲ要ス(五八)理  
事ト異ナリ、代表權ヲ有セス、其職務ヲ細分スレハ左ノ如シ、

(1) 法人ノ財産ノ狀況ヲ監査スルコト、

(2) 理事ノ業務執行ノ狀況ヲ監査スルコト、

(3) 財産ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ發見シタ  
ルトキハ之ヲ總會又ハ主務官廳ニ報告スルコト(八四)

(4) 右ノ報告ヲ爲ス爲メ必要アルトキハ總會ヲ召集スルコト、

監事數人アル場合ニ於テハ、各々獨立シテ右ノ監督ヲ爲スコトヲ得ヘ  
シ、

第三款 社員總會

社員  
社員ノ地  
位ノ取得  
要件

一 社團法人ニハ社員アリ、社員ハ法律又ハ定款ニ於テ定メラレタル、  
社員トシテノ、權利義務ノ主ト爲ルニ適スル地位ヲ有スルモノヲ謂フ、  
其地位ハ權利ニアラサルモ、一種ノ法律上ノ地位ナリ、法人ノ設立者  
ハ、其成立ト共ニ當然社員ノ地位ヲ取得ス、設立後ニ於テ其地位ヲ取得  
スル要件ハ、定款ニ定メラル(三七)或ハ一定ノ資格ヲ有スル者ハ、當然



社員ト爲ルト定ムルコトアルヘシ、<sup>(2)</sup>或ハ申出ニ依リ又ハ申出ナクモ、總會若クハ理事ニ於テ入社ノ決定ヲ爲スニ依リテ社員ト爲ルト定ムルコトアルヘシ、<sup>(1)</sup>ノ場合ニ於テハ社員ト爲リタル者ハ、遡及シテ之ヲ拒絕スルコトヲ得ルモノト見サルヘカラス、從テ其承諾ハ、社員ト爲ルノ要件ニアラスシテ、拒絕ヲ爲ササル旨ヲ表示スルニ外ナラス、<sup>(2)</sup>ノ場合ニ於テ總會又ハ理事ノ入社決定ハ、遡及シテ拒絕スルコトヲ妨ケサル制限ニ於テ一方的ニ社員ノ地位ヲ與フル效力ヲ有スルモノト見ルヘキカ、然ラハ入社ノ申出、又入社決定ニ對スル承諾ハ、入社ノ條件ニアラス、入社確定、拒絕スルコトヲ得サルコトト爲ルカ故ニ、ノ條件ト爲ルヘシ、其地位ヲ取得シタル者ハ社員ト爲リ、法律ノ規定又ハ定款ニ依リテ定メラレタル權利ヲ有シ、義務ヲ負フ、其地位ト終始スル權利ヲ總稱シテ、社員權ト稱シ、其地位ト終始スル義務ヲ、社員義務ト稱セシ、總會ニ出席スル權利意見ヲ陳述スル權利、表決ヲ爲スノ權利、總會ノ招集ヲ

社員ノ權  
利義務ノ  
移轉  
社員ノ地  
位ノ喪失  
要件

請求スル權利ハ、法律ニ定メラレタル社員權ノ主ナルモノナリ、俱樂部ヲ利用シ、法人ノ圖書館ヲ利用スル權利ノ如キハ、定款ニ依リテ定メラル權利ノ例ト見ルヘシ、一定ノ出資ヲ爲スヘキ義務ノ如キハ、社員義務ノ主ナルモノナルヘシ、此權利義務ヲ分ツテ、普通權利義務、特別權利義務トス、甲ハ各社員ニ共通ナル權利義務ナリ、乙ハ或社員ニ特別ニ利益ナル權利義務ナリ、例ハ多クノ表決權ヲ有シ、少額ノ出資ヲ爲スヘキ義務ノ如シ、此等ノ權利義務ハ、社員以外ノ者ニ歸セシムルコト能ハス、又其社員ノ地位ハ、定款ニ別段ノ定メアル場合ノ外、之ヲ相續シ又ハ讓渡スコトヲ得サルモノト見ルヘシ、社員ノ地位ノ喪失要件ハ、又定款ニ定メラル、<sup>(三七)</sup>或ハ一定ノ條件ノ下ニ、總會又ハ理事ノ決定ニ因リテ、其地位ヲ失フヘキ旨ヲ定ムルコトアルヘシ、或ハ其社員ヨリ退社ノ旨ヲ届出ツルニ依リテ、其地位ヲ失フヘキ旨ヲ定ムルコトヲ得ヘシ、或ハ總會又ハ理事ノ許可ニ因リテ、退社スルコトヲ得ル旨ヲ定ムルコト



表決權

社員總會

總會ノ一般權限

アルヘシ、總テ定款ノ定ムルトコロニ從フ、

二 普通ノ社員權中ニ於テ、最モ重要ナルモノハ表決權ナリ、此權利ハ、社員總會ノ決議ニ加ハルノ權利ナリ、社團法人ノ事務ハ、總社員ノ意見ニ依リテ、之ヲ定ムヘキハ當然ナリ、其意見ヲ定ムルニ當リテハ、社員カ一定ノ場所ニ會合シ、他ノ社員ノ面前ニ於テ、各々其意見ヲ發表シ、而シテ法人ノ事務ヲ決定スルコトヲ便宜トス、其決定ニ參與スル權利カ表決權ニシテ、其目的ノ爲メニスル會合ヲ社員總會ト稱ス、社團法人ノ最高機關ナリ、(五三、六三)

社團法人ノ一切ノ事務ハ、定款ヲ以テ理事其他ノ役員ニ委任シタルモノヲ除ク外、總會ノ決議ニ依リテ之ヲ行フ、(六三) (總會ハ、一般權限、然シテ總會ハ、法人ヲ代表スルモノニアラス、代表ハ理事ニ一任スルモノト見ルヲ正當ト考フ、(五三) 定款ヲ以テ理事ニ一任セサル事務ニ付キテハ、總會モ亦理事ト競合シテ、代表權ヲ有スルモノト見サルヲ可トス、定款ニ

於テ理事ノ代理權ヲ制限シ、土地ノ賣買ハ理事ノ權限ニ屬セサル旨ヲ定ムルカ如キ場合ハ、土地ノ賣買ニ付キテ、總會ノ決議アルトキハ、理事ニ其權限ヲ生スルコトヲ意味スルモノト解釋スヘシ、此場合ニ於テ、總會カ法人ヲ代表シテ賣買ヲ爲スモノト見サルナリ、法人ノ一切ノ事務ハ總會ニ於テ之ヲ決定スルコトヲ得レトモ、自ラ其決定ニ制限アリ、即チ總會ノ決議ト雖モ、社員ノ特別權利義務ハ之ヲ侵害スルコトヲ得ス、又或社員ニ特ニ不利益ナル義務ヲ負ハシメ、又ハ或社員丈ニ其普通權利ヲ剝奪シ、又ハ制限スルノ決定ヲ爲スコトヲ得サルモノナリ、之當然ノ事理ニ屬ス、法人ノ一切ノ事務ハ、其性質上總會ニ於テ決定スルコトヲ得サルヘカラス、然シテカテ總會ハ常設ノ機關ニアラス、從テ事務ノ決定ヲ理事其他ノ役員ニ委ヌルコトヲ得サルヘカラス、其範圍ニ於テ、總會ノ權限ハ縮少セラル、其之ヲ委ヌルニハ、定款ヲ以テ其旨ヲ定メサルヘカラス、(六三)



社員總會ヲ分テ、通常總會、臨時總會トス(六〇)甲ハ定款ニ定マリタル時ニ於テ開催セラルル總會ナリ、毎年事業年度ヲ云フニアラス、少クトモ一回ノ通常總會ヲ開催セサルヘカラス(六〇)乙ハ定款ニ定マリタル時ヲ問ハス、臨時必要アル場合ニ於テ、開催セラル(六一)

總會ノ開催アルコトヲ要ス、招集ハ總會開催ノ通知ニシテ、意思表示ニアラス、其招集權ハ理事ニ屬スルヲ原則トス(六〇)例外トシテ、監事モ之ヲ有ス(五九)其招集ハ少クトモ五日前ニ、會議ノ目的タル事項ヲ示シ、定款ノ定ムル方法ニ從ヒテ、之ヲ爲ササルヘカラス(六一)臨時總會ヲ招集スルハ、理事ノ自由ノ意見ニ依リテ定マル(六一)然シ總社員ノ五分ノ一以上、此定款ハ定款ヲ以テ増減スルコトヲ得(ヨリ)會議ノ目的タル事項ヲ示シテ、請求ヲ受ケタルトキハ、理事ハ必ス之ヲ招集セサルヘカラス(六一)通常總會モ、亦定款ノ定ムルトコロニ從ヒ、之ヲ招集スル

コトヲ要ス(六〇)(2)其招集ニ應シテ、一定數ノ社員ヲ指定ノ場所ニ集合スルコトヲ要ス、其定數ハ定款ニ依リテ定マルヘシ、此要件ニ適セサル總會ハ、決議能力ヲ有セス、從テ其決議ハ無効ナリ、然シ其決議ヲ執行スル理事ノ行爲ハ、必スシモ無効ニアラス、其開催セラレタル總會ニテハ、議長其議事ヲ整理スル權利ヲ有ス、議長ハ定款ノ定ムルトコロニ依リテ定マルヲ通例トス、總會ノ一般權限ニ屬スルモノニアラサレハ、決議ヲ爲スコトヲ得サルハ、勿論ナルモ、其權限ニ屬スルモノト雖モ、招集ニ當リテ豫メ通知ヲ爲シタル事項ニ付キテノミ、決議能力ヲ有ス(六四)但シ定款ニ於テ、其事項以外ノ事項ト雖モ、猶ホ序ニ決議スルコトヲ得ル旨ヲ定メタルトキハ、之ニ從フ(六四)各社員ハ、總會ニ出席スルノ權利、意見ヲ陳述スルノ權利ヲ有シ、表決權ヲ有ス、出席セサル社員ハ、代理人ヲシテ、意見ヲ陳述シ、表決ヲ爲スコトヲ得ヘク、又書面ヲ以テ表決ヲ爲スコトヲ得(六一)但シ定款ニ於テ、代理表決、書面表決ヲ禁シタルト



キハ其禁止ニ從フ(六五二) 表決ハ問題トナリタル事項ヲ決定スル意思表示ナリ其同一内容ノ意思表示ノ集合シタルモノヲ決議ト稱ス、契約ニハアラス、定款ニ別段ノ定メアル場合ノ外ハ、出席社員ノ過半數ノ意思表示カ一致スルニ依リテ決議ト爲ルヲ原則トス、此表決權ハ、平等ナルヲ原則トス、一人一表決權ヲ有スルヲ原則トス、然シ定款ヲ以テ此點ニ付キ別段ノ定メアルトキハ之ニ從フ(六五)或社員丈ニ其表決權ヲ剝奪シ、又ハ制限スルコトヲ得ス、表決權ハ、法人ノ一切ノ事務ニ及フト雖モ、法人ト或社員トノ關係ニ付キ、議決ヲ爲ス場合ニ於テハ、其社員ハ其事項ニ付キテ表決權ヲ有セス(六六)

### 第九節 法人ノ監督

主務官廳ノ監督

一 法人ハ、主務官廳ノ許可ニ因リテ成立ス、故ニ又法人ノ業務ハ、主務官廳ノ監督ニ屬ス、(六七、三八)

二 主務官廳ハ、何時ニテモ職權ヲ以テ、法人ノ業務及ヒ財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得、法人ノ役員ハ、其検査ヲ拒ムコトヲ得サルハ當然ナリ(六七)

### 第十節 法人ノ消滅

法人解散ノ意義

解散ノ原因

一 吾民法ニ於ケル、法人消滅ノ原因タル事實ハ、(一)法人解散ノ事由ノ發生、(二)清算ノ終了トス(七三)

二 法人ハ、解散ハ、一定ノ原因ノ發生ニ因リテ、法人カ其權利能力ヲ失フニ至ルコトヲ確定スル狀態ヲ謂フ、恰モ自然人カ致命傷ヲ受ケタル狀態ノ如シ、未タ死セサルモ、死ノ至ルコトヲ確定ス、故ニ解散シタル法人ハ之ニ因リテ、其權利能力ヲ失フニアラス(七三) 解散ノ原因ハ、社團、財團ノ兩法人ニ共通ナルモノ、及ヒ社團法人ニ特別ナルモノアリ、共通ノ原因左ノ如シ(六八)



- (一) 定款又ハ寄附行爲ヲ以テ定メタル解散事由ノ發生、
- (二) 法人ノ目的タル事業ノ成功又ハ成功ノ不能、
- (三) 破産、

法人カ其債務ヲ完済スルコト能ハサル財産狀況ニ陥ルトキハ、又破産ノ宣告ヲ受クヘシ、裁判所ハ職權ヲ以テ、又ハ請求ニ因リテ其宣告ヲ爲ス、其請求權者ハ、理事若クハ法人ノ債權者ナリ、此等ノ者ノ請求アレハ、裁判所ハ破産ノ宣告ヲ爲ササルヘカラス、又理事ハ法人ノ債務超過ノ狀況ヲ知リタルトキハ、直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲スコトヲ要ス、(七〇、八)

(四) 設立許可ノ取消、

其取消ハ廢止ヲ意味ス、初メヨリ許可ナキト同一ナラシムルノ意ニアラス、其取消權ハ主務官廳ニ屬ス、其取消ハ、(1) 法人カ其目的以外ノ事業ヲ爲シタルカ、(2) 設立ノ許可ヲ得タル要件ニ違反シタル

カ、又ハ(3) 公益ヲ害スヘキ行爲ヲ爲シタル場合ニ之ヲ爲ス、教育ヲ目的トスル法人カ、營利行爲ヲ業トシテ爲スカ如キハ、(1) ニ屬シ教育ヲ目的トスル法人カ、一定ノ年限ニ或設備ヲ爲スヘキ條件ヲ以テ、設立ヲ許可シタル場合ニ於テ、其設備ヲ爲ササルカ如キハ、(2) ニ屬シ、婦人ノ貞節ヲ獎勵スルコトヲ目的トスル法人ニ於テ、其理事又ハ總會カ反テ私生子ノ母ヲ保護スルカ如キ行爲ヲ爲シ、又ハ決議ヲ爲スカ如キハ、(3) ニ屬スル例ト見ルヘシ、

社團法人ニ特別ナル解散原因左ノ如シ、

(一) 總會ノ決議、

此決議ハ總社員ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス、出席シタル社員ノ四分ノ三以上ノ同意ニアラス、但シ定款ニ於テ、別段ノ定メアルトキハ之ニ從フ、定款ハ其同意ノ數ヲ増減スルコトヲ得ヘシ、然シ總會カ解散ノ決議ヲ爲スコトヲ得サル旨ヲ定ムルコトヲ



得ス、(三八)

(二) 社員ノ缺亡、

社員カ、死亡其他ノ原因ニ因リテ、皆無ト爲ルコトヲ意味ス、故ニ定款ニ別段ノ定メナキ場合ニ於テハ、社員一人ニ減少スルモ、解散ノ原因ト爲ラス、社團法人ノ成立ノ要件ト、其存立ノ要件ト異ナルコトヲ知ルヘシ、

解散シタル法人ノ性質

二 解散シタル法人ハ、其權利能力ヲ失フニアラス(七三) 故ニ從來ノ權利義務ハ依然トシテ其法人ニ附着ス其權利ハ解散ト共ニ屬權利者ニ歸シ、(七二)義務丈ヲ法人カ負フモノト見ルヘカラス、解散ノ效果ハ、法人ノ從來ノ目的ヲ一變シ、法人ハ唯清算ノ目的ノ爲メニ存ス、從テ解散後ノ法人ハ、其目的タル事業ヲ新ニ營ムコトヲ得ス、之ニ因リテ法人ハ權利ヲ有シ義務ヲ負フコトヲ得ス、

解散ト清算

三 解散アレハ、必ス清算起ル、清算ハ、消滅スヘキ法人ノ財産ノ始末ヲ

清算人

爲ス行爲ヲ意味ス、破産手續ニ依ル財産ノ始末モ、亦第七十三條ニ謂フ所ノ清算ニ外ナラス、破産ノ場合ニ於テハ、破産法上ノ手續ニ依ルヘキカ故ニ民法上ノ清算ノ手續ハ、破産法上ノ清算手續ヲ除キタル事ニ關ス、清算ハ、清算人ノ之ヲ爲ス、清算人ハ、解散シタル法人ノ一切ノ清算事務ヲ管理シ、其事務ニ付キテ、法人ヲ代表スル者ヲ謂フ(七八)清算事務ハ、(1)從前ヨリ擊屬セル事務ヲ結了シ、(2)債權ヲ取立テ、債務ヲ辨濟シ、(3)殘餘財産ノ引渡ヲ爲スコトニ存ス、(七八)其ノ代表行爲ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタルトキハ賠償ノ責ニ任ス、(四四)定款、寄附行爲ニ別段ノ定メアルカ、又ハ總會ニ於テ他人ヲ選任セサル間ハ、解散ニ因リ、理事カ當然清算人トシテ存續ス、破産ノ場合ハ別ナリ、(七四)若シ當然清算人ヲ生セサルカ、又ハ清算人ノ缺ケタル場合ニ於テ、之ニ因リテ損害ヲ生スル虞アルトキハ、利害關係人若クハ檢事ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ、裁判所清算人ヲ選任ス、(七五)重要ナル事由アルトキハ、裁判所ハ、利害關係



人若クハ檢事ノ請求ニ因リ、又ハ職權ヲ以テ、清算人ヲ解任スルコトヲ得ヘシ、(七六)解散ニ因リテ、當然清算人ト爲リタル者ハ、解散後一週間内ニ、其氏名、住所及ヒ解散ノ原因、年月日ノ登記ヲ爲シ、且ツ其事項ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要ス、之ニ依リテ、他人及ヒ主務官廳ハ、法人ノ解散及ヒ法人ノ代表者ヲ知ルコトヲ得ヘシ、解散ニ因リテ、當然清算人トナラサル者ニ對シ、解散後一週間内ニ、右ノ登記及ヒ届出ヲ爲サシムノ趣旨ニハアラサルヘシ、此場合ニ於テハ、其就職ノ時ヨリ遲滞ナク、登記又ハ届出ヲ爲スヲ以テ足レリトスヘシ、既ニ解散ノ登記アリタル後、清算人ニ交迭アルトキハ、其清算人ハ、就職後一週間内ニ、其氏名、住所ノ登記ヲ爲シ、之ヲ主務官廳ニ届出ツルコトヲ要スルハ、當然ナリ、(七七)清算人ハ、法人ノ債務ヲ辨濟スルニ當リテハ、除斥公告ヲ爲スコトヲ要ス、(八四〇)其公告ハ、清算人就職日ヨリ二箇月内ニ、少クトモ三回之ヲ爲スコトヲ要ス、其公告ノ内容ハ、債權者ニ對シ、二箇月ヲ下ラサル期間ヲ

債務辨濟ノ方法

定メ、其期間内ニ債權ノ申出ヲ爲スヘキ旨ヲ催告シ、且ツ債權者カ其期間内ニ申出ヲ爲ササルトキハ、其債權ハ、清算ヨリ除斥セラルヘキ旨ヲ附記スルニ在リ、(七九)此公告ノ外、清算人ハ、知レタル債權者ニハ、各別ニ其申出ヲ催告スルコトヲ要ス、(七九)此等ノ催告ハ、債權者ニ其權利ヲ主張スル機會ヲ知ラシムルト同時ニ、清算人ニ早ク債權ノ數ヲ知ラシムルノ便ヲ與フ、催告中ニ定メラレタル除斥期間内ニ、申出テサル債權ハ、其期間内ニ申出又ハ知レタル債權ヲ完済シタル後、未タ歸屬權利者ニ引渡サル財産アル場合ニ於テ、辨濟ヲ受クルコトヲ得ルニ過キス其財産ニ付キテハ、辨濟ヲ受クルコトヲ得ルカ故ニ、清算人ハ、債權ノ申立アルニ拘ハラス、其財産ヲ歸屬權利者ニ引渡スコトヲ得ス、期間内ニ申出ヲ爲シタル債權ヲ辨濟スルニ付キテハ、普通ノ原則ニ依ル、除斥期間内ト雖モ、辨濟スヘキ債權ニ付キテハ、其辨濟ヲ拒ムコトヲ得ス、請求アルニ從ヒ辨濟ヲ爲ササルヘカラス、



殘餘財產

又始期附債權ハ其期限ノ到來スルマテ其辨濟ヲ爲スコトヲ要セス、停止條件附債權ハ條件ノ成就前ニ於テ辨濟ヲ爲スコトヲ得ス、故ニ清算ハ速ニ結了セス、又辨濟ノ公平ヲ保シ難シ、吾民法中修正ヲ要スル點ナルヘシ、(一〇三三參照) 清算ハ殘餘財產ノ引渡ヲ以テ結了スルヲ通例トス、殘餘財產ハ知レタル債權ヲ辨濟シテ、殘存スヘキ財產ナリ、其財產ノ存スヘキコト明カナルトキハ清算中ト雖モ之ヲ引渡スコトヲ妨ケス、(八一三) 殘餘財產ハ之ヲ其歸屬權利者ニ引渡ス、其權利者ハ定款又ハ寄附行爲ヲ以テ定メラル、即チ定款又ハ寄附行爲ハ一定ノ人ヲ指定シ、又ハ之ヲ指定スル方法ヲ定ムルコトヲ得、定款又ハ寄附行爲ニ於テ其定メナキトキハ理事ハ其權利者ヲ指定スルコトヲ得ヘシ、此場合ニ於テハ理事ハ(1)主務官廳ノ許可ヲ得、又社團法人ニ在リテハ總會ノ決議ヲ經テ、(2)其法人ノ目的ニ類似スル目的ニ使用スヘキ制限ヲ以テ、歸屬權利者ニ與フヘキコトヲ定ムルコトヲ要ス、法人ノ解散前ニ於テ、定

殘餘財產ノ歸屬權利者

歸屬權利者ノ性質

メサルヘカラサルハ當然ナリ、(七二二) 若シ以上ノ方法ニ依リテ歸屬權利者ヲ生スルコト能ハサルトキハ、最後ニ國庫カ其權利者トナル、(七二三) 何レハ場合ヲ問ハス、歸屬權利者ハ唯殘餘財產ノ交附ヲ請求スル債權ヲ有スルニ止マリ、交附セラルヘキ財產ハ解散シタル法人ニ屬ス、清算人ノ引渡ハ此等財產ノ移轉行爲ニシテ、之ニ因リテ歸屬權利者ハ交附セラレタル財產ノ主ト爲ル從テ歸屬權利者ハ一般承繼人ニアラス、清算中ニ法人ノ財產カ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコト分明ナルニ至リタルトキハ、清算人ハ直チニ破産宣告ノ請求ヲ爲シ、其旨ヲ公告スルコトヲ要ス、(八一四) 其請求ニ基ク破産ノ宣告アリ、破産管財人ヲ生スルトキハ、清算人ハ之ニ事務ノ引渡ヲ爲スコトヲ要ス、之ニ因リテ清算人ノ任務終了スヘシ、(八一) 此場合ニ於テ破産管財人ハ清算人カ既ニ債權者ニ支拂ヒ、又ハ歸屬權利者ニ引渡シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得、(八一五) 其財產ハ又破産財團中ニ入り、破産手續ニ依リテ清



算セラル、何レノ場合ヲ問ハス、清算ノ結了ニ因リテ法人ハ消滅ス(七)  
三 此場合ニ於テ、其當時ノ清算人ハ、法人ノ消滅ヲ、主務官廳ニ届出ツル  
コトヲ要ス(八三)

### 第十一節 解散法人ノ監督

- 一 法人カ解散スルトキハ、新ニ其目的タル事業ヲ營ムコトヲ得ス、故  
ニ法人ハ主務官廳ノ監督ヲ脱シテ、裁判所ノ監督ニ屬ス(八二)
- 二 裁判所ハ何時ニテモ職權ヲ以テ、右ノ監督ニ必要ナル検査ヲ爲ス  
コトヲ得(八四三)

### 第十二節 外國法人

外國法人

一 外國法人ハ、外國ノ法律ニ因リテ、成立シタル法人ナリ、日本法人ハ  
日本ノ法律ニ因リテ、成立シタル法人ナリ、法人ノ主タル事務所カ内國

外國法人  
ノ權利能力

ニ在ルト外國ニ在ルトハ、法人ノ内外ヲ區別スル標準ト爲ラス(商法二)  
二 外國法人ハ、吾國ニ於テ法人タルノ效力ヲ有セサルコトヲ原則ト  
ス、例外トシテ、左ノ外國法人ハ、吾國ニ於テモ亦法人タル效力ヲ有スル  
モノトス(三六)

(一) 國

(二) 國ノ行政區劃

(三) 商事會社

(四) 法律又ハ條約ニ依リ、特ニ法人ノ效力ヲ認許セラレタル外國法人、  
故ニ商事會社ニアラサル營利法人、及ヒ營利ヲ目的トセサル法人(例ハ  
宗教上ノ傳道ヲ目的トスル法人)ノ如キハ、吾國ニ於テ法人タル效力ヲ  
有セス、

三 吾國ニ於テ、法人タルノ效力ヲ有スル外國法人ノ權利能力ハ、日本  
ニ於テ、成立スル同種ノ法人ト同等ナルコトヲ原則トシ、例外トシテ、外



國人カ享有スルコトヲ得サル權利ハ、之ヲ享有スルコトヲ得ス、又法律若クハ條約ニ於テ、特ニ外國法人ニ付キテ、禁止又ハ認可シタル權利ニ付キテハ、其禁止又ハ許可ニ依ル、(三六二)

登記

外國法人ノ否認

四 日本ニ於テ法人タル效力アル外國法人カ、日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ、一週間内ニ、其事務所ノ所在地ニ於テ、登記スルコトヲ要ス、(四九)  
三五 登記スヘキ事項ハ、内國法人ノ場合ニ定メラレタル事項ト同一ナリ、(四六九) 又其登記事項ニ變更ヲ生シタルトキハ、一週間内ニ、其變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス、(四六九) 其登記ノ期間ハ、外國ニ於テ生シタル事項ニ付キテハ、其通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス、(四九) 其事務所ヲ移轉シタル場合ニ於テモ、登記ニ付キテハ内國法人ト異ナルコトナシ、(四八九) 外國法人カ、始メテ日本ニ事務所ヲ設ケタルトキハ、其事務所ノ所在地ニ於テ、登記スルマデハ、他人ハ其成立ヲ否認スルコトヲ得、(四九二) 故ニ此場合ニ於テハ、登記セサルモ他人ニ對シテ法人タルノ效力

アリ、然シ他人カ之ヲ否定シ、其效力ヲ認めサルコトヲ得、ルモノトス、以上ニ述ヘタル登記ニ關スル規定ハ、外國ノ商事會社ニハ適用ナキモノト見ルヘシ、其商事會社ハ、法人ナルト否トヲ問ハス、商法第二百五十五條乃至二百五十八條ノ規定ニ從ツテ登記スヘキカ故ナリ、

第十三節 理事、監事、清算人ノ制裁

- 一 理事、監事又ハ清算人カ、法定ノ場合ニ於テ、其義務ニ違反シタルトキハ、五圓以上二百圓以下ノ過料ニ處セラル、(八四) 之ニ依リテ、其義務ノ履行ヲ強制スルコトヲ得ヘシ、(非訟事件手續法 二〇七、二〇八)
- 二 過料ハ、刑法上ノ刑罰ニアラス、民事上ノ公制裁ナリ、故ニ刑法ノ適用ナシ、

法人ニ關スル民事上ノ公制裁



第三章 物

第一節 物ノ意義

物ト有體性

一 民法上ノ物ハ、有體性ノモノナルコトヲ要ス、(八五) 有體性ハ、一定ノ空間ヲ占領シテ存在スル性質ヲ謂フ、固形體、流動體、瓦斯體、皆此性質ヲ有ス、無體性ノモノハ物ニアラス、從テ吾人ノ官覺ニ接觸スルコトヲ得ルモノ、必スシモ物ニアラス、香味、色、熱、光、音聲、行爲、電氣、ノ如キハ、物ニアラス、又唯吾人ノ意識ノ上ニ存スルニ止マルモノハ、物ニアラス、法人權利能力、行爲能力、權利義務、信用、名譽ハ、物ニアラサルカ如シ、故ニ民法上ノ物ハ、通俗ニ謂フ所ノ物ト異ナル、

物ト吾人ノ意カ

二 物ハ、吾人ノ意カノ及フヘキモノナルコトヲ要ス、日月星晨、太陽地球ノ如キハ、物ニアラス、故ニ民法上ノ物ハ、物理上ノ物ト異ナル、

物ト一箇體

三 物ハ、世間カ一箇體トシテ、取扱フノナルコトヲ要ス、物質上一體

堆積物

物ト人間ノ身體

ヲ爲スモノハ、世間モ亦タ之ヲ一體トシテ取扱フモノ多シ、然シナカラ、物質上一體ヲ爲スモノニシテ、世間ハ之ヲ一箇體トシテ取扱ハサルモノアリ、穀物、砂、砂利、反古、ノ如シ、世間ハ其一粒一片ヲ以テ、一箇體ト爲サス、其或分量ヲ、一箇體トシテ取扱フ、又足袋、下駄、手袋、ノ如キモ、世間ハ一對ヲ以テ、一箇體ト爲ス、其一箇體カ、民法上ニ於ケル物ナリ、之ニ付キテ、一箇ノ所有權成立ス、此等ノ物ヲ堆積物ト稱セン、故ニ有體性ノモノカ、民法上ノ物ナルヤ否ヤハ、世間ノ取扱ニ依リテ、定マルモノニシテ、物質上ノ結合ニ依リテ、定マルモノニアラス、瓦斯體、流動體ニ付キテハ、之ヲ貯フル器ニ依リ一箇體ヲ定ム、其器ハ別ノ一箇體ナリ、砂利、砂ノ如キモ亦之ニ類ス、土地ニ付キテハ、所有者カ一箇體ヲ定ム、所有者カ一筆ト爲シタル土地ハ一箇體ナリ、

四 生存スル人間ハ、物ニアラス、故ニ人間ノ身體ハ、物ニアラサルト同時ニ、身體ノ構成部分モ、亦物ニアラス、從ツテ吾人ハ其身體ノ全部若



クハ一部ニ付キテ、所有權ヲ有セス、然シ身體、ヨリ分離シタル部分ハ、物タルニ妨ケアルコトナシ、頭髮、齒ノ如シ、此等ノ物ハ、其分離ト共ニ、ソレマテ屬セシ人ノ所有ニ歸スルモノト解スヘシ、先ツ無主物トナリ、先占者(二三九)カ、其所有權ヲ取得スルモノト見ルヘカラス、未タ分離セサル頭髮ヲ賣却スル約束ハ、未來ノ物ノ賣買トシテ有效ナルコトヲ妨ケス、其頭髮カ分離シタル場合ニ於テ、賣買上ノ法律關係ヲ生ス、從ツテ其頭髮ヲ切斷スヘキ債務ヲ生スルニアラス、若シ其債務ヲ生セシメント約スレハ其約束ハ無効ナリ、(九〇) 人工ニ因リテ生シタル身體ノ部分ハ、身體ノ一部ナリ、物ニアラス、金冠齒、繼續齒ノ如シ、其一部ヲ爲ササルモノハ物ナリ、義齒、義足ノ如シ、之ニ付キテハ、所有權成立スヘシ、

**五 死體**、ハ物ナリ、之ニ付キテ所有權ノ成立スルコトヲ妨ケス、然シナカラ、其所有權ハ、他ノ物ノソレト異ナリ、大ニ制限ヲ受ケ、唯之ヲ埋葬スルノ外、事實上ノ處分ヲ爲スコトヲ得サルヲ通例トス、然シナカラ、之

身體ノ部分

死體

ヲ以テ死體ノ所有權ヲ否定スルコトヲ得ス、其所有權ハ、死者ノ相續人ニ屬シテ、其相續財產ト爲ル、此點ニ付キテハ、民法其他ノ法律ニ何等ノ明文ナシト雖モ、死者ノ死體ノ埋葬ハ、獨リ相續人之ヲ爲スコトヲ得ルト考フレハ、吾人ノ法的信念ナリ、特ニ反對ノ明文ナキ限りハ、法律モ亦此信念ヲ是認スルモノト見サルヘカラス、死體ノ所有權ハ、死者ノ相續人ニ歸スト、斷定スルコトヲ得ヘシ、故ニ相續人ハ、其不法ノ占有者ニ對シテ、其取戻ヲ請求スルコトヲ得ルハ、勿論ナリ、然ラハ其所有權ハ、相續財產ニ屬スヘシ、相續財產ハ、相續ヲ原因トシテ、相續人ニ歸シタル權利ノ總稱ニシテ、其權利ハ必スシモ一旦被相續人ニ歸シタルモノナルコトヲ要セサルカ故ナリ、然シ相續財產ニ屬スルトシテモ、死體ハ埋葬セサルヘカテサルモノナルカ故ニ、他ノ相續財產ト同一ノ取扱ヲ受クルコトナキハ、勿論ナリトス、之カ爲メニ相續財產ニ屬セサルモノト云フコトヲ得ス、



民法以外  
於ケル物  
ノ意義ニ

六 以上述ヘタル要件ヲ具フルモノヲ、民法上ニ於ケル物ト稱ス、(八五) 民法以外ノ法律命令ト雖モ、民法ノ附屬法トシテ、民法制定以後ニ於テ生シタルモノハ、民法ト同一ノ意義ニ於テ、物ナル文字ヲ使用スルモノト見ルヘキハ當然ナリ、其他ノ法令ニ於テハ、物ノ意義ハ、其法令ノ解釋ニ依リテ定マルヘシ、民事訴訟法第十二條ノ訴訟物ノ物ハ、民法上ノ物ト同一ニアラス、反之刑法第二百三十五條ノ財物ノ物ハ、民法上ノ物ト同一義ナルカ如シ、(刑法二四)

組成物

七 物ハ多クノ場合ニ於テ、多數ノ物ヨリ組成セラル、機械時計、家屋ノ如シ、之ヲ組成物ト稱ス、其多數ノ物ハ、組成物ヲ構成スル間ハ、法律上ニ於ケル物ノ性質ヲ失ヒ、組成物ノ一部タルニ過キス、從テ特ニ其部分ニ付キテ、所有權其他ノ物權ノ成立ヲ許サス、分離ニ依リテ物ト爲リ、其所有權ハ、同時ニ組成物ハ、所有者ニ屬ス、先ツ無主物ヲ生シ、先占者ヲ、其所<sub>有者</sub>ト見ルヘカラス、物ハ、數多ノ物ヨリ組成セラルルニアラスシテ、

單一物  
聚合物

物ヲ爲スコトアリ、牛、馬、犬、猫、瓦斯體、樹木、堆積物ノ如シ、之レヲ單一物ト稱ス、組成物ニ似テ而シテ非ナルモノアリ、聚合物ト稱セラル、組成物又ハ單一物ノ集合ニシテ、或見地ヨリ、一箇體トシテ取扱ハルルモノナリ、圖書館ノ書籍、倉庫内ノ荷物、群羊ノ如シ、其場合ニ於テハ、其各個ノ物ハ、組成物又ハ單一物トシテ、民法上ノ物タル性質ヲ失ハス、組成物ニ於ケル各物カ、組成物ノ一部ヲ爲シ、物ノ性質ヲ失フト異ナル、組成物ハ一箇體ニシテ有體性アリ、聚合物ハ一箇體トシテ、取扱ハルルコトアルモ、吾人カ各自獨立セル數物ヲ基礎トシテ、一箇體ヲ抽象シ、意識スルニ止マル、有體性ヲ帶ヒサルカ故ニ、民法上ノ物ニアラス、從ツテ聚合物ニ付キテ、所有權ノ成立スルコトナシ、此場合ニ於テハ、唯各物ニ付キテ存スル數個ノ所有權アルノミ、從ツテ又聚合物ト堆積物トハ、異ナルコトヲ知リ得ヘシ、

八 物ノ聚合一物ニアラサルト同シク、權利ノ聚合一物ニアラス、又財

權利ノ聚  
合財產



相續權

產ハ物ニアラス、財産ハ或人ニ屬スル、財産權ノ總稱ナリ、義務ヲ除外ス、財産目錄中ニ債務ヲ記載スルハ、財産目錄カ、財産狀況ノ目錄ナルカ故ナリ、又權利ト義務トノ差引殘額ノ謂ヒニアラス、或人ノ財産中ニ於テ、一部ノ財産カ、他ノ財産ト法律上ノ取扱ヲ別ニスルモノアリ、相續財産ノ如シ、之ヲ特別財産ト稱ス、此場合ニ於テモ例ハ相續財産ト稱スル特別ノ一團アルニアラス、相續人カ相續ニ因リテ得タル財産權ノ總稱ニスキス、義務ヲ包含セス、從テ、相續權ハ、相續財産ニ付キテ存スル特別ノ權利ニアラス、相續ニ因リテ得タル箇々ノ權利ノ總稱ナリ、

### 第二節 物ノ能力

物ノ能力  
權利能力  
取引能力

一 物ハ能力ヲ、權利能力、取引能力ニ分ツヲ例トス、權利能力ハ所有權ヲ成立セシムルニ適スルノ意ニシテ、取引能力ハ、其所有權ヲ處分スルコトヲ得セシムルノ謂ヒナリ、物ニシテ權利能力ヲ有セサルモノ

不融通物

ナシ、物アレハ必ス之ニ付キテ、所有權ノ成立スルコトヲ妨ケス、然シナカラ物ノ取引能力ハ之ヲ制限セラルル事アリ、其物ヲ不融通物ト稱ス、

公物

二 左ノ物ハ不融通物ナリ、  
(一) 公物、公物ハ、國家又ハ其他ノ公法人ノ公用ニ供セラルル物ヲ謂

公所有權

フ、國家其他ノ公法人カ、其收入ノ淵源トスル物ハ、其私用ニ供セラルル物ナリ、例ハ國有林、貸地、貸家、金錢、有價證券、國又ハ市ノ經營ニ係ル鐵道、電車ノ如シ、公用ニ供セラルルトハ、私用ニ供セラルルノ反對ヲ謂フ、或ハ(1)當然公衆ノ使用ニ供セラルル物ナルコトアリ、公道、橋梁、河川、郵便、瓦斯燈ノ如シ、或ハ(2)公衆ノ使用ニ供スルコトナクシテ、公用ニ供セラルル物アリ、役所、學校、病院、圖書館、練兵場、兵器、兵營、城塞、軍艦ノ如シ、公物ノ管理等ハ、公法ニ依リテ定メラルルモ、其所有權ハ、國家、市町村、其他ノ公法人ニ歸スルヲ原則トシ、又一箇人ニ歸スルコトアルヲ妨ケス、無主物ニアラス、又公所有權



ナルモノカ成立スルニモアラス、然シ公物ノ所有權ハ其公物ノ目的ニ依リテ制限セラルル、公物ノ目的ニ衝突スル處分ヲ其物ニ加フルコトヲ得ス、又其所有權ヲ讓渡シ、又ハ制限物權、地上權、永小作權、質權、抵當權ノ如シ、ノ設定ハ、公物ノ目的ニ衝突スル範圍ニ於テハ無効ナルヘシ、此意味ニ於テ公物ハ不融通物ナリ、時効ニ因リテ公物ノ所有權ヲ取得スル場合モ、亦同一ナリ、其所有權カ絕對ニ取得セラレサルニアラス、之ヲ取得スルモ、公物タルノ用方ニ依ル制限ヲ受クルモノトス、公物ノ用方カ廢止セラルルトキハ、其所有權ハ其用方ニ依ル制限ヲ免ル、

(二) 死體、死體ハ、死者ノ相續人ノ所有ニ屬スルモ、相續人ハ學問上ノ目的ノ爲メナルト否トヲ問ハス、有償又ハ無償ニ死體ヲ處分スルコトヲ得ス、其處分ハ、善良ノ風俗ニ反スルカ故ナリ、死體ハ生前ニ於テ遺言ニ依リ、善良ノ風俗ニ反セサル範圍ニ於テ、解剖ノ爲メニ

死體ニ對スル處分

不動産  
土地

定著物

學校ニ與フルカ如シ、之ヲ處分スルノ外、之ニ對スル有效ノ處分ヲ爲スコトヲ得ス、  
祭具及ヒ墳墓ニ付キテ存スル所有權ハ、不融通物ニアラス、

### 第三節 物ノ種類

#### 第一款 不動産、動産

一 不動産ハ、土地及ヒ其定著物ヲ謂フ、(八六) 土地ハ、限定セラレタル地面ノミヲ意味ス、然シ其地面ノ所有權ハ、其地面ノ上下ニ其效力ヲ及ボス、(三〇七) 定著物ハ、一定ノ土地ニ附著シテ、其一部ヲ爲サス、而モ世間カ其所在ヲ變更セサルモノトシテ取扱フ物ヲ謂フ、土地ノ一部ヲ爲スモノハ、土地ソノモノニシテ、土地ノ定著物ニアラス、故ニ泉水、築山ノ如キハ、定著物ト云フヘカラス、之ニ付キテ別箇ノ所有權カ成立スルコトナシ、泉ニ付キテモ亦同一ナリ、世間カ所在ヲ變更セサル物トシテ、取



扱フコトヲ要スルカ故ニ、其物カ唯一時ノ用ニ供スル爲メニアラスシテ、土地ニ附著セシメラレタル物ナルト否トハ、問フ所ニアラス、博覽會場ハ、唯其會期中ノ用ニ供スルカ爲メニ建設セラルルコトアルモ、猶ホ定著物トシテ不動産タルコトヲ失ハス、又吾國ノ家屋ハ、其儘ニテ其場所ヲ變スルコトヲ得レトモ、世間ハ家屋ヲ以テ其所在ヲ變セサルモノトシテ取扱フカ故ニ定著物ナリ、反之假小屋、足場、電信柱ノ如キハ、定著物ニアラス、要スルニ土地ノ定著物ハ、建設物及ヒ竹木ノ外ニ之ヲ求ムルコト能ハサルヘシ、建設物ハ、建物、提防、橋梁ノ類ヲ包含ス、植木屋カ賣却用ノ爲ニ有スル竹木ノ如キハ、定著物ニアラス、定著物ナルヤ、土地ノ一部ナルヤヲ判斷スルコト困難ナルコトアルヘシ、吾國ニ於テハ、建物、立木ハ土地ノ突出物トシテ、土地ノ一部ト見ルコトヲ得ス、反之雜草、野菜ノ類ハ、土地ニ附著スル間ハ其一部ト見ルヘキカ、

二 動産トハ、不動産ニアラサル總テノ物ヲ謂フ、(八六二) 土地ニアラ

土地ノ定著物ニヤ  
土地ノ定著物ニヤ  
土地ノ定著物ニヤ

動産  
無記名債  
權

動産  
不動産  
ノ區別  
ノ利益

ス、又土地ノ定著物ニアラサル物ハ、總テ動産ナリ、故ニ物ニアラサル權利ハ、如何ナル場合ニ於テモ、動産ニアラス、然シ吾民法ハ、無記名債權ハ、之ヲ動産ト看做シ、動産ニ關スル規定ヲ適用セシメントス、(八六三) 其意義甚タ明カナラスト雖モ、無記名債權ハ、其債權證券(動産)ト同一ナリト看做ストノ意ナランカ、蓋シ無記名債權ハ(品物切手、無記名ノ手形上ノ債權)ノ如シ、其債權ヲ表示シタル證券ノ所有權ト其運命ヲ共ニシ、其所有者即チ債權者ナルヲ其性質ト爲ス、故ニ其債權ノ讓渡ハ、其證書ノ讓渡ニ依リテ之ヲ爲シ、其債權ノ質入ハ、其證書ノ質入ニ依リテ之ヲ爲スカ如ク、總テ其證券ト債權トカ法律上同一視セラルルコトヲ意味スルモノト見ルノ外ナカランカ、

三 不動産ト動産トノ區別ハ、法律上種々ノ意味ヲ有ス、民法上ニ於テハ、物權上ノ變動ニ付キテ、之ヲ第三者ニ對抗スル要件ヲ異ニシ、(一七七、一七八) 民事訴訟法ニ於テハ、裁判管轄ノ規定ニ差異ヲ生シ、(民事訴訟法) 強制執



行ノ方法ヲ異ニス(民事訴訟法)ルヲ以テ、其一班ヲ知ルコトヲ得ヘシ、民法其他ノ法律ニ於テ、動産不動産ニ依リテ其規定ヲ異ニスルコト甚タ多シ、主トシテ其動、不動ノ性質ヲ異スルニ基ク、

第二款 主物、從物

主物、從物  
一 從物ハ、或物ノ所有者カ、其物ノ常用ニ供スル爲メ、自己ノ所有ニ屬スル他ノ物ヲ以テ、之ニ附屬セシメタル物ヲ謂フ(八七)其或物ヲ、主物ト稱ス、故ニ(1)從物ハ物ナルコトヲ要ス、主物ノ一部ヲ爲スモノハ從物ニアラス、其一部ナルヤ否ヤハ、世間カ、其一部ヲ以テ一物トシテ取扱フヤ否ヤニ依リテ定マル、疊建具ハ、家屋ノ一部ニアラス、反之天井、瓦、縁ノ如キ、家屋ノ一部ナリ、動産タルコトヲ必要トセス、不動産モ亦タ從物タルコトヲ得ヘシ、(2)吾民法ニ於テハ、從物ハ主物ト其ノ所有者ヲ同フスルコトヲ要ス、故ニ借家人カ持込ミタル疊建具ノ類ハ、借家ノ從物タルコト能ハス、(3)從物ハ、主物ノ用ニ供セラルル物ナルコトヲ要ス、即

不動物ト  
從物

チ主物ヲ利用シ、又ハ保存スルノ用ニ立ツモノナラサルヘカラス、故ニ主從ノ關係ナキ物ニ、主物、從物ナシ、(4)從物ハ、所有者カ主物ノ常用ニ供セント欲シタル物ナルコトヲ要ス、此意味ニ於テ、從物ハ全ク所有者ノ意思ニ依リテ定マルヘシ、常用ニ供スルトハ、主物ヲ利用シ、又ハ保存スルノ用ニ供シ、而モ唯一時ノ用ニ立テシムルニアラサルコトヲ謂フ、從ツテ疊建具ノ類ト雖モ、唯一時ノ間ニ合セノ爲メニスルモノハ、從物ニアラス、(4)從物ハ、所有者カ、主物ニ附屬セシメタル物ナルコトヲ要ス、即チ實際ニ於テ從物カ主物ノ常用ニ供セラルルコトヲ得ベキ状態ニ置キタルコトヲ要ス、鍵ハ、筆筒、倉庫等ノ從物、牧場備付ノ用具ハ、牧場ノ從物、疊建具ハ家屋ノ從物、工場ニ於ケル機械ハ、其建物ノ從物、共同便所ハ、長屋ノ從物ナリ、書畫什器ノ箱ハ、書畫又ハ什器ノ從物ナルカ如シ、

二 從物ハ、主物ノ處分ニ從フ(八七) 此處ノ處分ハ一切ノ法律上ノ處



法律上ノ  
處分

分ヲ意味ス、法律行為上ノ處分ナルト然ラサルトヲ問ハス、裁判所ノ裁判、強制執行上ノ處分、又債務關係ヲ生スルト、直チニ物權上ノ變動ヲ生スルトヲ問ハス、處分ニ從フトハ主物ノ處分ノ效力カ、當然從物ニ及ブコトヲ意味ス、主物ノ處分カ從物ヲ包含スルノ謂ヒニアラス、例ハ工場備付器械ノ買主ハ、其器械ノ所有權ノ引渡ヲ請求スル債權ヲ取得スルト、同時ニ當然其從物ナル、調帶ノ所有權ヲ請求スル債權ヲ取得シ、印刷工場ノ建物ニ、抵當權ヲ設定スルトキハ、其從物ナル器械ニ、抵當權カ設定セラルルニアラサルモ、建物ノ抵當權ノ效力ハ、當然器械ニ及フ、故ニ、抵當權者ハ、又器械ヲ賣却シテ辨濟ニ充ツルコトヲ得ヘシ、此結果ヲ妨止セントセハ、當事者ハ、特ニ反對ノ意思表示ヲ爲ササルヘカラス、

第三款 元物、果實

一 果實ヲ分チテ、天然果實、法定果實トス、民法中ノ果實ハ、此二者ヲ包含スルヲ原則トスルモ、二種ノ果實ヲ統一スヘキ果實ノ觀念ヲ定ムル

天然果實

產出物

コト能ハス、

二 天然果實ハ、或物ノ用方ニ從ヒ、收取スル產出物ヲ謂フ、(八八)其或物ヲ元物ト稱ス、(八九) 故ニ(1)天然果實ハ物ナリ、未タ元物ト分離セサル間ニハ、果實ナシ、分離スルト共ニ果實ヲ生ス、(2)天然果實ハ、或物ノ產出物ナルコト要ス、吾民法ニ於ケル產出物トハ、元物ヲ害セスシテ、之ヨリ分出セラルル物ヲ意味ス、元物ヲ害スルヤ、否ヤハ、物理上ノ意義ニ於テ之ヲ定ムルニアラス、世間ノ見ル所ニ依リテ定マル、故ニ有機的ノ分出物、即樹木ノ果實、穀物、雜草、牛乳、牛馬ノ子ノ如キハ、產出物ナルハ勿論、石炭、鑛物、石材、砂利ノ如キモノモ、亦土地ノ產出物ナリ、此場合ニ於テハ、土地ニ損害ヲ與フルコト、有機的產出物ノ如クナラスト雖モ、世間ハ石炭、石材等ノ採掘ニ依リテ、土地ヲ害シタリトハ見サルナリ、反之、家屋ノ用材ヲ取り、又一頭ノ牛ヲ細斷シテ、其肉ヲ取ルモ、果實ヲ生スルコトナシ、元物ヲ害スルモノナルカ故ナリ、產出物ハ、其分出ハ、當時ニ於テ、元



物ノ用方

物ハ一部ヲ爲スモノナルコトヲ要スルハ當然ナリ、從ツテ牧場ノ牛馬、  
 獵場ノ獲物、養魚池ノ魚ノ如キハ、果實ト稱スルコトヲ得ス、(3)物ノ用  
 方ニ從ヒテ、收取スルモノナルコトヲ要ス、物ノ用方ハ物ノ效用ナリ、世  
 間ノ見ルトコロニ依リテ定マル、所有者カ之ヲ定ムルニアラス、吾民法  
 ニ於テハ、乳牛ヨリ生スル牛乳ハ、果實ナルモ、荷牛ノ牛乳ハ、果實ニアラ  
 ス、牛馬ノ子必スシモ果實ニアラサルヘシ、然シ定期ニ收取スルヤ否ヤ  
 ハ、問フトコロニアラス、

天然果實ハ、元物ト分離セサル間ハ、元物ノ一部ナリ、故ニ其部分ニ付キ  
 テ、獨立ノ所有權ナシ、分離ト共ニ、一物ト爲リ所有權成立ス、其所有權  
 ハ、分離ニ因リ其當時ニ於ケル果實收取權利者ニ歸ス、故ニ分離ノ時ニ、  
 於テ、果實收取權利ヲ有スル者ハ、分離ニ因リテ、當然果實ノ所有權ヲ取得  
 シ、特ニ果實ノ占有ヲ爲スコトヲ要セス、又分離ノ時ニ於テ、收取權利ヲ有  
 セサル者ハ、其以前ニ於テ之ヲ有スルモ、果實ノ所有者ト爲ラス、分離ノ

果實收取  
權利者

法定果實

原因ハ、所有權ノ取得ニ關係ナシ、果實、取、收、權、利、者、ハ、別ニ法律ノ規定  
 ニ依リテ定メラル(六〇一、八九二、七〇〇、七九九等)

三 法定果實ハ、或人カ特ニ物ノ使用ヲ許シタル對價トシテ、受クヘキ  
 金錢其他ノ物ヲ謂フ(八八二) 故ニ(1)法定果實ハ、物ナリ、其物ヲ請求ス  
 ル權利ニアラス、(2)法定果實ハ、物ノ使用ヲ許スコロノ法律上ノ關  
 係ニ基クモノナルコトヲ要ス、利息、土地ノ使用料、會社ノ利益配當ノ如  
 シ、反之權利ノ使用ヲ許シタル對價トシテ、受クヘキモノハ、法定果實ニ  
 アラス、法定果實ヲ、收取スル權利ヲ有スルモノハ、物ノ使用ヲ許シタ  
 ル者、又ハ其者ヨリ收取權利ヲ得タル者ナリ、其收取權利者ニ變更ヲ生シ  
 タル場合ニ於テハ、其收取權利ノ存續期間、日割ニ應シテ、受取ルヘキ果實  
 ノ分量ヲ定ム(八九二)

收益

四 收益(六〇一、六五九、七九三)ハ、物又ハ權利ヨリ生スル收得ヲ意味ス、果實ヲ  
 包含スレトモ、果實ニ屬セサル一切ノ收得ヲ含ム、出來得ル範圍ニ於テ、



果實ノ規定ヲ之ニ準用スヘシ、

### 第四章 法律上ノ效力、法律事實

#### 第一節 法律上ノ效力

##### 第一款 總說

一 法律上ノ效力トハ、法律ニ定マル原因ノ結果タル法律上ノ状態ヲ謂フ、法律ハ、一定ノ原因ニ對シテ、一定ノ結果ヲ創定スルコトヲ其本職トス、自然的ノ規則ハ、一定ノ原因ニ對スル一定ノ結果ヲ是認スルコトヲ其本職トス、甲ハ結果ヲ創定シ、乙ハ其既存ノ結果ヲ是認ス、故ニ自然的規則ノ結果カ、物理的ノ存在ヲ有スルニ反シ、法律上ノ結果ハ、吾人ハ五官ニ接觸スルコトヲ得サルモノナリ、法律ヲ基礎トシテ、吾人カ意識シタル、或状態タルニ過キス、唯吾人ノ意識ノ上ニ存スルノミ、事實上ノ状態ト異ナルノ點ナリ、

法律上ノ效力

法律上ノ效力發現ノ形式

二 法律上ノ效力ハ、其發現ノ形式一様ナラス、或ハ權利能力、行爲能力ノ如キモノアリ、代理權、期待權ノ如キモノアリ、未成年者ニ對シ、法定代理人カ同意ヲ爲ストキハ、其法律上ノ效力ハ、未成年者ノ法律行爲ヲ有效ナラシムルコトニ存ス、法律状態ノ現狀ヲ維持スルモ亦法律上ノ效力ナリ、(九八八)此類ノ法律上ノ效力枚擧ニ遑アララス、然シナカラ、法律上ノ效力ハ、權利義務ノ形チニ於テ現ハルルコト最モ多シ、故ニ法律上ノ效力ト云ヘハ、直チニ權利義務ヲ意味スルモノト速斷スル人多シ、

##### 第二款 權利ノ發生、消滅、變更

一 權利ノ發生トハ、權利カ初メテ現出スルコトヲ謂フ、無主物ヲ先占スルトキハ、其物ニ付キテ所有權發生ス、賣買成立スルトキハ、其目的物ノ所有權ヲ移轉スル、請求權、及ヒ代金ノ請求權ヲ賣主買主ノ間ニ發生スルカ如シ、(五五五)

二 權利ノ消滅トハ、權利カ全ク存在セサルニ至ルコトヲ謂フ、所有

權利ノ消滅

權利ノ發生



權利ノ變更

者カ、其權利ヲ拋棄スルトキハ、其所有權消滅シ、賣主カ、代金ノ支拂ヲ受ケルトキハ、其代金ノ請求權カ消滅スルカ如シ、

三 權利ノ變更トハ、權利ノ消滅ト同視セラレスシテ、從來ノ權利ノ存狀ニ變化ヲ來スコトヲ謂フ、(1)或ハ權利主體ノ變化ニ因リテ、變更ヲ生スルコトアリ、權利ノ持主ノ増減ニ因リ、又ハ全ク持主ヲ更フルニ因リテ生ス、此等ノ場合ニ於テモ、其權利ハ、全ク同一ナリトシテ取扱ハル、(2)或ハ權利ノ實質ノ變化ニ因リテ、變更ヲ生スルコトアリ、所有權ノ目的物ノ増減、債權ノ内容ノ増減ニ因リテ生スル變更ノ如シ、他人ノ所有物ヲ破壊シタルカ故ニ、其損害ヲ賠償スヘキ場合ニ於テ、所有權ハ消滅シテ、損害賠償ノ債權之ニ代ハル、然シナカラ、權利ノ變更ヲ生セス、所有權ハ消滅スルカ故ナリ、

權利ノ取得

四 權利カ發生シ、又ハ主體ノ變化ニ因ル權利ノ變更ヲ生スルトキハ、必ス其權利ハ、或人ニ附著シ、其有トナル、之ヲ權利ノ取得ト稱ス、權利

得、喪失、消滅

カ、其持主ヲ脱スルコトヲ、權利ノ喪失ト稱ス、或ハ權利ノ消滅ヲ來スコトアリ、或ハ他人ニ附著シテ存在スルコトアリ、

承繼的取得、移轉的承繼取得、設定取得

五 權利ノ取得ヲ分ツテ、承繼的取得、原始的取得トス、承繼的取得トハ、既存ノ權利ノ作用ニ因ル、權利ノ取得ナリ、細別シテ、移轉的承繼取得、設定の承繼取得トス、移轉的ナルハ、既存ノ權利カ、其作用ニ因リテ、其儘ニ他人ニ取得セラレタルモノト取扱ハルル場合ナリ、所有權、債權ヲ相續シ、又ハ讓受クルハ、即チ此取得ナリ、其權利ハ、他人ニ移轉シタリト稱ス、設定のナルハ、既存ノ權利ノ作用ニ因リテ、之ト全ク異ナリタル權利カ、新ニ取得セラレタル場合ナリ、例ハ土地ノ所有者ヨリ、永小作權、地上權、質權、抵當權ヲ設定セラレテ、之ヲ取得スルカ如シ、此等ノ權利ハ、所有權中ニ包含セララルモノニアラス、新權利ナリ、其權利ヲ他人ニ設定スルト稱ス、設定セラレタル權利カ、權利者ヨリ拋棄セラルトキハ、其權利ハ消滅シ、設定者ニ復歸スルコトナシ、設定者ニ相續



權利ノ承  
繼人

特定承繼

一般承繼  
又ハ包括  
承繼

セラルルカ如キ場合ニ於テハ、一旦ハ設定者ニ復歸シテ消滅ス、(一七九)  
 承繼的取得ハ、即チ權利ノ承繼ナリ、取得者ハ之ヲ承繼人ト謂フ、故ニ其  
 唯承繼ヲ請求スル權利ヲ有スルニ止マル者、即チ債權者ハ、承繼人ニア  
 ラサルハ當然ナリ、承繼ヲ分ツテ、特定承繼、一般承繼トス、特定承繼ハ、  
 箇々別々ノ權利カ、箇々別々ノ原因ニ因リテ、承繼セラルヘキ場合ニ於  
 ケル承繼ヲ意味ス、甲カ其財産ノ全部ヲ讓渡スモ、其讓受人ハ、特定承繼  
 人ナリ、此場合ニ於テハ、其各箇ノ權利ニ付キテ、各々別々ノ讓渡アルカ  
 故ナリ、一般承繼ハ、一名之ヲ包括承繼ト稱ス、箇々別々ノ權利カ、唯一ハ  
 原因ニ因リテ、承繼セラルヘキ場合ニ於ケル承繼ヲ謂フ、相續ニ因ル權  
 利ノ承繼ノ如シ、敢テ其各箇ノ權利カ、一團トナリテ、承繼セラルルニア  
 ラス、數箇ノ權利カ相合シテ、又一箇團トナルコトナキカ故ナリ、又義務  
 ノ承繼ヲ伴フコトヲ、一般承繼ノ要素ト爲サス、包括遺贈ハ少クトモ一  
 般承繼ト同一視セラルヘシ、(九二)一般承繼ヲ爲シタル者ヲ、一般承繼人

一般承繼  
ノ結果

原始的取  
得

ト稱ス、一般承繼ノ結果トシテ、其承繼人ハ、出來得ル範圍ニ於テ、前主ト  
 同一視セラル、特定承繼ト異ナルハ、點ナリ、  
 原始的取得トハ、既存ノ權利ノ作用ニ基カスシテ、權利ヲ取得スルコト  
 ヲ謂フ、新權利ノ取得ナルコトアリ、先占ニ因ル所有權ノ取得、(二三九)第  
 百九十二條ニ因ル權利ノ取得、時効ニ因ル權利ノ取得、(一六三)ノ如シ、或  
 ハ又舊權利ノ復歸ナルコトアリ、解除條件附ニテ權利ヲ讓渡シタル場  
 合ニ於テ、條件成就スルトキハ、其權利ハ當然讓渡人ニ復歸ス、而モ其取  
 得ハ承繼ニアラス、

權利ノ取得ニ原始的ト承繼的トノ區別ヲ設クル實益ハ、主トシテ證據  
 方法ノ點ニ關ス、原始的取得ヲ證明セントセハ、只其取得ノ原因タル事  
 實ヲ證明スルヲ以テ足レリトス、反之承繼的取得ヲ證明セントセハ、其  
 原因タル事實ヲ證明スルヲ以テ足レリトセス、其前主被承繼人ノ權利  
 ヲ證明セサルヘカラス、遞次其前主ノ權利ヲ遡リテ、證明セサルヘカラス



ス、猶ホ此區別ハ、民事訴訟法ニ於ケル、判決確定ノ效力ニ大關係ヲ有シ、民法上ニ於テモ、第二百十條、第四百十八條、第二百百條等ニ於テ、區別ノ實益ヲ現ハス規定アリ、

保證人ハ  
承繼人ニ  
アラス

六 以上述ヘタルトコロハ、之ヲ義務ニ類推シテ考フヘシ、但シ義務ニハ設定の承繼ニ當ルヘキモノアル筈ナシ、保證人ヲ以テ、主タル債務者ノ承繼人トナスヘカラス、

### 第二節 法律事實

#### 第一款 總說

法律事實

一 法律事實トハ、一定ノ法律上ノ效力ノ發生要件タル事實ヲ謂フ、法律ハ、一定ノ原因ニ對シテ、一定ノ結果ヲ創定スルコトヲ其本職トス其一定ノ結果カ、法律上ノ效力ナリ、之ニ對シテ其原因、即チ要件ヲ法律事實ト稱ス、人ノ生キナカラノ出生ハ、權利能力發生ノ法律事實ナリ、所

狀況

事件

事件ノ分  
類

有權ノ讓渡ハ、所有權移轉ノ法律事實ナルカ如シ、法律事實ハ、多クハ部分ヨリ構成セラルルコトヲ通例トス、其各部分ヲ成分ト稱セン、其成分ヲ大別シテ、狀況ハ存否事件ハ生否トス、(一)狀況ハ、自然的ノ有様ヲ意味ス、法律上ノ狀況ハ、法律上ノ效力トシテ、之ヲ法律事實ノ成分中ニ加ヘス、狀況ハ(1)人ノ狀況ナルコトアリ、精神喪失ノ狀況、生死不明ノ狀況ノ如シ、(二)人ニ關セサル狀況ナルコトアリ、占有、占有ノ繼續、地ヲ接スル狀況ノ如シ、(三)事件ハ、自然的ノ出來事ヲ意味シ、法律上ノ出來事ヲ包含セス、權利ノ取得又ハ消滅ノ如キハ、事件ニアラス、法律事實ノ成分中ニ之ヲ加ヘス、事件ヲ細別シテ、人以外ノ出來事ハ、ニ於ケル出來事トス、(1)人以外ノ出來事ハ、果實ノ分離、物ノ新生、物ノ滅失ノ如シ、(2)人ニ於ケル出來事ハ、(甲)人ノ意識ニ關係セサルモノ、(人ノ出生、死亡ノ如シ)及(乙)人ノ意識ニ關係スルモノニ細分セラルヘシ、意識ニ基クモノハ、(イ)人ノ精神界ニ於ケル出來事ナルコトアリ、(或事實ヲ知リ



行爲

適法行爲

違法行爲

法律事實  
ノ成分ト  
爲ラサル  
行爲

又ハ知ラザリシコトカ法律事實ノ成分トナル場合ノ如シ(九三、九四、九六、一〇一) (ロ)精神界ニ於ケル出來事ニ屬セサルモノアリ、即チ人ノ行爲カ法律事實ノ成分ト爲ル場合ナリ、

二 行爲ニハ、身體ノ動靜ヲ必要トス、身體ノ動作カ行爲トナルニハ、其動作カ意識セラルルコトヲ要ス、積極的行爲、身體ノ靜狀カ行爲トナルニモ亦、其靜狀カ意識ニ基クコトヲ必要トス、消極的行爲、此行爲ハ、法律カ之ヲ許スコトアリ、之ヲ適法行爲ト稱ス、又法律カ之ヲ禁スルコトアリ、之ヲ違法行爲ト稱ス、債務ノ不履行(四一、五)不法行爲(七〇、九)ハ其主ナルモノナリ、法律行爲ニシテ、又違法行爲ナキニアラス(九〇、九)

第二款 心裡表示

一 法律事實ノ成分ト爲ル行爲ハ、表示行爲ト非表示行爲トニ區別スルコトヲ得ヘシ、法律事實ノ成分ニアラサル行爲ハ問題外ニ屬ス、果實ヲ分離セシムル行爲、自己ノ所有物ヲ破壞スルカ如キ行爲ノ如シ、此等ノ場合ニ生スル所有權ノ發生、消滅ノ法律上ノ要件ハ果實ノ分離、物ノ

非表示行爲

心裡表示

觀念表示

消滅ニシテ行爲ニアラサルカ故ナリ、附合行爲(二四三)混合行爲(二四五)ノ場合モ亦同一ナリ、

二 非表示行爲トハ、心裡ヲ表示スルニアラサル行爲ヲ謂フ、埋藏物ノ發見(二四一)事務管理ノ行爲(六九七)先占(二三九)所有權ノ拋棄ノ如シ、違法行爲ハ、其法律上ノ效力ニ對シテハ、皆非表示行爲ナリ、不法行爲モ亦一種ノ意思表示ト云フハ誤ナリ、

三 表示行爲ハ、心裡ヲ表示スル行爲ナリ、詳言スレハ、心裡ノ内容ヲ、確的ニ推知セシムルニ適スル行爲ヲ謂フ、之ヲ心裡表示ト謂フ、吾人ノ心裡ハ、之ヲ知情欲ニ分類スルコトヲ得ルトセハ、表示行爲モ、亦自ラ知情欲、何レカノ表示行爲ニ外ナラス、

(甲) 知ハ表示行爲ハ、之ヲ觀念表示ト稱ス、表示者カ或事物ニ對シテ有スル知識、即チ觀念ヲ表示スルモノナリ、(1)或ハ純觀念ノ表示ナルコトアリ、他人ノ權利ノ存在ヲ承認スルカ如シ、之ニ因リテ時効ノ申斷ヲ



生ス、(三號)債權讓渡ノ承諾(四六七)第千六十九條ニ於ケル遺言者及  
 證人ノ承認モ亦之ニ屬ス、(2)或ハ事實ノ主張ナルコトアリ、主張ハ純  
 觀念ノ表示ニ止マラス、其觀念ノ正當ナルコトノ強要ヲ包含ス、代理人  
 カ自己ニ代理權アリト稱シ、(一八)債權ノ賣主カ債務者ノ資力ヲ擔保  
 スルカ如シ、(五六九)第千七十二條ニ於ケル遺言者ノ自書、第千七十九條  
 ニ於ル確認ノ如キモ亦之ニ屬ス、(3)事實ノ通知ナルコトアリ、(イ)過去  
 ノ事實ノ通知ナルコトアリ、辨濟準備ノ通知、(四九三)債權讓渡ノ通知、(四  
 六七)質權設定ノ通知、(三六四)承諾延著ノ通知、(五二二)事務管理開示ノ通  
 知、(六九九)組合員除名ノ通知、(六八〇)他人ニ代理權ヲ與ヘタル旨ノ表示、  
 (二〇九)連滯債務者ノ通知、(四四三)ノ如シ、(ロ)現在ノ事實ノ通知ナルコト  
 アリ、贈與者ノ瑕疵ノ告示、(五五一)權利欠缺ノ申出、(五六八、三)ノ如シ、(ハ)將  
 來ノ事實ノ通知ナルコトアリ、總會招集ノ通知、(六二)強迫ニ於ケル害惡  
 ノ通知ノ如シ、其何レノ場合ヲ問ハス、事實ノ通知ハ、其事實ニ對スル

感情表示

欲望表示

事實上ノ  
欲望表示

請求的表  
示

觀念ノ通知ナリ、

(乙) 情ハ表示行爲ハ之ヲ感情表示ト稱ス、吾民法上唯宥恐ノ一アルノ  
 ミ、(八二)  
 (四一)

(丙) 欲ハ表示行爲ハ之ヲ欲望表示ト稱ス、細別シテ事實上ハ欲望表示、  
 私法上ノ效力ノ欲望表示トス、

(一) 事實上ノ欲望表示ハ、其欲望ノ種類ニ依リテ、更ニ之ヲ細別スルコ  
 トヲ得ヘシ、(1)積極的ノ欲望表示ナルコトアリ、(イ)其欲望カ他人  
 ノ行爲ヲ請求スルコトニ存スルコトアリ、之ヲ請求的表示ト稱セ  
 ン、法律行爲ヲ追認スルヤ否ヤノ確答ヲ爲スヘキ催告、(一九二)總會  
 招集ノ請求、(六一)債權申出ノ催告、(七九)選擇ノ催告、(四〇八)ノ如シ、觀  
 念ヲ表示スルニアラスシテ、欲望ノ表示ナリ、履行ノ提供、(四一三)モ  
 亦之ニ屬ス、此提供ハ辨濟ノ準備ヲ爲シ、且ツ債權者ニ受領ヲ催告  
 スルコトヲ意味スル方故ナリ、履行ノ請求モ亦之ニ屬ス、此請求ハ



債務ノ本旨ニ從ツテ、債務ヲ消滅セシムルニ適スル、債務者側ノ行為ヲ爲スヘキコトヲ請求スルコトニ存シ、債務ヲ消滅セシメントスル欲望ヲ表示スルニアラスト見ルヘキカ故ナリ、官廳又ハ分署ニ對スル請求モ、亦此種ノ中ニ入ル、裁判所ニ對スル請求、(七、二五)戶籍吏ニ對スル届出、(七、七五)ノ如シ、(ロ)他人ノ行為ニ對スル或種ノ同意ナルコトアリ、第八百十四條ニ於ケル同意ノ如シ、(2)消極的ノ欲望表示ナルコトアリ、追認ノ拒絶、(一、一三)辨濟受領ノ拒絶、(四、九三)申込ノ拒絶、(五、二八)復籍ノ拒絶、(七、四一)第三者ノ辨濟ニ反對スル旨ノ表示、(四、二七)第四百六十二條第二項、第七百二條第三項ニ基ク反對ノ如シ、

(二)私法上ハ、効力ハ欲望表示ハ、之ヲ意思表示ト稱ス、

私法上ノ  
効力ノ欲  
望表示  
意思表示

第三款 意思表示

第一項 其意義

意思表示  
ノ意義  
効力意思

一 意思表示ハ、一定ノ私法上ノ効力ヲ欲スル意思ノ表示行為ナリ、(1)其私法上ノ効力ヲ欲スル意思ヲ、略シテ効力意思ト稱セン、其意思ハ、法律ノ規定ニ基キテ生スル法律上ノ効果ヲ、法律的ニ欲スルコトヲ要セス、此如キハ、法律家ニアラサレハ能ハサルトコロナルカ故ナリ、唯法律ニ依頼シテ、一定ノ事實上ノ効果ヲ收メントスル意思ナルヲ以テ足レリトス、此場合ニ於テ、其意思ヲ法律的ニ換言シテ、私法上ノ効力ヲ欲スル意思ト云フニ外ナラス、例ハ甲カ乙ノ所有物ニ付キテ、全々自今甲ノ干渉ヲ排ケ、自己ノ勢力範圍内ニ置カント欲スル約束ヲ爲ストキハ、所有權ヲ讓受クル意思アリト稱スルナリ、(2)其意思ノ表示行為ハ、(イ)行為ナリ、故ニ其身體ノ動靜カ其意識ニ基クモノナルコトヲ要ス、行為意識睡眠中、人事不省中ニ於テハ、行為ナシ、表示行為アリ得ヘカラス、暴力ニ壓セラレタル場合亦同シ、(ロ)表示トナル行為ナリ、即チ効力意思ノ存在ヲ的確ニ推理セシムルニ適スル行為ナルコトヲ要ス、此點ハ大ニ

表示行為  
ノ要件  
行為意識



所有權ノ  
拋棄ト意  
思表示

不法行為  
ト意思表  
示

先占ト意  
思表示

注意ヲ要ス、法律事實ノ成分中ニ、行為ヲ要スル場合ニ於テモ、其行為カ  
 意思表示トナルヤ否ヤハ、此標準ニ依リテ之ヲ決スヘシ、例ハ所有權ヲ  
 拋棄スルニハ、所有權ヲ失フノ意思ヲ以テ、其物ノ占有ヲ拋棄スルコト  
 ヲ要ス、然シ物ノ占有拋棄ノ行為ハ、所有權喪失ノ意思ノ表示行為ニア  
 ラス、占有拋棄ノ行為ハ、種々ノ意味ヲ有スヘク、確的ニ所有權喪失ノ意  
 思ヲ推理セシムルニ適セサルカ故ナリ、先占ハ、所有權取得ノ意思ヲ以  
 テ、無主物ノ占有ヲ取得スルニ依リテ成立ス、然シナカラ、其占有取得ノ  
 行為カ、所有權取得ノ意思ノ表示行為ニアラス、其意思ノ存在ヲ、確的ニ  
 推理セシムルニ適セサルカ故ナリ、此場合ニ於テ、其占有ノ取得行為ハ、  
 他ノ事情ト結合シテ、其意思ノ表示行為トナルコトアルヘシ、然シ法律  
 ノ要求スルトコロハ、他ノ事情ト結合シタル占有取得行為ニアラス、赤  
 裸々タル占有取得行為ナリ、其行為ハ表示行為ニアラサルカ故ニ、所有  
 權ノ拋棄先占ニハ、意思表示ハ存在セサルナリ、又不法行為ハ行為者カ

意思表示  
ト自信

萬一其法律上ノ效力タル損害賠償ノ債務ノ發生ヲ欲スルコトアルモ、  
 決シテ其意思ノ表示行為トナルコトナシ、  
 二 意思表示ハ、表意者カ、自信ヲ以テ爲シタル表示行為ナリ、此自信  
 ハ、行為意識ニアラス、其表示行為カ、一定ノ效力意思ノ存在ヲ、推理セシ  
 ムルニ適スルモノト信スルノ謂ナリ、此自信ナキトコロニ、意思表示ハ  
 存在スルコトヲ得ス、例ハ或市場ニ於テ、賣買契約申込ノ意思ヲ表示ス  
 ルノ方法トシテ、右手ヲ舉クルコトヲ慣例トスルコトヲ知ラサル者カ、  
 其場内ノ友人ヲ呼ハンカ爲メニ、右手ヲ舉ケタル場合ニ於テハ、其舉手  
 ノ動作ニハ、行為意識アルコト勿論ナルモ、其行為カ賣買上ノ意思ノ表  
 示行為ト爲ルコトヲ自信シテ爲シタルモノニアラス、從ツテ意思表示  
 ハ存在セス、第九十三條ノ適用ナキコト勿論ナリ、此自信カ、意思表示  
 ノ成立ニ必要ニシテ且ツ十分ナリ、表示行為トナルコトヲ知ルコトヲ  
 必要トセス、而シテ其自信ハ正當ナルコトヲ要セス、誤信ナルモ可ナリ、



表示意思

意思表示ノ成立ト内部ノ意思

故ニ法律行為ノ要素ニ錯誤アル意思表示モ亦常ニ意思表示タルニ妨ケナシ(九五)此場合ニ於テ表意者ハ其行為カ内部ニ存スル效力意思ノ表示行為トナラスシテ反テ他ノ效力意思ノ表示行為トナルコトヲ知ラスト雖モ其行為カ内部ノ效力意思ノ表示行為ナルコトヲ信スルモノナルカ故ナリ、此自信ヲ必要トスルカ故ニ例ハ民法第二百五條ニ於ケル追認ハ其實追認ノ意思表示ノ存スルコトヲ意味スルニアラス、行為者ニ取消權拋棄ノ表示行為タル自信アルコトヲ必要トセサルカ故ナリ、此自信ハ通常之ヲ表示意思ト稱ス其用語ハ正當ニアラス、自信ハ心理上知ノ部ニ入り欲ノ部ニ屬セサルカ故ナリ然シ從來ノ用例ニ從ヒ表示意思ト稱セントス、

三 意思表示ハ表示行為ナリ效力意思ノ存在ヲ推理セシムルニ適スル行為ナリ、故ニ内部ニ於テ其意思ノ存スルト否トハ意思表示ノ成立ニ何等ノ關係ナシ、眞意ニアラサル意思表示(九三)虛偽ノ意思表示(九

無効ノ意思表示

公ノ意思表示ノ私ノ意思表示

四 錯誤アル意思表示モ亦意思表示ニ相違ナキハ民法ノ明言スルトコロナリ、表示行為カ内部ノ意思ト一致スルコトハ意思表示カ其效力ヲ生スルノ要件ナリ、而シテ其效力ヲ生スルコト能ハサル意思表示モ亦意思表示タルニ害ナシ、無効ノ意思表示ハ意思表示ノ無ト異ナル、意思表示ハ存在ス、然シナカラ其效力ヲ生スルコト能ハサルノミ、其結果ヨリ見レハ無ニ等シト雖モ意思表示ノ觀念ニ相當スル事實アレハ、意思表示アリト云フニ妨アルコトナシ、

四 意思表示ハ公ノ意思表示私ノ意思表示トニ區別スルコトヲ得、甲ハ公團體カ其資格ニ於テ爲スモノナリ、裁判所ノ裁判(離婚離縁ノ裁判、共有物分割ノ裁判等ノ如シ)乙ハ個人ノ意思表示ナリ、公團體カ之ト同視スヘキ場合ニ於ケル意思表示モ亦之ニ屬スルハ當然ナリ、以下意思表示ト云ヘハ個人ノ意思表示ヲ意味ス、

第二項 意思表示ノ種類











ス、故ニ遺言書ヲ認メ、之ヲ土中ニ埋ムルトキハ、遺言完成シタリト云フヘカラス、(2)此意思表示ハ、特定ノ人ニ對スルニアラサルカ故ヲ以テ、其實意思表示ニアラスト論スルコトヲ得ス、

第三項 意思表示ノ方法

意思ヲ表示スル方法

一、意思ヲ表示スル方法トシテ、言語文字ヲ適當ニ使用スルヲ例トス、然シ如何ナル方法ヲ選ムモ可ナリ、唯表示行爲トナルコトヲ必要トスルノミ、表示行爲タルヤ否ヤハ、客觀的ノ見解ニ依リテ之ヲ定ム、主觀的ニ表意者ノ見解ニ依リテ定ムルニアラス、然シナカラ絶対的ニ表示行爲タルコトヲ必要トセス、當事者カ特約ニ因リテ、一定ノ行動ニ一定ノ意義ヲ附シ、之ニ依リテ意思ヲ表示スルコトヲ妨ケス、暗號ニ依リ、又ハ旗ヲ振リテ意思表示ヲ爲ス場合ノ如シ、當事者ハ、沈黙ニ一定ノ意義ヲ特約スルコトヲ得ヘシ、又世間カ或場合ニ於テ、沈黙ヲ一定ノ意義アリトシテ取扱フトキハ、其沈黙カ表示行爲トナルヘシ、

沈黙ニ依リ意思表示

方式の  
要式的意  
思表示

不要式的  
意思表示

二、法律カ意思ヲ表示スル方法ヲ、限定スルコトアリ、此場合ニ於テハ、其方法ニ依リテ、意思表示ヲ爲ササルヘカラス、其限定セラレタル方法ヲ方式ト稱シ、其意思表示ヲ要式的、意思表示ト稱ス、故ニ質權設定契約ニ於ケル、質物ノ授受ノ如キハ、質權設定ノ意思表示ノ方式ニアラス、表示方法ノ限定セラレサル意思表示ヲ、不要式的、意思表示ト稱ス、近世ノ法律ニ於テハ、意思表示ハ、不要式的ナルコトヲ原則トシ、要式的ナルコトヲ例外トス、其例外ヲ設クル所以ハ、(1)或ハ意思表示ヲ明確ニシ、其存否及ヒ内容ニ付キテ、將來ノ争ヲ止メシメントスルニ在ルコトアリ、書面ニ依リ、一定ノ文字ヲ使用スルヲ以テ、方式ト爲ス場合ノ如シ、(四四五參照) (2)或ハ表意者カ、特ニ慎重ニ意思表示ヲ爲スヘキヤ否ヤヲ考ヘ、其内容ノ如何ヲ考フルコトヲ、強制セントスルニ在ルコトアリ、證人ノ面前ニ於テ、又ハ公證人ニ就キテ、意思表示ヲ爲サシムル場合ノ如シ、(一七〇九、一〇) 意思表示カ、要式的ナル場合ニ於テ、其方式ヲ踐マサルトキ



當事者ノ  
特約ニ因  
ル要式的  
意思表示

ハ、法律ニ別段ノ定メアル場合（例ハ五）ヲ除ク外、其意思表示ハ無効ナリ、  
三 當事者ノ特約ニ因リテ、意思表示ヲ要式的ノモノト爲スコトヲ得  
ヘシ、其方式ヲ踐マサルトキハ、反對ノ定メヲ爲ササル限りハ、其意思  
表示ハ無効トナルヘシ、

第四項 意思表示ノ解釋

意思表示  
ノ解釋

一 意、思、表、示、ハ、解、釋、ハ、意、思、表、示、ソ、ノ、モ、ノ、ノ、意、義、ヲ、確、定、ス、ル、コ、ト、ヲ、意  
味ス、表意者ノ内、部、ノ、意、思、ノ、如、何、ヲ、明、ニ、ス、ル、ニ、ア、ラ、ス、其、意、思、表、示、ノ  
意、義、ヲ、確、定、ス、ル、ニ、當、リ、テ、ハ、表、意、者、カ、表、示、方、法、ト、シ、テ、使、用、シ、タル、言、語  
文、字、ニ、拘、泥、セ、サル、コ、ト、ヲ、要、ス、苟、モ、其、表、示、行、爲、ノ、意、義、ヲ、明、ニ、ス、ル、ニ、資  
ス、ル、モ、ノ、ハ、悉、ク、之、ヲ、參、考、ト、爲、サ、サル、ヘ、カ、ラ、ス、要、ハ、合、理、的、ナ、ル、結、果、ヲ  
收、ム、ル、コ、ト、ヲ、カ、ム、ル、ニ、在、リ、此、ノ、如、ク、シ、テ、確、定、シ、タル、意、思、表、示、ノ、意  
義、ニ、從、ツ、テ、法、律、上、ノ、効、力、ヲ、生、ス、ヘ、シ、若、シ、解、釋、者、カ、表、意、者、ノ、真、意、ノ、之  
ト、異、ナル、コ、ト、ヲ、發、見、ス、ル、カ、又、ハ、表、意、者、自、ラ、其、真、意、ニ、合、セ、サル、コ、ト、ヲ

解釋規定

解釋規定  
ト任意規  
定

證明スルトキハ、意思ト表示トノ不一致ノ問題トナル、然シ之カ爲メニ、  
意、思、表、示、ノ、解、釋、ニ、何、等、ノ、影、響、ヲ、及、ホ、ス、コ、ト、ナ、シ、  
二 意、思、表、示、カ、不、明、ナ、ル、場、合、ニ、於、テ、法、律、カ、其、意、思、表、示、ヲ、解、釋、ス、ル、規  
定、ヲ、設、ク、ル、コ、ト、ア、リ、其、規、定、ヲ、解、釋、規、定、ト、稱、ス、法、律、カ、一、應、意、思、表、示  
ノ、意、義、ヲ、解、釋、ス、ル、ニ、止、マ、リ、其、解、釋、ノ、正、當、ナ、ル、コ、ト、ヲ、強、要、ス、ル、ニ、ア、ラ  
ス、故、ニ、他、ノ、事、情、ニ、依、リ、テ、其、解、釋、ノ、誤、ナル、コ、ト、分、明、ナ、ル、ニ、至、ル、ト、キ、ハ、  
解、釋、規、定、ハ、當、然、其、場、合、ニ、適、用、ヲ、失、ヒ、其、意、思、表、示、ノ、真、義、ニ、從、フ、法、律、上  
ノ、効、力、ヲ、生、ス、ヘ、シ、故、ニ、解、釋、規、定、ハ、任、意、規、定、ト、異、ナル、此、規、定、ハ、當、事  
者、カ、別、段、ノ、意、思、表、示、ヲ、爲、サ、サル、場、合、ニ、適、用、セ、ラ、ル、故、ニ、當、事、者、カ、別、段  
ノ、意、思、表、示、ヲ、爲、シ、タル、ト、キ、ハ、其、規、定、ハ、其、適、用、ヲ、失、フ、解、釋、規、定、ノ、適、用  
ナ、カ、ラ、シ、メ、ン、ト、ス、ル、ニ、ハ、敢、テ、別、段、ノ、意、思、表、示、ヲ、爲、ス、コ、ト、ヲ、要、セ、ス、  
問、題、ト、ナ、リ、タル、場、合、ニ、於、テ、其、規、定、シ、タル、解、釋、ノ、誤、リ、ナ、ル、コ、ト、カ、證、明  
セ、ラ、ル、ト、キ、ハ、其、規、定、ハ、當、然、其、場、合、ニ、適、用、ヲ、失、フ、ヘ、シ、民、法、カ、意、思